

第4期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）

（令和7年度～令和11年度）

令和 年 月

秋田県



目次

第1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 離婚件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) ひとり親家庭数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. ひとり親家庭等の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 住まいの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 収入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (5) 養育費の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (6) 債務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (7) こどもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (8) 公的制度等の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (9) 親子交流（面会交流）の取り決め状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (10) 困っていること・希望する福祉制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3 第3期計画に定めた施策の評価

1. 第3期計画に定めた施策の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 母子家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 父子家庭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 寡婦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 施策の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 子育て・生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(2) 就業支援の推進	18
(3) 養育費確保の推進	18
(4) 経済的支援の実施	18
(5) 相談体制の充実	18

第5 具体的施策の展開

1. 子育て・生活支援の充実	19
2. 就業支援の推進	22
3. 養育費確保の推進	25
4. 経済的支援の実施	27
5. 相談体制の充実	29

第6 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	31
2. 計画の進行管理	31
3. 計画の評価	31

【資料編】

1. 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱	32
2. 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員名簿	33
3. 自立促進計画策定の経過	34
4. 秋田県ひとり親家庭等実態調査の概要	35
5. 秋田県ひとり親家庭等実態調査集計結果	36
6. 秋田県ひとり親家庭等実態調査票	121

第1 計画策定の趣旨

第 1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

ひとり親家庭の世帯数は、昭和 40 年代から平成 10 年代にかけて全国的に増加傾向が続いたことから、その自立の促進と児童の健全な成長の確保が課題となっていました。

このため、平成 14 年 11 月に「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正され、これまでの児童扶養手当の給付を中心としていた施策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとなりました。

この法改正に対応して、国では施策の基本方針を策定し、都道府県や市においても、地域の実情に応じた自立促進計画を策定してきました。

また、令和 5 年度には「こども大綱」が策定され、こどもや子育て当事者等の視点を尊重し、ひとり親への支援等に取り組むこととされました。

本県のひとり親家庭の世帯数は平成 24 年をピークに減少に転じましたが、近年は、抱えている困難は複雑に重なり合っており、また生活実態や就業環境等は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を背景に県では、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、令和 7 年度以降を計画期間とする「第 4 期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

2. 計画の目的

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から生活は大きく変化し、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。そのため、支援策を総合的かつきめ細かく展開していくことが重要です。

この計画においては、ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的とします。

3. 計画の位置付け

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条の規定に基づく秋田県における

「自立促進計画」です。

「秋田県こども計画」の個別計画としての性格を有します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、法や国の基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

5. 計画の対象

この計画の対象は、母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。

なお、本計画における用語の定義は次のとおりです。

母子家庭：配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯

父子家庭：配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯

寡婦：配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していたことのある人

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦

第2 ひとり親家庭等の実態

第2 ひとり親家庭等の実態

1. ひとり親家庭数等

(1) 離婚件数の推移

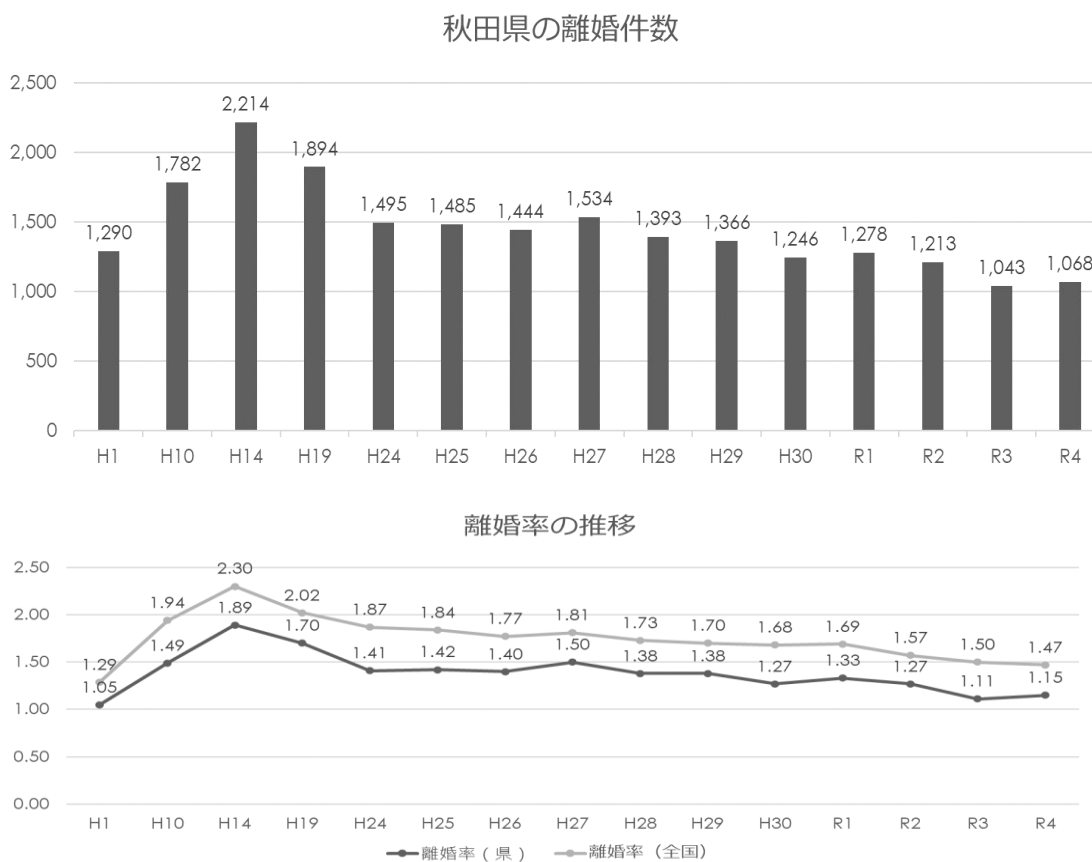
離婚率（人口千対）は、全国より低く推移しながら現在に至っています。

秋田県の離婚件数は、令和4年1,068件で、10年前の平成24年と比較して427件減少しています。

離婚件数の年次推移をみると、平成元年から平成14年まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向となり現在に至っています。

離婚率（人口千対）は、令和4年1.15で、平成14年の1.89をピークに漸減傾向にあります。

秋田県の離婚件数及び離婚率



◆資料：「秋田県衛生統計年鑑」

(2) ひとり親家庭数の推移

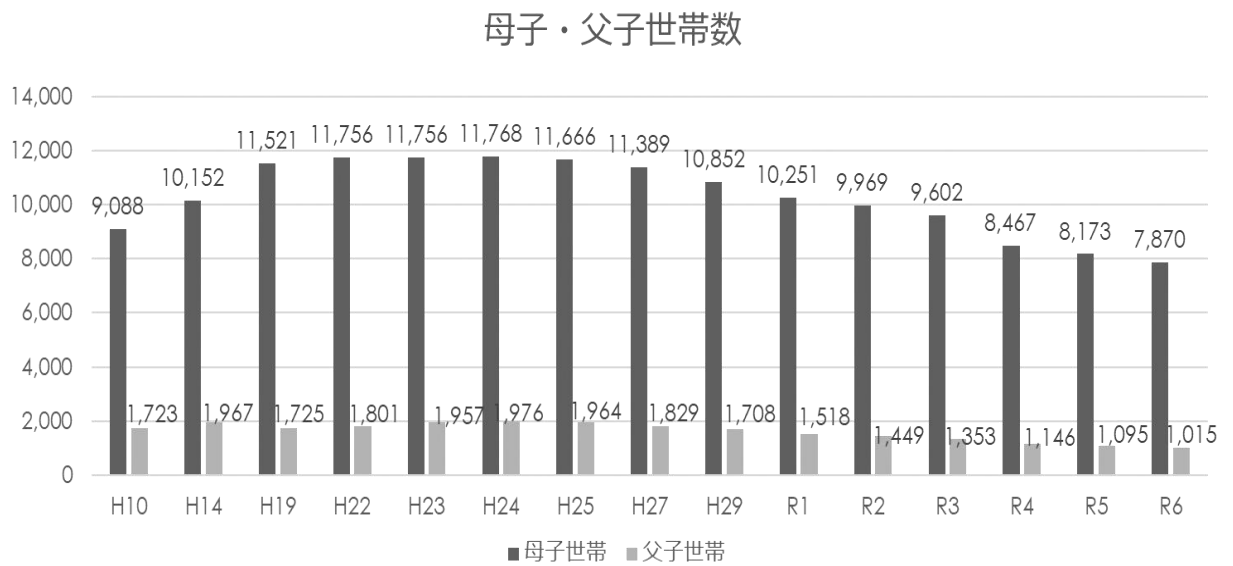
【母子世帯は漸減傾向です】

母子世帯数は、平成24年をピークに漸減傾向にあります。

【父子世帯も漸減傾向です】

父子世帯数は、平成24年をピークに漸減傾向にあります。

母子父子世帯数



◆資料：「秋田県母子父子世帯実態調査」

2. ひとり親家庭等の実態

県が、ひとり親家庭等の生活の実態とニーズを把握するため、令和6年8月1日現在で実施した「秋田県ひとり親家庭実態調査」（アンケート調査）によると、現状は次のようになっています。（調査結果の詳細については、資料編に掲載します。）

（1）世帯の状況

ア 母及び父の年齢

【年齢は40代が多くなっています】

年齢は、母子、父子世帯ともに「40代」が最も多く、それぞれ45.3%、59.4%となっています。

寡婦では70代が多く、34.6%となっています。

イ こどもの状況

【母子、父子世帯ともにこどもが1人の世帯が多くなっています】

養育しているこどもの数は、母子、父子世帯ともに「1人」が最も多く、それぞれ60.8%、57.2%となっています。

また、こどもの状況は、母子世帯では「小学生」が最も多く31.6%、父子世帯では「高校生」が最も多く38.5%となっています。

ウ 家族の状況

【同居家族の人数は、母子世帯は母子のみ、寡婦世帯は一人暮らしが多くなっています】

本人とこども（20歳未満）だけの世帯は、母子世帯が48.0%、父子世帯が37.7%となっています。また、寡婦世帯は48.8%が一人暮らしとなっています。

エ 同居家族の内訳

【母子、父子世帯ともに父母と同居が多くなっています】

こども以外の同居家族では、母子、父子世帯ともに「父母」が最も多く、それぞれ63.1%、73.9%となっています。また、寡婦世帯は「こども」が最も多く、36.4%となっています。

オ ひとり親になった年齢

【30代が多くなっています】

ひとり親になった年齢は、母、父ともに「30代」が最も多く、それぞれ45.5%、44.9%となっています。

カ ひとり親になった時の末子の年齢

【末子が5歳以下の時が多くなっています】

末子の年齢が5歳以下の時にひとり親になった世帯が最も多く、母子世帯は64.7%、父子世帯は53.6%となっています。

キ ひとり親等となった理由

【母子、父子世帯ともに離婚が多くなっています】

ひとり親となった理由は、離婚が最も多く、母子世帯は86.5%、父子世帯は92.8%となっており、次いで母子世帯は未婚の母が8.3%、父子世帯は病死が2.2%となっています。

ク 寡婦の扶養関係

【「扶養関係なし」が多くなっています】

寡婦の扶養関係については、「扶養関係なし」が70.4%となっています。

(2) 住まいの状況

ア 現在の住居

【持家の世帯が多くなっています】

持家率（親の持家も含む）は、母子世帯が60.7%、父子世帯が89.1%、寡婦世帯が77.2%となっています。

また、母子世帯では、14.7%が公営住宅に入居しています。

イ 公営住宅の入居希望

【全ての世帯で「希望しない」が多くなっています】

公営住宅の入居を「希望しない」は、母子世帯が57.5%、父子世帯が69.6%、寡婦世帯が48.8%となっています。

(3) 就業の状況

ア ひとり親になる前の就業状況

【母子、父子世帯ともに「就業していた」が多くなっています】

ひとり親になる前に「就業していた」方は、母子世帯が77.1%、父子世帯が96.4%となっています。

イ 就業状況の変化

【母子世帯の約5割の方が、ひとり親になった際に仕事に就いた等、就業状況の変化がありました】

ひとり親になった際の就業状況の変化について、母子世帯は「仕事に就いた」、「転職した」等、変化があった方が54.6%でした。

父子世帯で就業状況に変化があった方は、30.3%となっています。

ウ 就業形態

【母子、父子世帯では9割以上の方が就業しています】

母子世帯では、92.4%の母親が働いています。常用雇用者が60.4%ですが、臨時・パートも23.4%を占めています。

父子世帯では、96.2%の父親が働いています。常用雇用者が77.5%、自営業が10.1%となっています。

寡婦では、就業していない方が50.0%となっています。

エ 社会保険の加入状況

【母子世帯では約8割、父子世帯では約9割の方が社会保険に加入しています】

厚生年金等の加入状況は、母子世帯が84.3%、父子世帯が91.6%、寡婦は63.2%となっています。

雇用保険の加入状況は、母子世帯が85.8%、父子世帯が89.9%、寡婦が64.9%となっています。

オ 職種

【母子、寡婦世帯は「事務」、「サービス業」が、父子世帯は「技能・製造・労務」が多くなっています】

母子世帯は「事務」が最も多く20.9%、父子世帯は「技能・製造・労務」が最も多く36.1%、寡婦世帯は「サービス業」が最も多く22.7%となっています。

カ 仕事を探した方法

【母子、寡婦世帯は公共職業安定所、父子世帯は公共職業安定所や友人・知人の紹介が多くなっています】

仕事を探した方法について、母子、寡婦世帯は「公共職業安定所の紹介」が最も多く、それぞれ40.6%、33.3%となっています。

父子世帯は「公共職業安定所の紹介」と「友人・知人などの紹介」が最も多く、それぞれ30.8%となっています。

キ 帰宅時間

【午後7時前に自宅へ帰る世帯が多くなっています】

帰宅時間については、「午後7時」までに帰る世帯が多く、母子世帯が77.7%、父子世帯が68.4%、寡婦世帯が54.6%となっています。

ク 現在持っている資格

【全ての世帯で自動車運転免許が上位を占めています】

現在持っている資格について、母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の全ての世帯において「自動車運転免許」が最も多く、それぞれ62.9

％、75.8％、70.1％となっています。

ケ 今後取りたい資格

【母子、父子世帯は「特にない」、寡婦世帯は「パソコン」が多くなっています】

今後取りたい資格について最も多かったのは、母子、父子世帯では「特にない」、寡婦世帯では「パソコン」でした。

「特にない」を除くと、母子世帯では「パソコン」が20.7％、父子世帯では「介護福祉士」が17.4％、寡婦世帯では「パソコン」が33.3％となっています。

コ 就業していない方の就職の希望状況

【就業していない方のほとんどが働くことを希望しています】

「就業していない」と回答した世帯のうち、母子世帯の85.9％、父子世帯の100％、寡婦世帯の14.8％が「就職したい」と回答しています。

サ 就職していない理由

【母子世帯は求職中の方、父子世帯は自分が病気で働けない方が多くなっています】

それぞれの世帯の就業していない理由で最も多いのは、母子世帯は「求職中である」が50.6％、父子世帯は「自分が病気（病弱）で働けない」が100％、寡婦世帯では「自分が病気（病弱）で働けない」と「年齢制限のため適当な仕事がない」が、それぞれ33.3％となっています。

シ 要望する就業支援策

【全ての世帯が技能訓練等の就業支援を要望しています】

母子、父子世帯ともに「技能訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も多く、それぞれ37.7％、33.3％となっています。

また、寡婦世帯は「就職のための支援策などの情報が得られること」が最も多く、17.3％となっています。

(4) 収入の状況

ア 年間総収入

【母子、寡婦世帯の総収入は250万円未満が6割以上を占めています】

年間総収入が250万円未満の世帯は、母子世帯が60.9％、父子世帯が23.9％、寡婦世帯が73.0％となっており、低所得者層が多いことが特徴となっています。

※無回答を除く割合。イも同じ

イ 年間就労収入

【母子世帯の就労収入は250万円未満が7割以上を占めています】

年間就労収入が250万円未満の世帯は、母子世帯が72.4%、父子世帯が35.4%、寡婦世帯が66.7%となっています。

(5) 養育費の取得状況

ア 養育費の取り決め状況

【離婚母子世帯は約半数が、離婚父子世帯は約7割が養育費の取り決めをしていません】

離婚母子世帯のうち、養育費の取り決めをしている世帯は50.3%となっています。また、離婚父子世帯では、26.6%となっています。

イ 養育費の取り決め方法

【取り決めをしている世帯は約2/3は文書で取り決めをしています】

取り決めの方法について、取り決めをしている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は65.6%、離婚父子世帯が58.8%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに半数以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した世帯のうち、裁判所の「関与あり」と回答した世帯は、離婚母子世帯で52.4%、離婚父子世帯が55.0%となっています。

エ 取り決めをしていない理由

【「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が多い理由となっています】

離婚母子、離婚父子世帯ともに「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く、それぞれ35.4%、39.3%となっています。

オ 養育費の受給状況

【現在、離婚母子世帯の約6割、離婚父子世帯の約8割が養育費を受給していません】

現在、養育費を受給している世帯は、離婚母子世帯が37.5%、離婚父子世帯は12.5%にとどまっています。

カ 養育費の額

【養育費の受給額平均は、離婚母子世帯が37,818円、離婚父子世帯が24,000円となっています】

養育費の受給額について、離婚母子世帯は「3～5万円未満」が最も多く32.6%、離婚父子世帯は「1～3万円未満」が最も多く47.4%となっています。

(6) 債務の状況

ア 債務の有無

【母子、父子世帯ともに約2割に債務があります】

母子世帯の16.2%、父子世帯の18.8%で債務があると回答しています。

【債務の総額は母子世帯が「100～250万円未満」、父子世帯は「1,000万円以上」が最も多くなっています】

債務の金額について、母子世帯は「100～250万円未満」が最も多く32.1%、父子世帯では「1,000万円以上」が最も多く26.9%となっています。

債務額平均は、母子世帯が3,869,256円、父子世帯が7,281,600円となっています。

(7) こどもの状況

ア 未就学児の状況

【未就学児の保育については、主に保育所、幼稚園を利用しています】

母子、父子世帯ともに主な保育者は、保育所、幼稚園となっており、母子世帯は48.9%、父子世帯が70.0%となっています。

イ 待機児童の状況

【保育所、幼稚園を利用できず、待機を余儀なくされている方がいます】

上記イで保育所、幼稚園以外と回答した世帯のうち、「待機をしている」と回答した世帯は、母子世帯で1.8%でした。

ウ 児童の放課後の過ごし方

【小学校低学年の放課後については、母子世帯では「放課後児童クラブ」が多く、父子世帯では「自宅に大人と一緒にいる」が多くなっています】

小学校低学年（1～3年）の放課後の過ごし方は、母子世帯では「放課後児童クラブ」が最も多く61.3%、父子世帯では「自宅に大人と一緒にいる」が最も多く58.3%となっています。

エ こどもの進学に対する希望

【約半数の世帯が高校卒業後の進学を希望しています】

こどもの進学の希望について、母子世帯は「大学」が最も多く 34.4%、父子世帯は「高校」が最も多く 39.9%となっています。

(8) 公的制度等の利用状況

ア 要望する福祉制度

【各種手当・年金・給付金などの充実希望が多くなっています】

要望する福祉制度では、全ての世帯において「各種手当・年金・給付金などの充実」が最も多く、母子世帯は68.4%、父子世帯が65.9%、寡婦世帯が43.8%となっています。

イ 福祉制度の利用状況

【主にこどもに対する福祉医療費の補助、公共職業安定所の利用状況が多くなっています】

全ての世帯において「公共職業安定所」の利用率が高く、母子世帯は74.7%、父子世帯が59.4%、寡婦世帯が52.3%となっています。

また、母子、父子世帯では、こどもに対する「福祉医療費の補助」も利用率が高く、母子世帯は72.1%、父子世帯が47.9%となっています。

ウ 制度を知った方法

【市町村の広報誌、市町村・県機関の窓口で知った方が多くなっています】

制度を知った方法は、自治体からの情報提供が多く、「県広報誌」、「市町村広報誌」又は「市町村・県機関の窓口」と回答した世帯は、母子世帯が69.9%、父子世帯が57.2%、寡婦世帯が37.6%となっています。

(9) 親子交流（面会交流）の取り決め状況

ア 面会交流の取り決め状況

【離婚母子世帯の約6割、離婚父子世帯の約7割が面会交流の取り決めをしていません】

離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は29.4%となっています。また、離婚父子世帯は、21.9%となっています。

イ 面会交流の取り決め方法

【取り決めている世帯の約2／3は文書で取り決めています】

取り決めの方法について、取り決めている離婚母子世帯で「文書あり」と回答した世帯は67.1%、離婚父子世帯が67.9%となっています。

ウ 家庭裁判所の関与

【離婚母子、離婚父子世帯ともに半数以上が裁判所の「関与あり」と回答しています】

上記イで「文書あり」と回答した離婚母子世帯のうち、裁判所の「関与あり」と回答した世帯は、離婚母子世帯が52.7%、離婚父子世帯が63.2%となっています。

エ 取り決めていない理由

【「相手と関わりたくないから」が最も多い理由となっています】

離婚母子、離婚父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」が最も多く、離婚母子世帯が33.9%、離婚父子世帯が30.1%となっています。

オ 面会交流の状況

【現在、離婚母子、離婚父子世帯ともに6割以上が面会交流を行っていません】

現在、面会交流を行っている世帯は、離婚母子世帯が25.8%、離婚父子世帯が28.1%となっています。

(10) 困っていること・希望する福祉制度

ア こどもに関する悩み

【「教育・進学」と回答した世帯が半数以上となっています】

こどもに関する悩みとして「教育・進学」と回答した世帯が、母子世帯は58.4%、父子世帯が54.3%となっています。

イ ひとり親世帯になった当時困ったこと

【母子世帯は「生活費」、「仕事」、父子世帯は「生活費」、「こどもの世話」が多くなっています】

母子世帯になった当時困ったことは、「生活費」が69.0%と最も多く、次いで「仕事」が26.4%となっています。

一方、父子世帯は、母子世帯と同様に「生活費」が52.2%と最も多く、次いで「こどもの世話」が25.4%となっています。

ウ 現在困っていること

【母子、父子世帯は「生活費」、寡婦世帯は「特になし」が多くなっています】

現在困っていることでは、母子、父子世帯が「生活費」と回答した世帯が最も多く、それぞれ59.6%、52.9%となっています。

一方、寡婦世帯は「特になし」と回答した世帯が最も多く、35.2%となっています。

エ 相談相手

【母子、寡婦世帯は6割以上が、父子世帯は約半数が「いる」と回答しています】

困った時の相談相手が「いる」と回答した世帯は、母子世帯が69.2%、父子世帯が45.7%、寡婦世帯が64.8%となっています。

一方、「欲しい」、「いない」と回答した世帯は、母子世帯が18.6%、父子世帯が37.0%、寡婦世帯が13.6%となっており、父子世帯の相談相手が少なくなっています。

オ 相談相手の内訳

【相談相手については、ほとんどが「親族」、「友人・知人」となっています】

相談相手については、母子、寡婦世帯は「親族」が最も多く、それぞれ79.4%、75.2%、父子世帯は「友人・知人」が最も多く、73.0%となっています。

カ 希望する施策

【母子、父子世帯は「児童扶養手当制度の充実」、寡婦世帯は「家庭生活支援員派遣制度の充実」となっています】

希望する施策については、母子、父子世帯が「児童扶養手当制度の充実」が最も多く、それぞれ61.7%、63.0%となっています。

一方、寡婦世帯は「家庭生活支援員派遣制度の充実」が最も多く、29.0%となっています。

第3 第3期計画に定めた施策の評価

第3 第3期計画に定めた施策の評価

1. 第3期計画に定めた施策の評価

令和2年度から令和6年度を計画期間とする秋田県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、5つの基本目標に取り組んできました。評価については、次のとおりです。

(1) 子育て・生活支援の充実について

放課後児童クラブの数（5月1日時点）は、令和元年度286クラブから令和6年度310クラブに増加しました。また、小学校低学年の児童のいる世帯の放課後児童クラブ利用率は、令和元年度の43%から52%に上昇しています。これにより、保護者が日中にいない小学校児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供することができました。

病気のこどもを一時的に保育したり、保育中に体調不良となったこどもに対応する病児・病後児保育は、平成31年3月末現在、13市町村55施設から、令和6年3月末現在、14市町村65施設と増加しています。

また、教育・進学に関する悩みは、母子世帯で58.4%、父子世帯で54.3%とこどもに関する悩みの中では最も多いことから、こどもの教育機会を確保できるよう、学習支援事業等を推進する必要があります。

(2) 就業支援の推進について

常用雇用者の割合は、令和元年度と令和6年度の比較で、母子世帯が58.6%から60.4%へ、父子世帯が76.1%から77.5%へ増加しています。また、就労収入についても総じて上昇しています。

しかし、依然としてひとり親家庭等の親の就労収入は低く、生活に困難を感じているひとり親家庭等が多いことから、雇用、待遇改善、正規雇用への転換などについて、事業主に対し継続して啓発活動を行っていく必要があります。

また、就職に有利な資格を取得するための支援制度等の実績が低調であり、周知等の強化を図る必要があります。

(3) 養育費確保の推進について

養育費を受給している母子世帯の割合は、令和元年度の35.1%から令和6年度の37.5%に増加しています。その要因としては、令和3年9月

から、養育費に関する法的手続き費用に関する補助事業を開始するなど、養育費対策を強化したこと等が考えられます。しかし、依然として養育費を受け取っていない世帯が母子世帯で55.8%、父子世帯で78.1%を占め、ひとり親家庭等が低い収入にとどまる要因の一つとなっています。

また、「離婚した相手と関わりたくない」等の理由から、親子交流（面会交流）の取り決めを行っている母子世帯が3割にとどまっており、こどもの利益の観点から、親子交流に対する支援を検討する必要があります。

（４）経済的支援の実施について

令和元年10月から国の制度により3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化がスタートしたことに加えて、従来から県と市町村が実施しているすこやか子育て支援事業において国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0から2歳児の保育料助成も実施しており、秋田県の保育料助成は全国トップクラスとなっています。

一方、高校や大学には、入学金、授業料のほか、修学に必要な様々な費用（生活費、部活動費、制服代等）が必要になることから、こどもの希望する学校への進学は経済的に苦しいひとり親家庭等にとって大きな悩みとなっています。

このため、こどもの進学を実現させるためには、令和2年4月から制度開始となった高等教育の修学支援制度や就学援助制度、母子父子寡婦福祉資金などの制度周知に一層取り組む必要があります。

（５）相談体制の充実

ひとり親家庭等が抱える困難は多くが複雑に重なり合っており、個々の世帯の抱える問題に対しきめ細かな配慮が求められていることから、ひとり親家庭等の支援に携わるすべての職員は、研修会等を通じて更なる専門性の向上を図る必要があります。

また、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、平日日中の窓口・電話相談に加え、メールでの相談を受け付けているほか、養育費相談については、予約制で土日の相談を開始しました。

加えて、国、県、市町村等が実施する最新の支援制度等の概要や相談窓口をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を県の専用Webサイト「美の国あきたネット」に掲載するほか、市町村や関係機関に情報提供するとともに、養育費の補助制度等について、Web広告を実施するなど、支援を必要とするひとり親へのわかりやすい情報提供に取り組みました。

しかし、一部事業や相談窓口について、認知度が低いものが見られること

から、各種事業の周知徹底を図るとともに、SNS等を活用した効果的な情報発信に取り組む必要があります。

第4 施策の基本的事項

第4 施策の基本的事項

1. 施策の基本的方向性

(1) 母子家庭

母子家庭については、常用雇用者が増加したものの、臨時・パートで就業している人も少なくなく、収入もかなり低い状況にあります。未就業の方も約6%おり、その多くが就業を希望したいと考えています。

養育費については、半数以上の方が受けられずにいます。また、こどもに関する悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっています。

このため、母子家庭に対しては、児童扶養手当等の経済的支援に加えて、教育機会の確保、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援を重点的に推進します。

(2) 父子家庭

母子家庭に比べて、家事やこどもの世話を不安を抱えている人が多く、相談相手がいないう人の割合が高くなっています。また、母子家庭と同様、こどもに関する悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっています。

このため、父子家庭に対しては、教育機会の確保、子育てと仕事の両立、家事など日常生活の支援、相談機能の充実を重点的に推進します。

(3) 寡婦

寡婦については、未就業者が多く収入も低い状況にあり、生活や健康面での不安を抱えている人が多くなっています。また、希望する施策では、「家庭生活支援員派遣制度の充実」が最も多くなっています。

このため、寡婦に対しては、年代に応じて、就業の支援や日常生活面の支援を重点的に推進します。

2. 施策の基本目標

前記1の基本的方向性に基づき、次の5つの柱によりひとり親家庭等の自立を図るための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 子育て・生活支援の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育事業等の多

様な保育サービスを提供するとともに、公営住宅など生活の場の確保を推進します。

また、貧困の世代間連鎖を解消するため、市町村に対し、学習支援事業の実施を働きかけるとともに、市町村やあきた子ども応援ネットワーク等と連携し、こども食堂やフードバンク等の事業を行う民間団体の活動を支援するなど、こどもの貧困対策を推進します。

(2) 就業支援の推進【重点的に取り組む事項】

就業し安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業情報の提供や、資格取得、職業訓練等に対する支援制度の周知強化などにより、既存事業の利用拡大に向け重点的に取り組んでいきます。

また、ひとり親の雇用、待遇改善、正規雇用への転換などについて、労働局や、県、市町村が協力して、事業主に対し啓発活動を行うなど、正規雇用等の促進に取り組みます。

(3) 養育費確保の推進【重点的に取り組む事項】

こどもを監護しない親がその責務を果たし、こどもが養育費を取得して安定した生活ができるよう、養育費に関する法的手続き費用に関する補助を実施するとともに、広報・啓発の促進や相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、父母やこどもが安心して親子交流（面会交流）ができるよう、支援策を検討します。

(4) 経済的支援の実施

高等教育の修学支援制度や、各市町村で実施している就学援助制度、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金制度等に関する情報提供を適切に行います。

(5) 相談体制の充実【重点的に取り組む事項】

福祉事務所や市町村の相談担当者などを対象に、他機関との協力・連携の強化や、相談員の専門性向上を図るための研修等を実施し、相談者それぞれの悩みや課題に適切に支援できる相談・情報提供体制の充実を図ります。

また、上記施策・事業の利活用拡大のため、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組みます。

第5 具体的施策の展開

第5 具体的施策の展開

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、令和5年度末の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

1. 子育て・生活支援の充実

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和7～11年度)		対 象		
				母子	父子	寡婦
子どもの 貧困対策	○学習支援 子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの学習支援等により貧困の連鎖防止に努めます。 (生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」及び「あきた未来塾（学校・家庭・地域連携総合推進事業）」を実施します。)	現 状	子どもの学習・生活支援事業は6市・12町村で、あきた未来塾（学校・家庭・地域連携総合推進事業）は4市・3町・1村で実施しています。			
		目 標	子どもの学習・生活支援事業については、県内全市町村での実施を目指し、未実施の市に事業の実施を働きかけます。 あきた未来塾（学校・家庭・地域連携総合推進事業）については、事業に関する情報提供を積極的に行い、取組を支援します。	○	○	
	○子ども食堂、制服のリユース 子ども食堂や制服等リユースなど、子どもの貧困対策について活動している民間団体等による支援の拡充に努めます。	現 状	民間団体等による活動は、17市町村で実施されています。			
		目 標	県内全市町村での実施を目指し、未実施の町村に事業の実施を働きかけます。	○	○	
保育所の 優先入所 の推進等 (市町村)	母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条の趣旨を踏まえ、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭は入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱います。	現 状	県内の全市町村が、ひとり親家庭に対して選考指数を高く設定しており、優先的に保育所等へ入所できるよう支援しています。			
		目 標	制度に関する情報提供を行うなど、市町村の適正な運用を支援します。	○	○	
公営住宅 の優遇入 居の実施 (県、市 町村)	県は、県営住宅の入居者を決定するための抽選において、母子家庭及び父子家庭に対し当選確率を2倍にする優遇抽選制度を実施します。	現 状	母子及び父子世帯に該当することが確認できた申込者については、当選確率を2倍に引き上げており、令和5年度は17世帯の入居が決定しました。			
		目 標	入居希望者へ制度の周知が図られるよう適切な窓口対応に努めるとともに、公営住宅を管理する市町村に対し、優遇制度等が可能なものであることを周知します。	○	○	

多様な保育サービスの充実 (市町村)	○休日保育事業 就労形態の多様化などに対応するため、保育所等において日曜・祝祭日等の休日保育を実施し、家庭での保育が困難となった児童を保育します。 県は、市町村が負担する事業費に対して補助します。	現 状	11市町村(31施設)に対して補助を実施しました。(R5年度)	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を行うなど、市町村の適正な事業運営を支援します。			
	○延長保育事業 就労形態の多様化などに対応するため、保育所等において保育時間を超えて開所し、保育を実施します。 県は、市町村が負担する事業費に対して補助します。	現 状	15市町村、206施設に対して補助を実施しました。(R5年度)	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を行うなど、市町村の適正な事業運営を支援します。			
	○一時預かり事業 家庭において、保育を受けることが困難となった児童を保育所等で一時的に保育します。 県は、市町村が負担する事業費に対して補助します。	現 状	18市町村(221施設)に対して補助を実施しました。(R5年度)	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を行うなど、市町村の適正な事業運営を支援します。			
	○病児・病後児保育事業 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育します。 県は、市町村が負担する事業費に対して補助します。	現 状	14市町村(65施設)に対して補助を実施しました。(R5年度)	○	○	
		目 標	制度に関する情報提供を行うなど、市町村の適正な事業運営を支援します。			

放課後児童クラブの優先的利用の推進 (県、市町村)	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。 県は、市町村が実施する事業費に対して補助します。	現 状	県が市町村に補助、25市町村で実施しています。 待機児童43人(令和5年5月1日時点)	○	○	
		目 標	引き続き事業の実施を推進するとともに、待機児童解消をめざします。			
日常生活支援事業の実施 (県、市町村)	就職活動や病気等で家事・育児にお困りのときに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。	現 状	県が市町村に補助、5市で実施しています。	○	○	
		目 標	事業の周知を図るとともに、未実施の市町村に対し事業の実施を働きかけます。			
子育て短期支援事業の実施 (市町村)	○短期入所生活援助事業 (ショートステイ) 保護者の疾病や仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合などに、子どもを施設などで短期間預かります。	現 状	県が市町村に補助、16市町村で実施しています。	○	○	
		目 標	事業の周知を図るとともに、未実施の市町村に対し事業の実施を働きかけます。			
	○夜間養護等事業 (トワイライトステイ) 保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日の勤務などの場合に、施設などで子どもに生活指導や食事の提供などを行います。	現 状	県が市町村に補助、5市で実施しています。	○	○	
		目 標	事業の周知を図るとともに、未実施の市町村に対し事業の実施を働きかけます。			
母子生活支援施設の機能の充実 (県、市)	母子家庭の母が、様々な理由により子どもの養育が十分にできない場合、希望により母子生活支援施設に保護し、生活の場を提供するとともに、自立に向けた支援を行います。 また、施設の機能を活用し、保育等の地域の子育て支援ニーズに対応します。	現 状	母子生活支援施設7施設 定員:116世帯 入所世帯数:84世帯 (令和6年10月1日時点)	○		
		目 標	施設の利用に関する情報提供を積極的に行います。 また、研修の充実等により施設職員の支援力の向上を図ります。			

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、令和5年度末の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

2. 就業支援の推進

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和7～11年度)		対象		
				母子	父子	寡婦
ひとり親 家庭就 業・自立 支援セン ター事業 の実施 (県、 市)	○就業相談及び就業情報の提供 センターに就業相談員を配置し、ひとり親家庭の就業に関する様々な相談に応じるほか、就業支援バンクに登録した人に対し、個別に求人情報を提供します。	現 状	就業支援員1人 相談員1人 引き続きハローワーク等の求人情報を提供しています。 (就業相談42人、就職者数10人)	○	○	○
		目 標	より効果的な相談対応ができるよう、相談員の資質向上に効果的な研修を実施します。			
	○就業支援講習会の開催 より良い就業に結びつくよう介護職員初任者研修、調理師、パソコン等の講習会を実施します。	現 状	介護職員初任者研修5人 パソコン講習会29人 調理師試験対応講習1人 経理事務講習会2人 就職活動支援セミナー7人 上記5種類の講座を実施しています(zoom実施含む)。受講を容易にするため託児サービスも実施しています。	○	○	○
		目 標	講習会の実施場所・内容等をより受講しやすく工夫するほか、要望の多い他の講習についても検討します。			
	○関係機関との連携 ハローワークや福祉事務所等の関係機関との連携を図るとともに、地域の相談窓口となる母子・父子自立支援員等に対し就業支援に関する研修を実施します。	現 状	県地域・家庭福祉課主催の母子・父子自立支援員等研修会と合同でひとり親家庭就業・自立支援センター関係機関連絡会議を年1回開催し、最近の諸課題に関する意見交換、情報提供を行っています。	○	○	○
		目 標	より効果的で緊密な連携を進めるとともに、相談員の資質向上に効果的な研修を実施します。			

事業主に対する啓発の推進	○非正規雇用から正規雇用への転換 ひとり親を雇用した事業主に対して、助成金を支給します。 また、非正規雇用者の正規雇用への転換を推進するため、国・県・市町村が協力して正規雇用の促進に取り組みます。	現状	特定求職者雇用開発助成金を引き続き実施しているほか、対象となるひとり親を未経験職種で雇い入れ、訓練+賃上げを実施した場合に1.5倍の助成額を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」を実施しています。	○	○	
		目標	非正規から正規雇用への転換を推進するため、国・県・市町村で協力して正規雇用の促進に取り組みます。			
自立支援給付金の支給（県、市）	○自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の親が自主的に行う能力開発の取組を支援するため、県及び市が指定した職業能力開発のための教育訓練給付講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。	現状	市:13市で実施 県:実施(町村分)	○	○	
		目標	事業の周知を図り、より良い就業に向けた能力開発の取組を支援します。			
	○高等職業訓練促進給付金 県又は各市が定める資格の取得を目的として長期間にわたり養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び修了支援給付金を支給することにより、負担の軽減を図ります。	現状	市:12市で実施 県:実施(町村分)	○	○	
		目標	事業の周知を図り、より良い就業に向けた能力開発の取組を支援します。また、市に対し、制度の実施を働きかけます。			

公共的施設における雇用の促進 (県、市町村)	県においては、非常勤職員等の募集に当たって、求人情報をひとり親家庭就業・自立支援センターに提供し、ひとり親家庭の親及び寡婦の雇用の促進を図ります。また、市町村や社会福祉施設に対しても、雇用の促進を働きかけます。	現 状	国や県等、公共的施設における会計年度任用職員等の求人情報をハローワークを通じて引き続きひとり親家庭就業・自立支援センターへ提供し、関係機関に対して雇用の促進を働きかけています。	○	○	○
		目 標	引き続き機会を捉えて協力要請を行います。			
母子寡婦福祉団体への事業発注の推進 (県)	庁舎の清掃等の業務を母子寡婦福祉団体へ優先的に発注し、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進を図ります。	現 状	庁舎の清掃業務を委託しています。(30ヵ所)	○		○
		目 標	引き続き契約の透明性を確保しながら業務を委託し、母子家庭の母及び寡婦の雇用促進を図ります。			

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、令和5年度末の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

3. 養育費確保の推進

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和7～11年度)		対 象		
				母 子	父 子	寡 婦
広報・啓 発及び情 報提供の 推進 (県、市 町村)	子どもの養育費を負担するのは親の当然の義務であることを啓発し、養育費に関する相談窓口などについて、パンフレットやホームページなどを利用して広報及び情報提供を行います。	現 状	養育費の取決めの合意書のひな形や取り決め等について解説したパンフレットを美の国あきたネットに掲載しています。またR5年度はウェブ広告を活用し、今後離婚を考えている等の潜在的当事者へも養育費取り決めの重要性について周知を図りました。	○	○	
		目 標	効果的な広報・啓発及び情報提供により、養育費の取り決めの重要性について周知徹底を図ります。			
養育費支 援事業の 実施 (県)	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門的な相談に応じます。	現 状	ひとり親家庭就業・自立支援センターでは弁護士による法律相談を実施しています。 R5年度弁護士による法律相談の利用者：42名	○	○	○
		目 標	ひとり親家庭就業・自立支援センターの養育費支援事業の周知方法を工夫します。また、母子・父子自立支援員では対応困難な相談をセンターが引き継ぐなど、福祉事務所と連携して対応できる体制の強化を図ります。			
相談員に 対する研 修の実施 (県)	母子・父子自立支援員などの相談員に対し養育費及び親子交流に関する相談に十分な対応ができるように研修を実施します。	現 状	県地域・家庭福祉課主催の母子・父子自立支援員研修会を年1回実施しているほか、東北・北海道ブロック及び国主催の研修への参加を促しています。	○	○	○
		目 標	相談需要に応じて開催日数を増やし、相談員の資質向上を図ります。			

効果的な 養育費確 保対策の 実施 (県)	ひとり親家庭等の親の意見を聴き、効果的な養育費確保対策を実施するほか、補助制度の周知等に努めます。	現 状	令和3年度より、養育費の 取り決め・確保の手續きに要 する費用の補助を行ってい ます。 R5年度補助実績 公証手数料:42件 養育費 請求調停申立て費用:2件 未払い養育費に係る強制執 行申立て費用:1件 養育費保証料:1件	○	○	
		目 標	ひとり親家庭等が養育費 を確保できるよう、引き続 き補助制度を周知するほ か、相談業務において適切 に情報提供します。			
親子交流 (面会交 流)に対 する支援 の検討	ひとり親家庭等の親や関係機関の意見を聴き、親子交流(面会交流)に対する支援を検討します。	現 状	「離婚した相手と関わり たくない」等の理由から、 親子交流(面会交流)の取 り決めを行っている母子世 帯が3割にとどまってお り、親子交流が進んでいな い。	○	○	
		目 標	こどもの利益の観点か ら、父母やこどもが安心し て親子交流(面会交流)で きる支援を検討します。			

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、令和5年度末の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

4. 経済的支援の実施

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和7～11年度)		対 象		
				母子	父子	寡婦
児童扶養 手当の支給 (県、市)	父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない児童の父又は母、または、父又は母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。	現 状	受給者数 県:495人 市:5,654人	○	○	
		目 標	制度に関する広報を積極的に実施し、情報提供を推進するほか、適正な給付業務を実施します。			
母子父子 寡婦福祉 資金の貸 付 (県、中 核市)	ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るために、各種資金の貸付を行います。	現 状	貸付実績 県:40人 秋田市:7人	○	○	○
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務を実施します。			
住宅整備 資金の貸 付 (県、市 町村)	ひとり親家庭等の住宅の補修や増改築等に必要な資金の貸付を行います。 県は、市町村に対し、対象世帯に貸し付けるために必要な資金を貸付します。	現 状	貸付限度額150万円 金利は所得税非課税世帯が無利子、その他は3%以内。 R5実績:1町1件985千円	○	○	○
		目 標	制度に関する情報提供を積極的に推進し、適正な貸付業務を実施します。			
保育料等 の助成 (県・市 町村)	子育て家庭を経済的に支援するため、県と市町村が協力し、利用する施設を問わず、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0～2歳児の保育料等のほか、全ての3～5歳児の副食費を助成します。	現 状	R5年度助成児童数(ひとり親世帯) 保育料助成:411人 副食費助成:284人	○	○	
		目 標	市町村と協力し、同水準を維持しながら、助成を実施します。			

教育費の 援助	○高等教育の修学支援新制度 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が授業料等の減免を行うとともに、日本学生支援機構が給付型奨学金を支給します。	現 状	＜R5年度実績＞ ・減免者数476人 ・減免額206,646千円（県立大学2校、私立専門学校10校の計）	○	○	
		目 標	学校を通じて制度の周知を図るとともに、適切な減免支援を実施します。			
	○就学援助制度 生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた人に対して、学用品費などの援助を行っています。	現 状	県内全市町村で実施しています。	○	○	
		目 標	該当者がもれなく制度を活用し、教育が円滑に受けられるよう、学校を通じて周知を図ります。			
医療費の 助成 (県、市 町村)	経済的負担に起因するひとり親家庭の児童の受診抑制を解消するとともに、経済的・精神的負担の軽減を図ります。 県は、市町村が実施した事業費に対し補助します。	現 状	R5年度末現在補助金額 149,831千円	○	○	
		目 標	該当者がもれなく受給できるよう、市町村に広報活動等での制度の周知を働きかけます。			
家計管理 の支援 (県、市 町村)	家計改善支援事業の利用により、家計に課題を抱えるひとり親家庭等の生活困窮者が、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を受けて適切な家計管理ができるよう支援します。	現 状	R5年度は11市で実施	○	○	○
		目 標	制度の情報提供を行い家計に課題を抱えるひとり親家庭等の家計管理を支援します。 県内すべてで支援が受けられるよう、家計改善支援事業未実施の市に事業の実施を働きかけます。			

※「現状と計画期間中の目標」の欄のうち「現状」については、令和5年度末の状況を記載していますが、それ以外の年度の状況を用いる場合には（ ）で表示しています。

5. 相談体制の充実

事業等 (実施主体)	事業等の概要	現状と計画期間中の目標 (計画期間：令和7～11年度)		対 象		
				母子	父子	寡婦
母子・父子自立支援員による相談の実施 (県、市)	県及び市の福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、様々な相談への対応や自立に必要な情報提供を行います。	現 状	県(4事務所) 4人 市(13市) 20人 計24人 相談延べ件数2,932件			
		目 標	就業支援や養育費の確保を含め、自立のための総合的な相談や情報提供を行います。	○	○	○
家庭相談員による相談の実施 (県、市)	県及び市の福祉事務所に配置されている家庭相談員が様々な相談に応じます。	現 状	県(4事務所)4人 市(13市) 24人 計28人			
		目 標	相談窓口としての広報に努め、家庭の抱える問題の解決を支援します。	○	○	
ひとり親家庭等支援に携わる職員に対する研修の実施 (県)	母子・父子自立支援員、家庭相談員、市町村担当職員等ひとり親家庭等支援に携わる職員に対し、各種相談に十分な対応ができるように研修を実施します。	現 状	・母子・父子自立支援員会議及び研修 各1回 ・家庭相談員会議 年1回 ・新任児童家庭相談業務担当者研修会 年1回			
		目 標	他機関との連携に主眼を置いた研修を行うとともに、市町村の担当者に対しても研修を行います。	○	○	○
情報提供の推進 (県、市町村)	ひとり親家庭等に対する支援制度を分かり易く紹介したパンフレットを作成し、市町村等の関係機関に配付するほか、ホームページなどを利用した情報提供を行います。	現 状	「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市町村等に配付しているほか、県のホームページ等にも掲載し、紹介しています。			
		目 標	制度の認知度を高め、必要な人に必要な情報が行き渡るよう、パンフレットやホームページ等を利用した情報提供を行います。	○	○	○

休日・夜間の相談体制の充実 (県)	就業している人でも相談がしやすいように、休日や夜間における相談体制について、効果的な実施方法を検討します。	現状	ひとり親家庭就業・自立支援センターではメールでの相談を受け付けているほか、平日日中での相談が難しい場合は、個別に時間外や夜間での対応を行っています。 また、秋田市では秋田市子ども家庭センターで「女性の悩み相談」(9:00~17:00、日曜・年末年始を除く)を実施しています。	○	○	○
		目標	引き続き、柔軟な相談対応ができるよう努めます。			
早期に支援につなげられる体制の構築 (市町村)	児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時などの機会を捉え、相談に応じ、困難に陥る前に早期に支援につなげられる体制を構築します。	現状	各市町村において相談に応じており、具体的な支援につなげる体制が整備されています。	○	○	○
		目標	引き続き、生活全般にわたる親身な相談に応じ、必要な情報の提供等や支援につなげることができるよう努めます。			
母子寡婦福祉団体等との連携	ひとり親家庭等の支援をすすめる母子寡婦福祉団体等と連携し、必要な援助へつなげていきます。	現状	母子寡婦福祉団体を通じて、ひとり親施策の情報提供を行っています。	○		○
		目標	引き続き、母子寡婦福祉団体を通じて、ひとり親施策の情報提供を行います。			
弁護士会等との連携	多重債務の整理や、養育費の確保等、法的な対応が必要な方に対して、秋田弁護士会や法テラス等の相談窓口の情報を提供します。	現状	母子・父子自立支援員等が相談対応の中で、秋田弁護士会等の相談窓口を提供しているほか、秋田弁護士会の協力のもと、秋田県・ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて弁護士による法律相談を実施しています。	○	○	○
		目標	秋田弁護士会や法テラス等の協力を得ながら、法律相談の情報を積極的に周知します。			

第6 計画の推進体制

第6 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、ハローワーク等労働関係部局、母子寡婦福祉団体等が連携を図り、各種制度に取り組みます。

2. 計画の進行管理

進捗状況や取組状況について、「秋田県社会福祉審議会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行います

3. 計画の評価

計画の期間満了前に、実態調査の実施や関係者からの意見聴取等を行い、計画に定めた施策についての評価を行います。

この評価の結果は公表するものとし、次期計画策定の参考とします。

【資料編】

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づき、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひとり親家庭の実態調査に関すること。
- (2) ひとり親家庭の支援ニーズの把握に関すること。
- (3) ひとり親家庭の自立促進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。
- 3 委員会には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、秋田県健康福祉部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	職 名	備 考
蛭田 一美	聖園学園短期大学	教授	学識者（委員長）
石川 七絵	秋田市子ども未来部 子ども福祉課	課長	秋田県市長会推薦 （副委員長）
寺沢 修平	寺沢法律事務所	弁護士	秋田弁護士会推薦
丹 悟	秋田労働局職業安定部 職業安定課	課長	秋田労働局職業安定部推薦
西谷 浩一	小坂町福祉課	課長	秋田県町村会推薦
奈良岡 和子	秋田県母子寡婦福祉連合会	副会長	秋田県母子寡婦福祉連合会 推薦
小林 儀貴	母子生活支援施設 白百合ホーム	施設長	秋田県母子福祉協議会推薦
加藤 謙太	秋田県中小企業団体中央会	事務局長	秋田県中小企業団体中央会 推薦
佐藤 成樹	日本労働組合総連合会 秋田県連合会	副事務局長	連合秋田推薦
石垣 正子	秋田県社会福祉審議会	委員	秋田県社会福祉審議会公簿 委員
佐藤 智子	潟上市福祉事務所	母子・父子 自立支援員	秋田県母子・父子自立支援 員連絡協議会推薦

【事務局】

区 分	課 名
家庭福祉部門	地域・家庭福祉課
労働政策部門	雇用労働政策課
子育て部門	次世代・女性活躍支援課
保育部門	幼保推進課

自立促進計画策定の経過

時 期	事 項	備 考
令和 6 年 7 月	「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画策 定委員会」設置	・ 委員等選出
8 月 ～ 1 0 月	ひとり親家庭等実態調査(アンケート) の実施	・ 母子、父子、寡婦
9 月	9 月議会（福祉環境委員会）	・ 計画骨子の報告
1 0 月	第 1 回策定委員会開催	・ 委員長等の選任 ・ 現計画の取組状況等について ・ 次期計画の概要等について
1 1 月	第 2 回策定委員会開催	・ 調査結果等の評価、分析 ・ 計画素案の検討
1 2 月	1 2 月議会（福祉環境委員会）	・ 計画素案の報告
1 2 月	パブリックコメントの実施（1 か月）	・ 計画素案に対する意見募集
令和 7 年 1 月	第 3 回策定委員会開催	・ 計画案の検討
2 月	2 月議会（福祉環境委員会）	・ 計画案の報告
3 月	公表	・ 計画の決定等

秋田県ひとり親家庭等実態調査の概要

1. 調査目的

秋田県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の生活の実態とニーズを把握し、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施する。

2. 調査対象

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

3. 調査事項

世帯の状況、住居の状況、仕事の状況、家計の状況、子どもの状況等

4. 調査基準日

令和6年8月1日

5. 調査期間

母子及び父子世帯：令和6年8月1日～9月13日

寡婦世帯：令和6年10月28日～11月22日

6. 調査方法

無記名で実施

(母子及び父子世帯)

- ① 児童扶養手当現況届提出時もしくはヒアリング時に記入してもらう。
- ② 市町村が対象者に発送する児童扶養手当現況届に同封し、提出で来庁した際に回収する。

(寡婦世帯)

秋田県母子寡婦福祉連合会の各市町村事務局を通じて依頼し、料金受取人払郵便で回収

7. 配布・回収状況

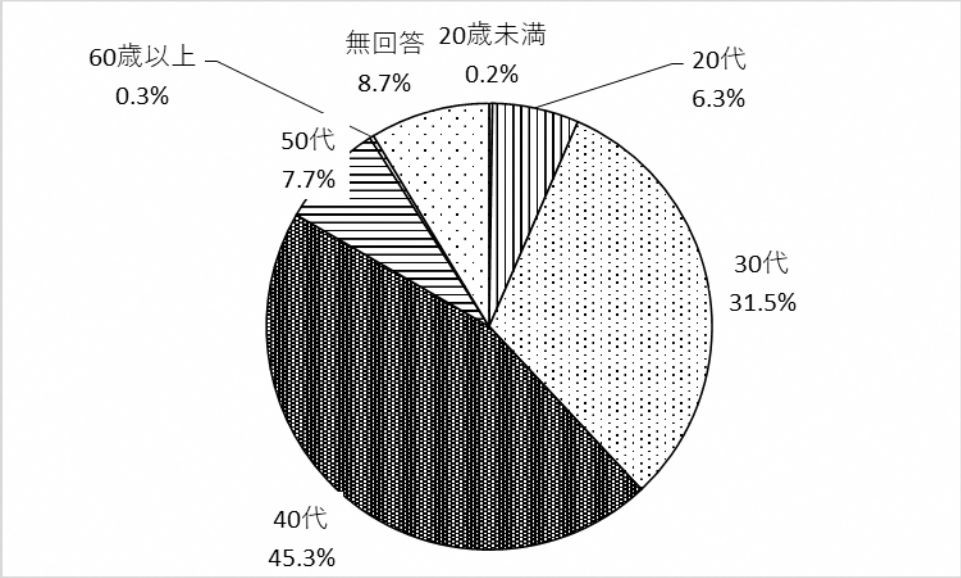
世帯区分	配布数	有効回答数
母子世帯	5, 100	1, 657
父子世帯		138
寡婦世帯	392	162

母子世帯集計結果

母子世帯集計結果

【世帯の状況】

1， 母の年齢

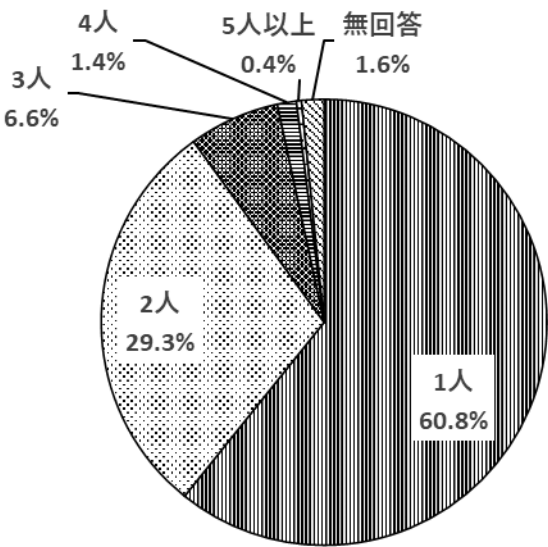


	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	4	104	522	751	127	5	144	1657	40.7
割合	0.2%	6.3%	31.5%	45.3%	7.7%	0.3%	8.7%	100.0%	

(R 元) 0. 0% 7. 6% 37. 4% 46. 5% 6. 6% 0. 1% 1. 7%

2. 子どもの状況

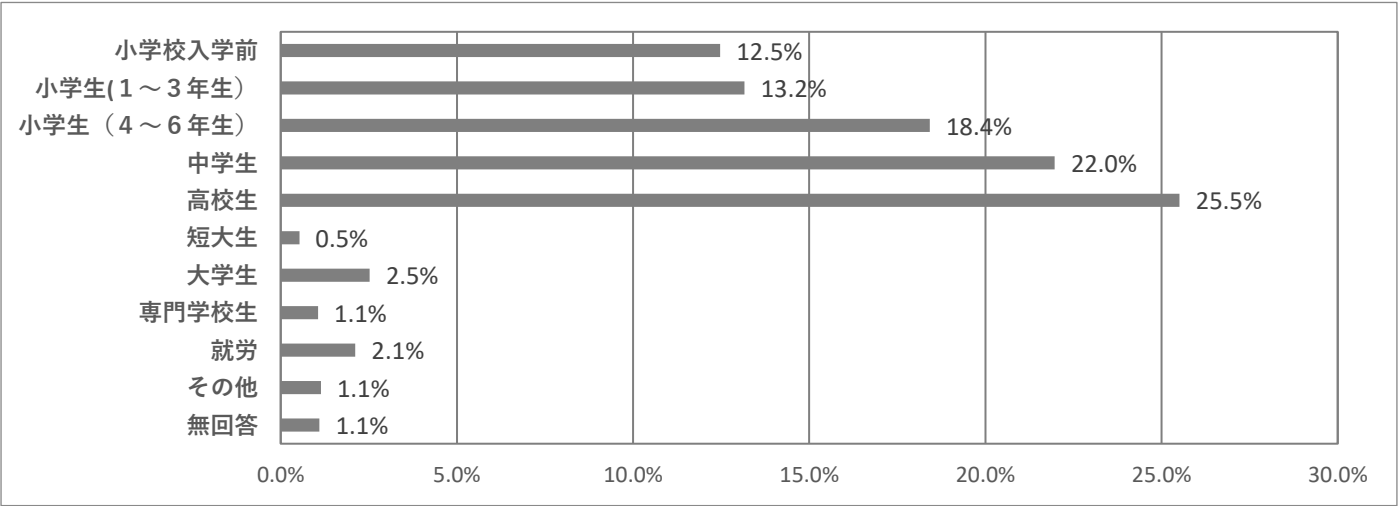
ア. 子どもの人数



	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	1007	485	109	23	6	27	1657
割合	60.8%	29.3%	6.6%	1.4%	0.4%	1.6%	100.0%

(R 元) 57.5% 32.4% 8.7% 0.9% 0.0% 0.5%

イ. 就学・就労別

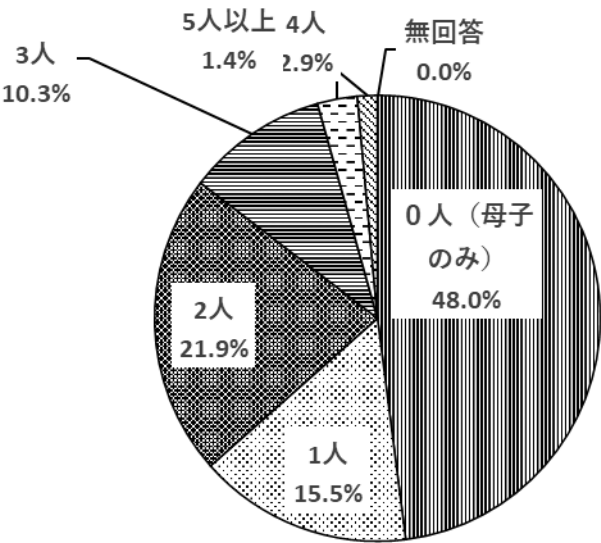


	小学校 入学前	小学生 (1～3年生)	小学生 (4～6年生)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門学校生	就労	その他	無回答	総数
回答数	306	323	452	539	626	13	62	26	52	28	27	2,454
割合	12.5%	13.2%	18.4%	22.0%	25.5%	0.5%	2.5%	1.1%	2.1%	1.1%	1.1%	100.0%

(R 元) 15.7% 13.4% 18.2% 20.6% 26.6% 0.7% 1.3% 1.0% 1.3% 1.0% 0.3%

3、同居家族の状況

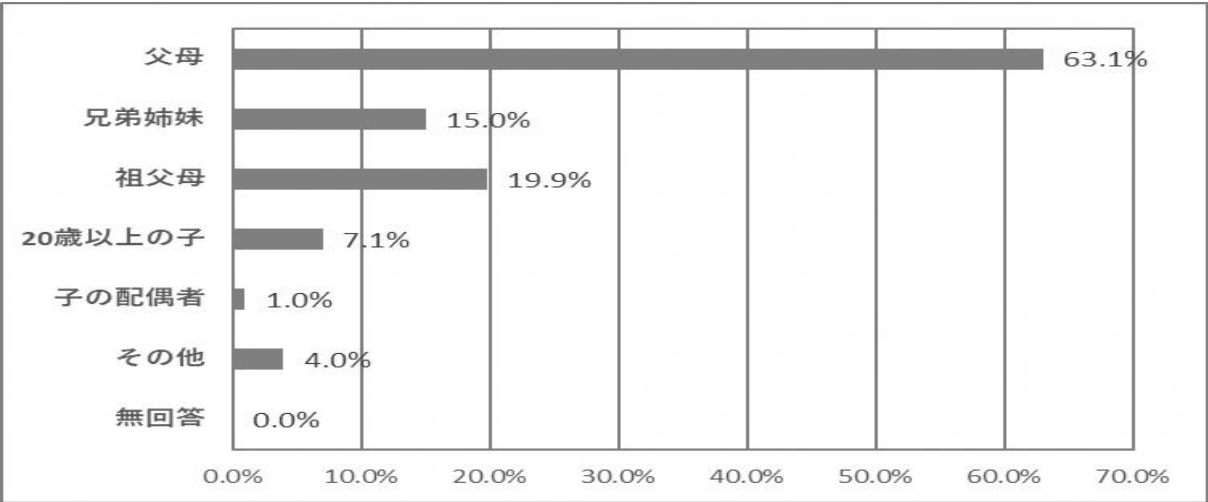
ア. 同居家族の人数



	0人（母子のみ）	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	795	257	363	170	48	24	0	1657
割合	48.0%	15.5%	21.9%	10.3%	2.9%	1.4%	0.0%	100.0%

(R 元) 43.8% 15.7% 23.6% 11.3% 4.4% 1.3% 0.0%

イ. 同居家族の内訳（母子世帯全体に対する割合）

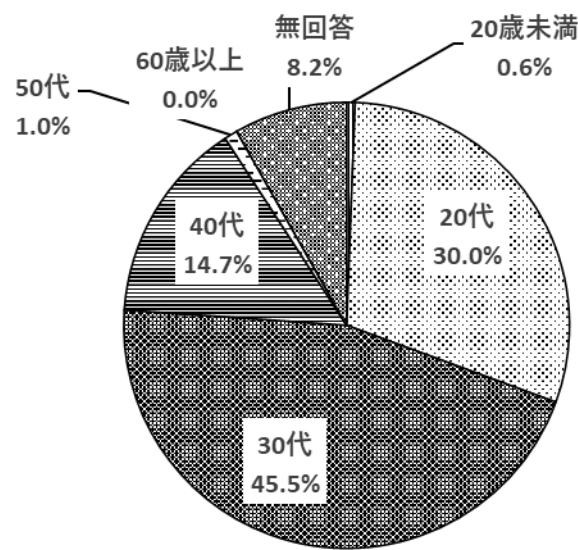


							(複数回答)	
	父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	1045	249	329	117	16	66	0	1822
割合	63.1%	15.0%	19.9%	7.1%	1.0%	4.0%	0.0%	
							回答者数	1657

(R 元) 44.9% 13.5% 16.9% 4.6% 0.8% 3.3% 0.0%

4，母子世帯になった年齢

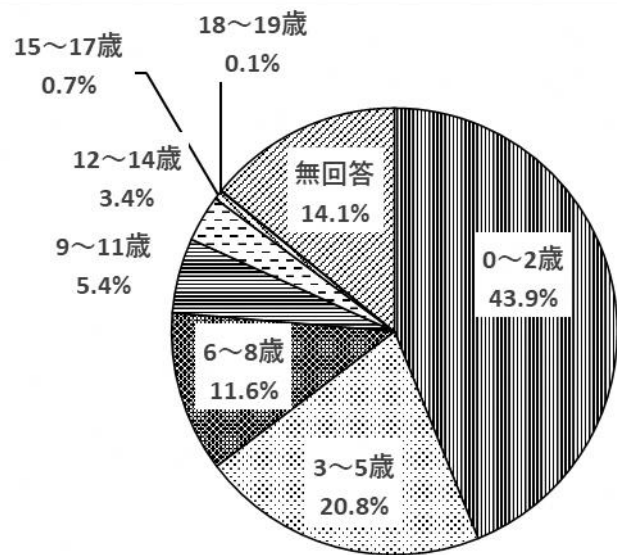
ア．母の年齢



	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
回答数	10	497	754	244	16	0	136	1657
割合	0.6%	30.0%	45.5%	14.7%	1.0%	0.0%	8.2%	100.0%

(R 元) 0.5% 32.5% 47.2% 13.0% 0.7% 0.0% 6.1%

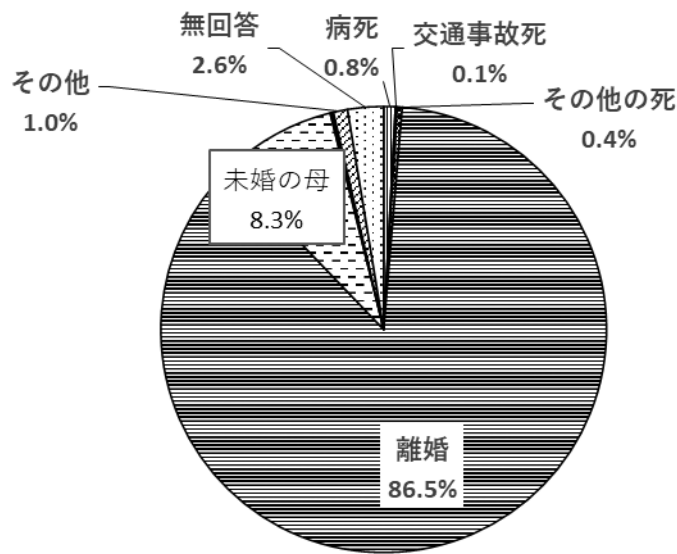
イ．末子の年齢



	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	無回答	総数
回答数	727	345	193	90	56	11	1	234	1657
割合	43.9%	20.8%	11.6%	5.4%	3.4%	0.7%	0.1%	14.1%	100.0%

(R 元) 45.4% 21.4% 10.6% 7.0% 3.1% 1.2% 0.1% 10.8%

5，母子世帯になった理由

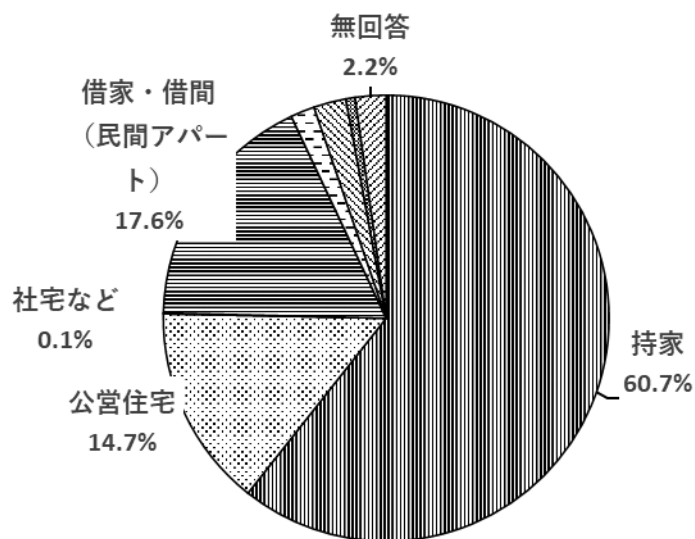


	病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	14	2	6	1433	138	2	2	17	43	1657
割合	0.8%	0.1%	0.4%	86.5%	8.3%	0.1%	0.1%	1.0%	2.6%	100.0%

(R 元) 0.4% 0.3% 0.6% 90.2% 6.3% 0.0% 0.3% 0.9% 1.1%

【住居の状況】

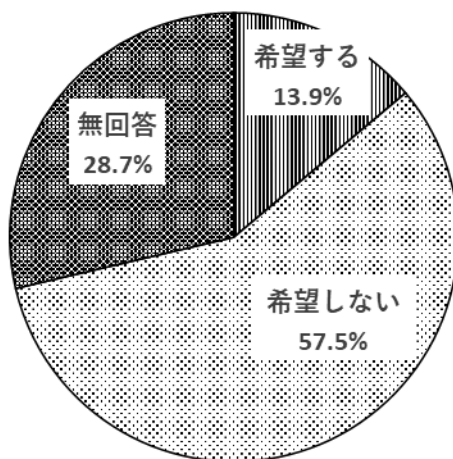
6，現在の住居



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の 家に同居	母子生活 支援施設	その他	無回答	総数
回答数	1005	243	1	292	29	39	11	37	1657
割合	60.7%	14.7%	0.1%	17.6%	1.8%	2.4%	0.7%	2.2%	100.0%

(R 元) 60.3% 15.8% 0.3% 20.0% 2.1% 0.3% 0.7% 0.5%

7，公営住宅の入居希望

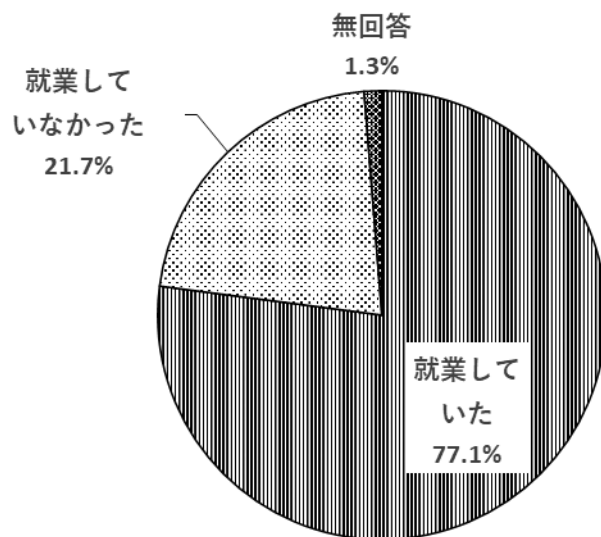


	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	230	952	475	1657
割合	13.9%	57.5%	28.7%	100.0%

(R 元) 19.4% 51.5% 29.1%

【仕事の状況】

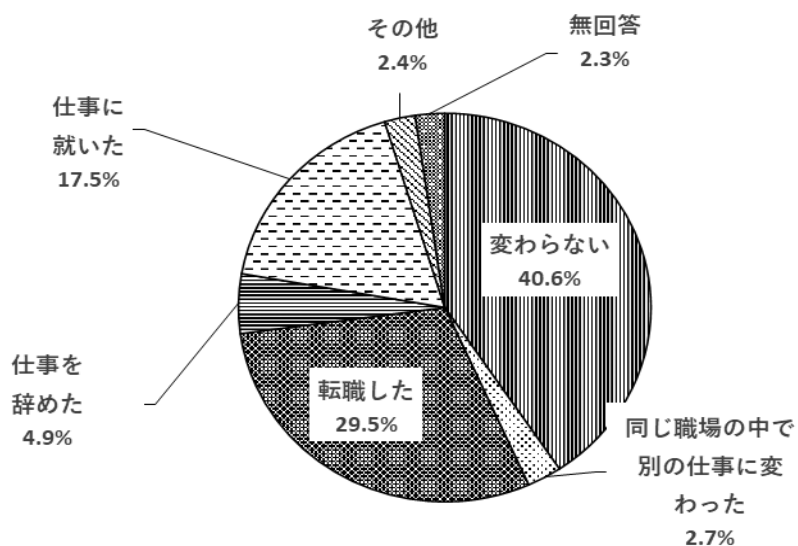
8, 母子世帯になる前の就業状況



	就業していた	就業していなかった	無回答	総数
回答数	1277	359	21	1657
割合	77.1%	21.7%	1.3%	100.0%

(R 元) 72.1% 27.1% 0.8%

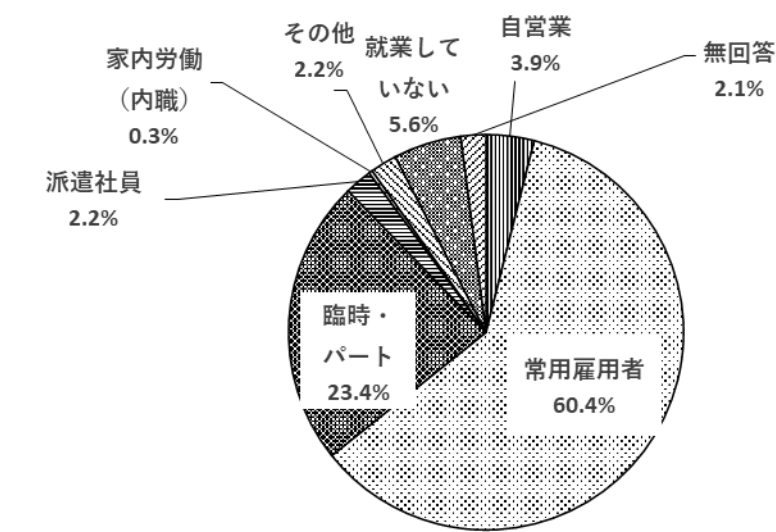
9, 就業状況の変化



	変わらない	同じ職場の中で別の仕事に変わった	転職した	仕事を辞めた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
回答数	673	45	489	82	290	40	38	1657
割合	40.6%	2.7%	29.5%	4.9%	17.5%	2.4%	2.3%	100.0%

(R 元) 34.8% 2.5% 28.5% 7.3% 22.3% 2.3% 2.4%

10、就業形態

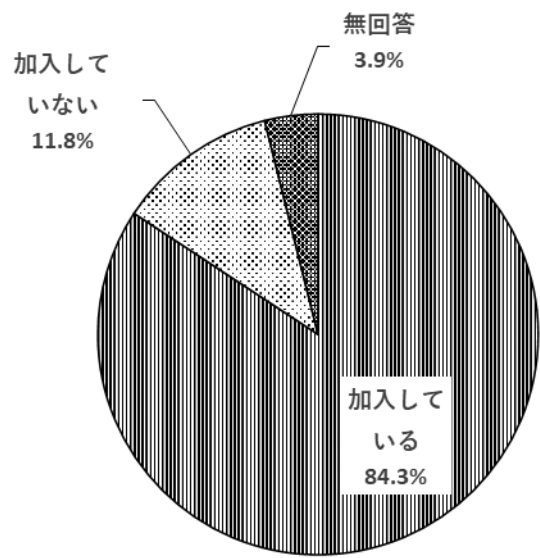


	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働 (内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	65	1000	388	37	5	36	92	34	1657
割合	3.9%	60.4%	23.4%	2.2%	0.3%	2.2%	5.6%	2.1%	100.0%

(R 元) 2.0% 58.6% 25.2% 2.5% 0.7% 3.2% 6.8% 1.1%

1 1， 社会保険の加入状況

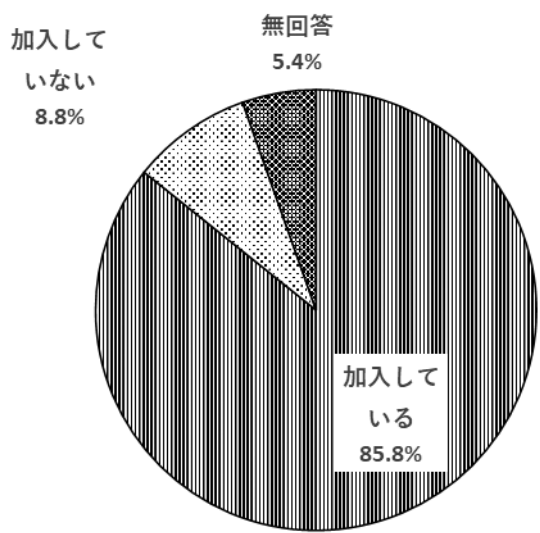
ア. 厚生年金又は共済年金



	加入して いる	加入して いない	無回答	総数
回答数	1231	173	57	1461
割合	84.3%	11.8%	3.9%	100.0%

(R 元) 82.6% 15.5% 1.8%

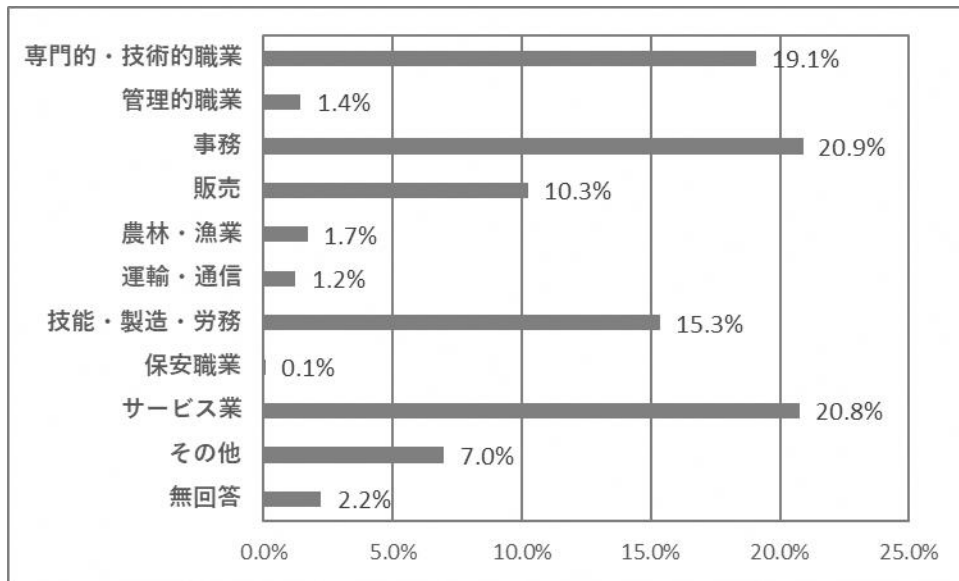
イ. 雇用保険



	加入して いる	加入して いない	無回答	総数
回答数	1253	129	79	1461
割合	85.8%	8.8%	5.4%	100.0%

(R 元) 88.3% 8.9% 2.7%

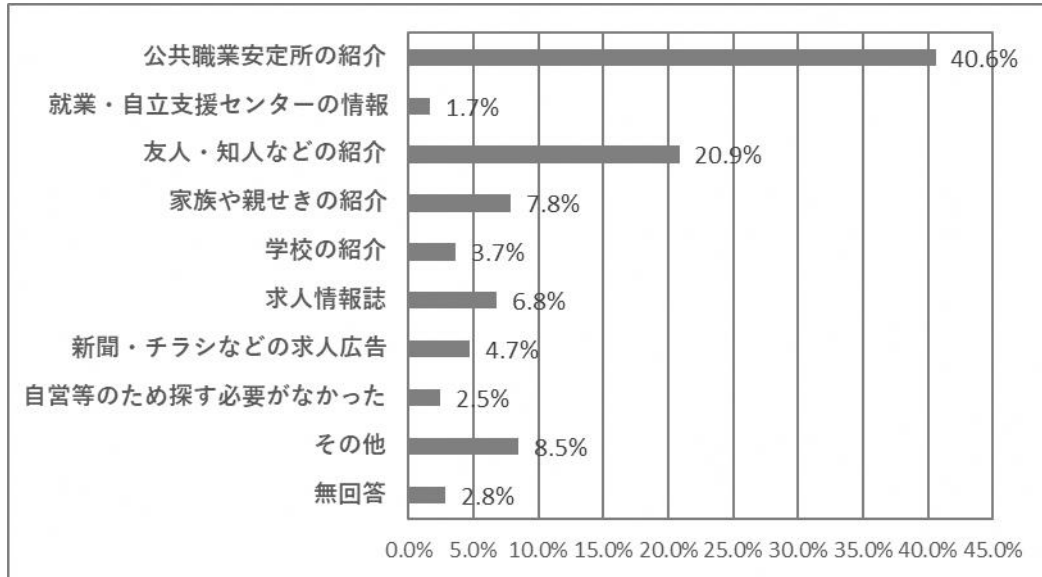
1 2, 職種



	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	292	22	320	157	26	19	235	1	318	107	34	1531
割合	19.1%	1.4%	20.9%	10.3%	1.7%	1.2%	15.3%	0.1%	20.8%	7.0%	2.2%	100.0%

(R 元) 20.1% 1.1% 25.3% 8.8% 0.4% 0.9% 12.0% 0.3% 21.9% 6.9% 2.3%

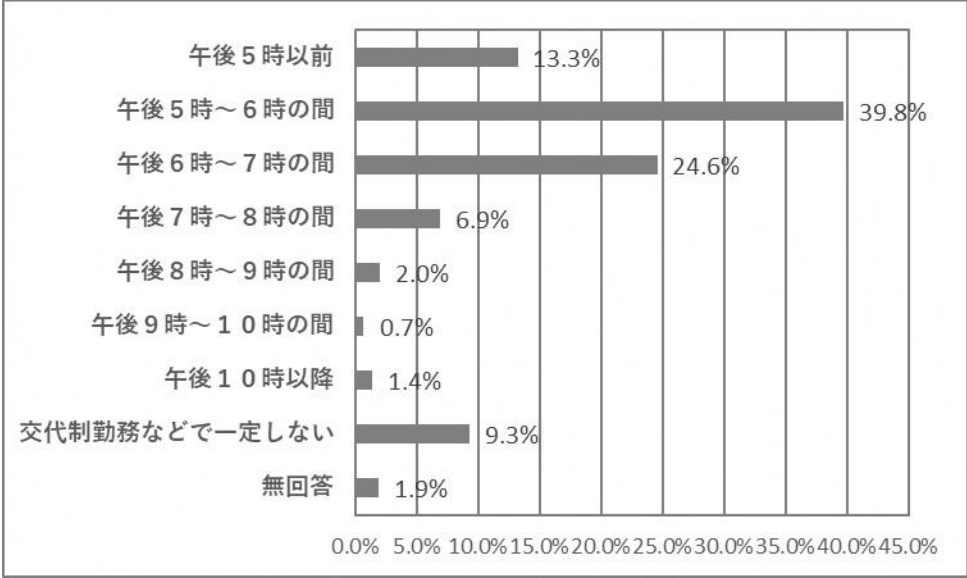
1 3, 仕事を探した方法



	公共職業安定所の紹介	就業・自立支援センターの情報	友人・知人などの紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞・チラシなどの求人広告	自営等のため探す必要がなかった	その他	無回答	総数
回答数	622	26	320	120	56	104	72	38	130	43	1531
割合	40.6%	1.7%	20.9%	7.8%	3.7%	6.8%	4.7%	2.5%	8.5%	2.8%	100.0%

(R 元) 44.8% 1.0% 21.6% 5.8% 3.5% 5.7% 6.1% 2.7% 7.6% 1.3%

1 4， 帰宅時間



	午後5時以前	午後5時～6時の間	午後6時～7時の間	午後7時～8時の間	午後8時～9時の間	午後9時～10時の間	午後10時以降	交代制勤務などで一定しない	無回答	総数
回答数	203	609	377	106	31	11	22	143	29	1531
割合	13.3%	39.8%	24.6%	6.9%	2.0%	0.7%	1.4%	9.3%	1.9%	100.0%

(R 元)

9.1%

33.7%

27.8%

10.2%

2.5%

0.9%

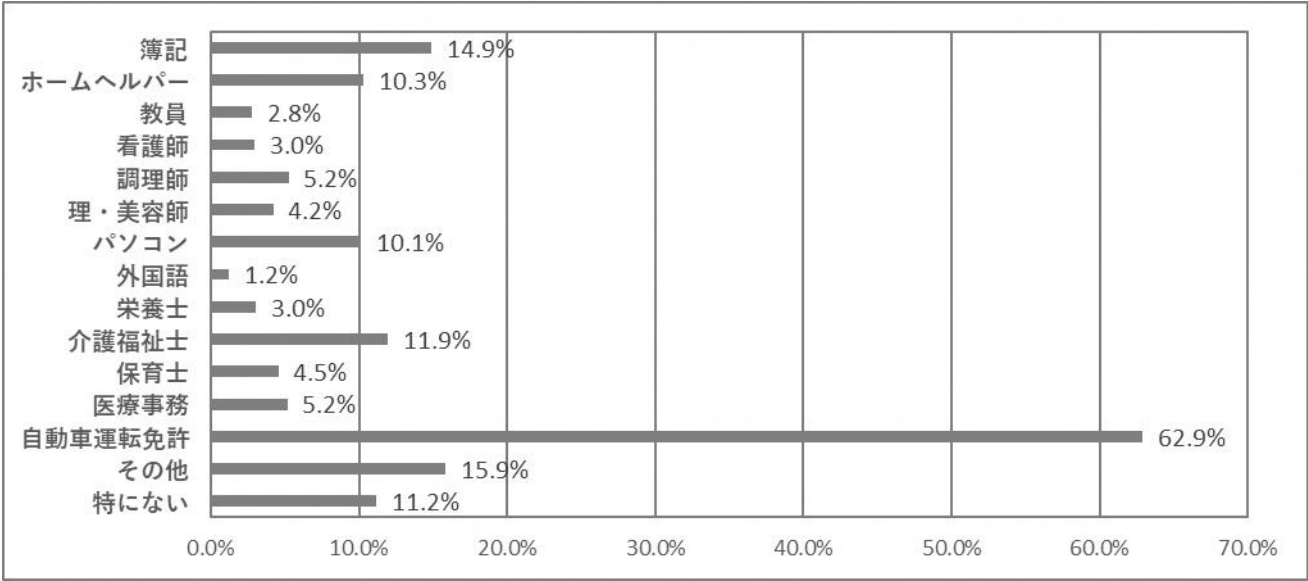
2.1%

11.5%

2.3%

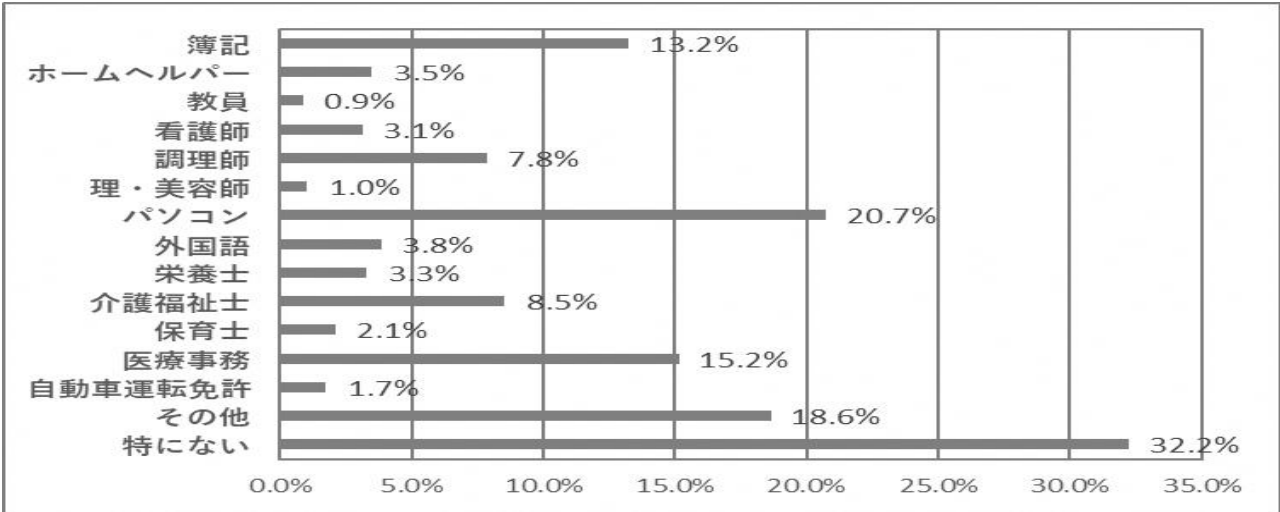
15、資格

ア. 現在持っている資格



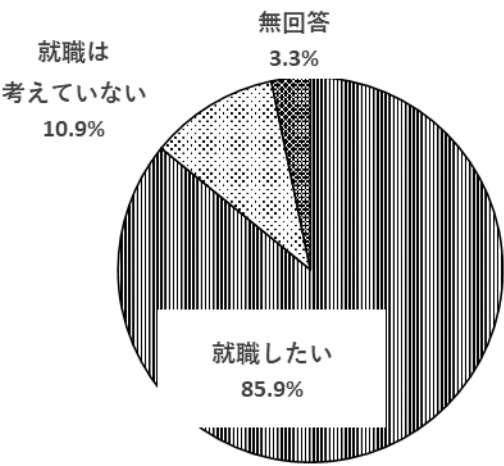
	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特になし	総数
回答数	216	149	40	43	76	61	147	18	44	173	66	75	912	230	162	2,412
割合	14.9%	10.3%	2.8%	3.0%	5.2%	4.2%	10.1%	1.2%	3.0%	11.9%	4.5%	5.2%	62.9%	15.9%	11.2%	
(R元)	24.7%	10.1%	3.2%	4.1%	4.4%	3.5%	13.0%	2.0%	2.8%	9.5%	3.9%	6.9%	62.0%	25.3%	4.7%	1451

イ. 今後取りたい資格



	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特になし	総数
回答数	76	20	5	18	45	6	119	22	19	49	12	87	10	107	185	780
割合	13.2%	3.5%	0.9%	3.1%	7.8%	1.0%	20.7%	3.8%	3.3%	8.5%	2.1%	15.2%	1.7%	18.6%	32.2%	
(R元)	12.1%	4.5%	0.2%	5.3%	7.6%	1.0%	18.6%	8.0%	3.5%	9.4%	2.3%	18.0%	1.4%	18.9%	27.1%	574

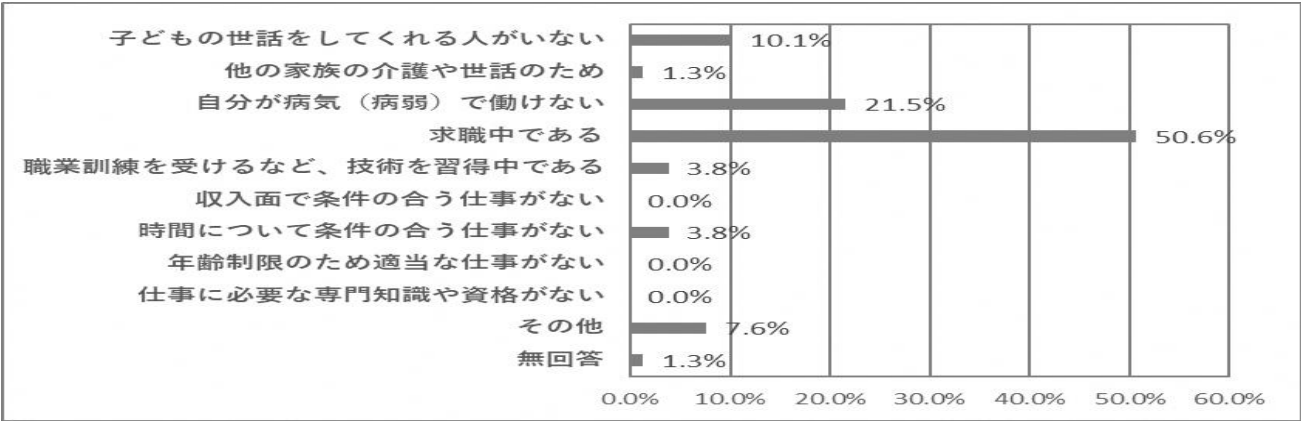
16、就業の希望



	就職したい	就職は 考えてい ない	無回答	総数
回答数	79	10	3	92
割合	85.9%	10.9%	3.3%	100.0%

(R 元) 84.0% 12.0% 4.0%

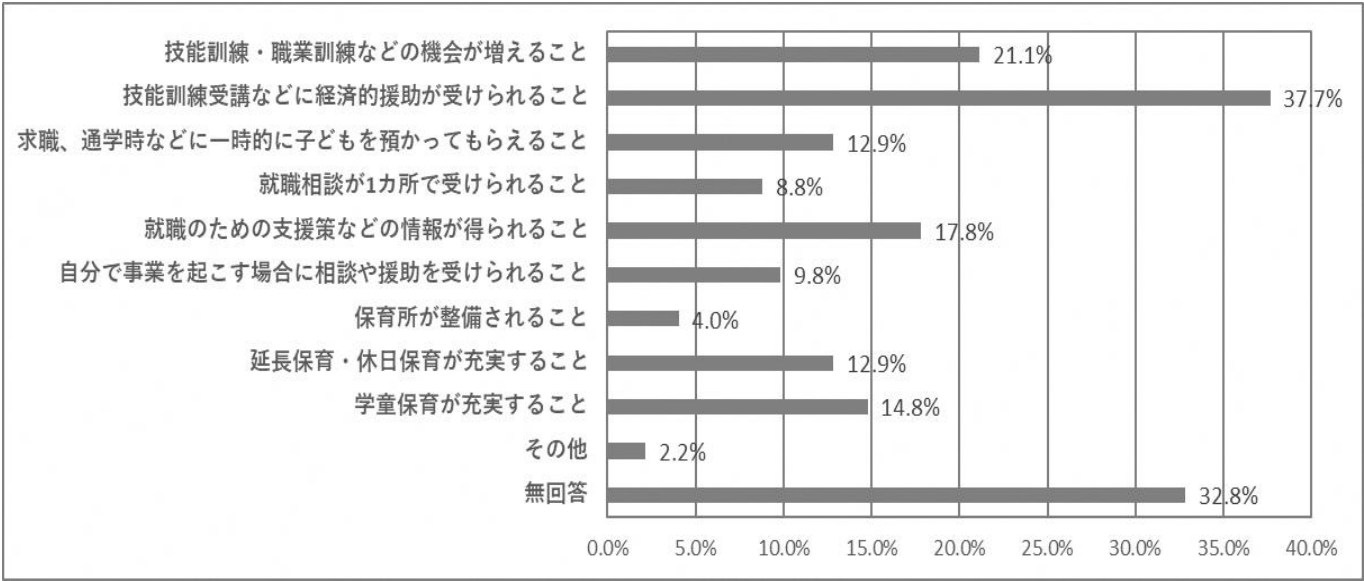
就職していない理由



	子どもがいない世話をしてくれる人	他の家族の介護や世話のため	自分が病気（病弱）で働けない	求職中である	職業訓練を受けるなど、技術習得中である	収入面で条件の合う仕事がない	時間について条件の合う仕事がない	年齢制限のため適当な仕事がない	仕事に必要な専門知識や資格がない	その他	無回答	総数
回答数	8	1	17	40	3	0	3	0	0	6	1	79
割合	10.1%	1.3%	21.5%	50.6%	3.8%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	7.6%	1.3%	100.0%

6.3% 4.8% 12.7% 39.7% 4.8% 1.6% 9.5% 0.0% 0.0% 9.5% 11.1%

17、要望する就業支援策



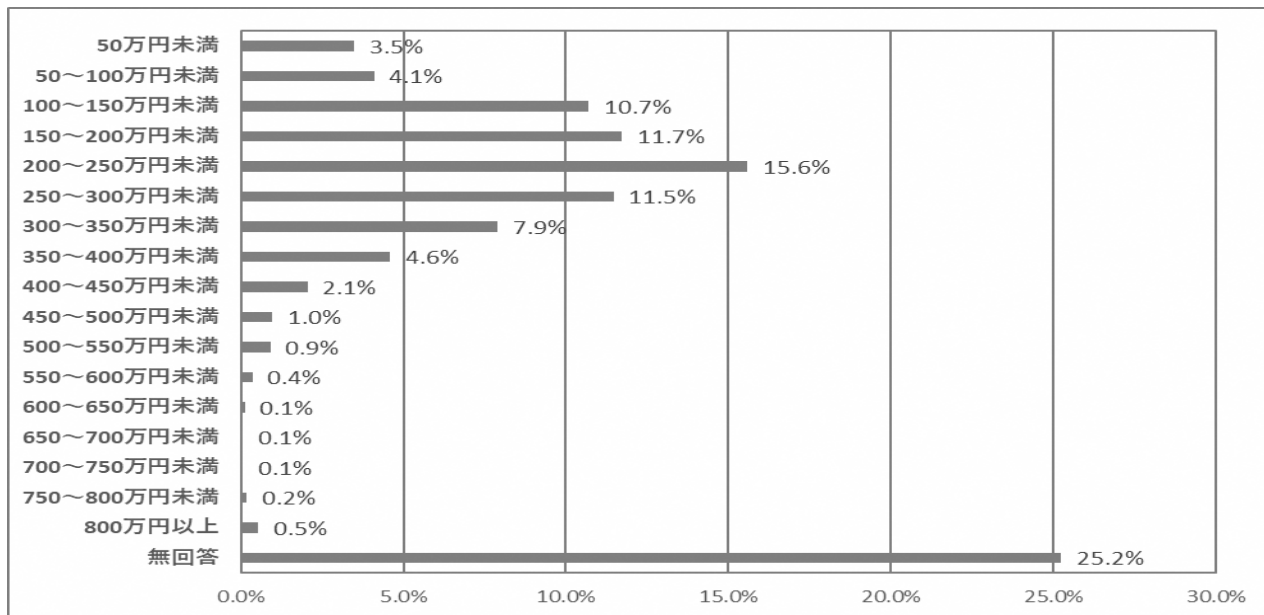
											(複数回答)	
	技能訓練・職業訓練などの機会が増えること	技能訓練受講などに経済的援助が受けられること	求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること	就職相談が1カ所で受けられること	就職のための支援策などの情報が得られること	自分で事業を起こす場合に相談や援助を受けられること	保育所が整備されること	延長保育・休日保育が充実すること	学童保育が充実すること	その他	無回答	総数
回答数	350	624	213	146	295	163	67	213	245	36	544	2,896
割合	21.1%	37.7%	12.9%	8.8%	17.8%	9.8%	4.0%	12.9%	14.8%	2.2%	32.8%	
											回答者数	1657

(R 元) 22. 9% 38. 9% 9. 8% 6. 7% 18. 3% 7. 8% 6. 0% 17. 0% 17. 3% 2. 8% 35. 2%

【家計の状況】

18. 年間収入

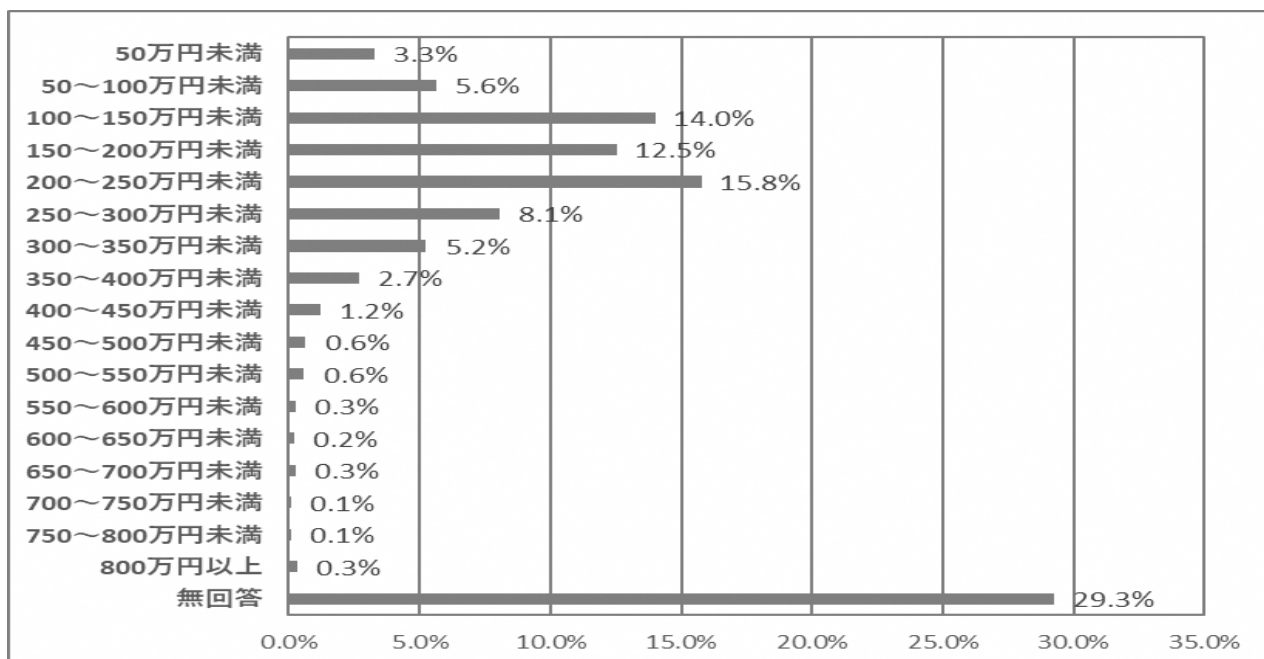
ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	58	68	177	194	258	190	131	76	34	16	15	6	2	1	1	3	9	418	1657
割合	3.5%	4.1%	10.7%	11.7%	15.6%	11.5%	7.9%	4.6%	2.1%	1.0%	0.9%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.5%	25.2%	100.0%

(R 元) 2.5% 6.4% 13.2% 16.3% 15.5% 10.6% 6.1% 2.8% 2.0% 0.7% 0.5% 0.1% 0.4% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 22.9%

イ. 年間就労収入

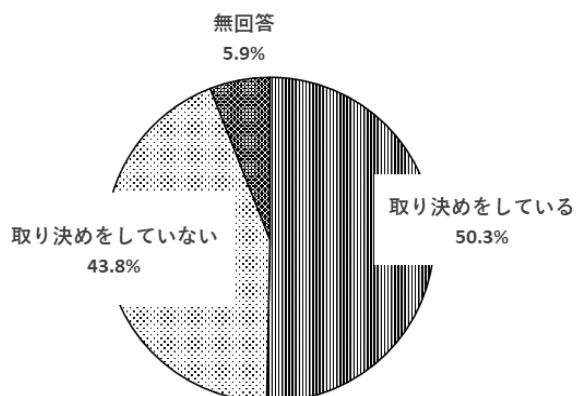


	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	51	88	219	196	247	126	82	42	19	10	9	4	3	4	1	1	5	458	1565
割合	3.3%	5.6%	14.0%	12.5%	15.8%	8.1%	5.2%	2.7%	1.2%	0.6%	0.6%	0.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.3%	29.3%	100.0%

(R 元) 5.6% 10.5% 21.4% 17.9% 11.1% 6.1% 3.6% 1.9% 0.9% 0.5% 0.2% 0.1% 0.3% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 19.8%

19. 養育費の取り決め状況

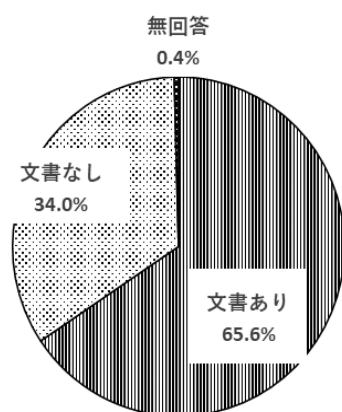
ア. 取り決め状況



	取り決めている	取り決めているではない	無回答	総数
回答数	721	627	85	1433
割合	50.3%	43.8%	5.9%	100.0%

(R 元) 46.9% 44.5% 8.6%

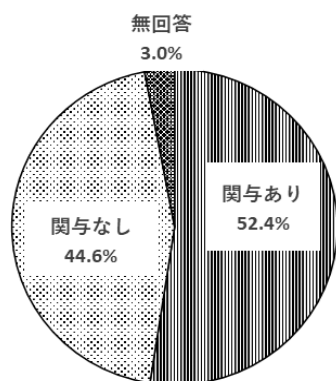
イ. 取り決めの方法



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	473	245	3	721
割合	65.6%	34.0%	0.4%	100.0%

71.0% 26.8% 2.1%

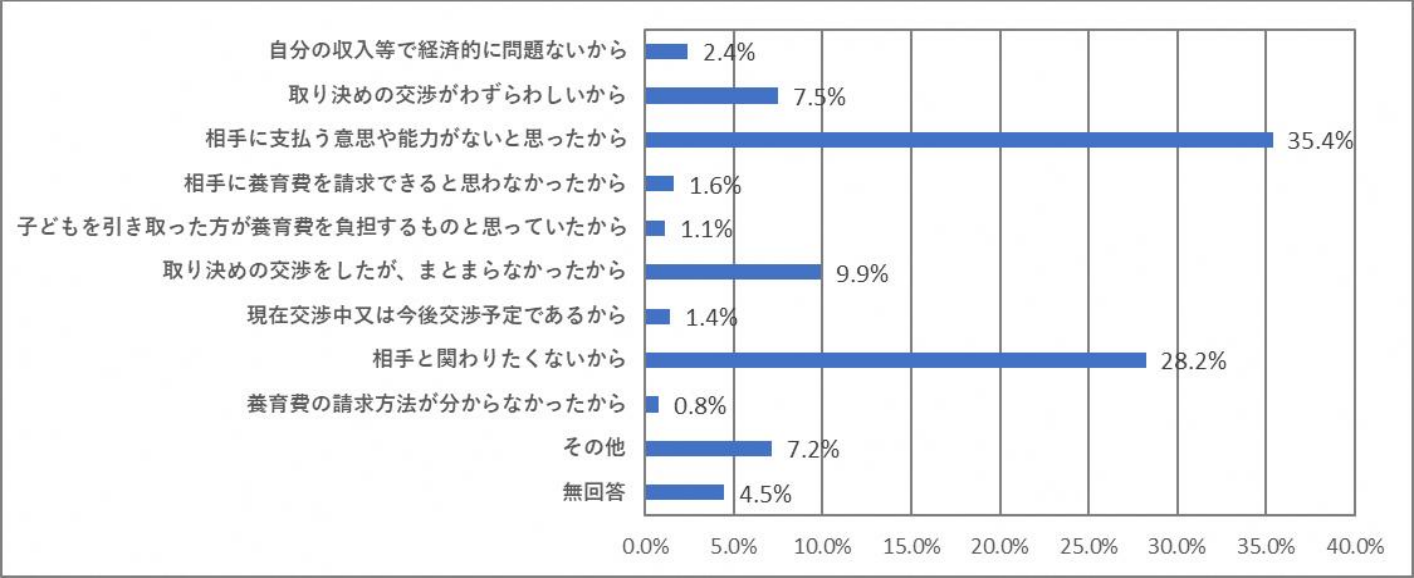
ウ. 家庭裁判所の関与



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	248	211	14	473
割合	52.4%	44.6%	3.0%	100.0%

(R 元) 53.2% 46.8% 0.0%

エ. 取り決めをしていない理由

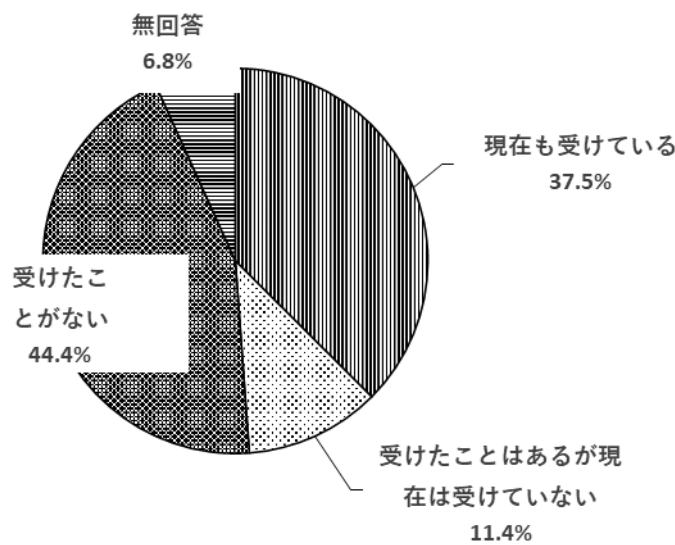


	自分の収入等で経済的に問題ないから	取り決めの交渉がわずらわしいから	相手に支払う意思や能力がないと思ったから	相手に養育費を請求できると思わなかったから	子どもを引き取るものと思った方が養育費を負担するものと思っていたから	取り決めた交渉をしたが、まとまらなかったから	現在交渉中又は今後交渉予定であるから	相手と関わりたくないから	養育費の請求方法が分からなかったから	その他	無回答	総数
回答数	15	47	222	10	7	62	9	177	5	45	28	627
割合	2.4%	7.5%	35.4%	1.6%	1.1%	9.9%	1.4%	28.2%	0.8%	7.2%	4.5%	100.0%

(R 元)	0.9%	3.8%	36.4%	2.3%	1.1%	9.7%	1.1%	27.4%	0.5%	7.7%	9.0%	
-------	------	------	-------	------	------	------	------	-------	------	------	------	--

20、養育費の受給状況

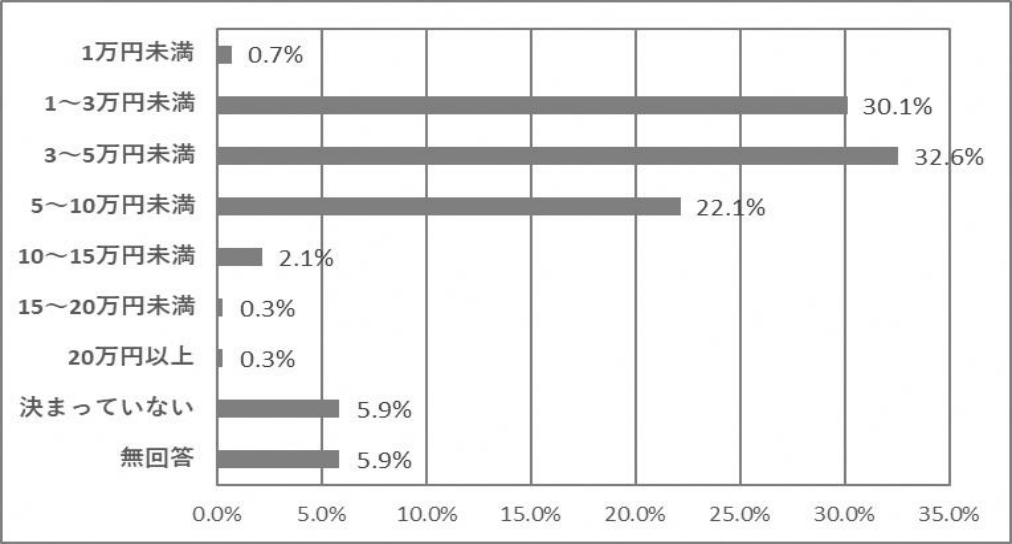
ア. 受給状況



	現在も受けている	受けたことはあるが現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数
回答数	537	163	636	97	1433
割合	37.5%	11.4%	44.4%	6.8%	100.0%

(R 元) 35.1% 12.2% 47.5% 5.1%

イ. 養育費の金額

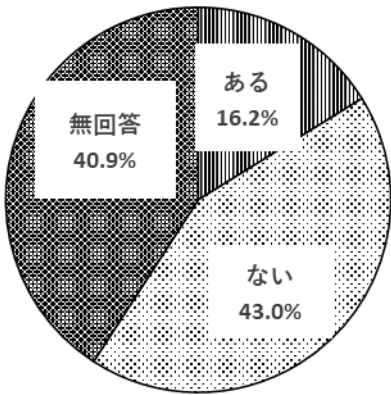


	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	決まっていない	無回答	総数	平均金額
回答数	5	211	228	155	15	2	2	41	41	700	37,818
割合	0.7%	30.1%	32.6%	22.1%	2.1%	0.3%	0.3%	5.9%	5.9%	100.0%	

(R 元) 1.1% 32.3% 35.7% 20.9% 1.5% 0.4% 0.4% 5.3% 2.3%

2 1、債務の状況

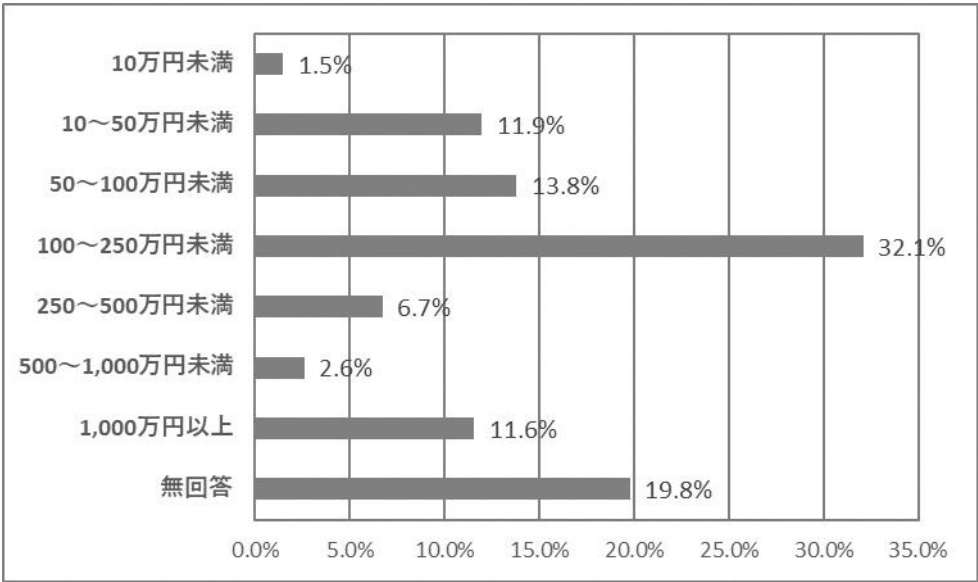
ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	268	712	677	1657
割合	16.2%	43.0%	40.9%	100.0%

(R 元) 23. 6% 58. 9% 17. 4%

イ. 債務の金額

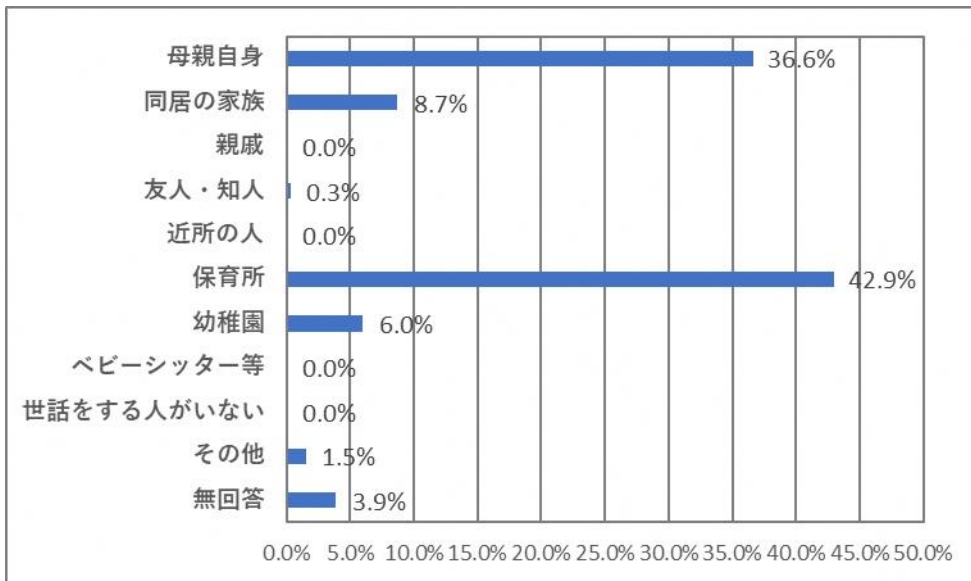


	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	総数	平均金額
回答数	4	32	37	86	18	7	31	53	268	3,869,256
割合	1.5%	11.9%	13.8%	32.1%	6.7%	2.6%	11.6%	19.8%	100.0%	

(R 元) 1. 9% 12. 7% 13. 5% 38. 1% 6. 5% 1. 9% 8. 8% 16. 5%

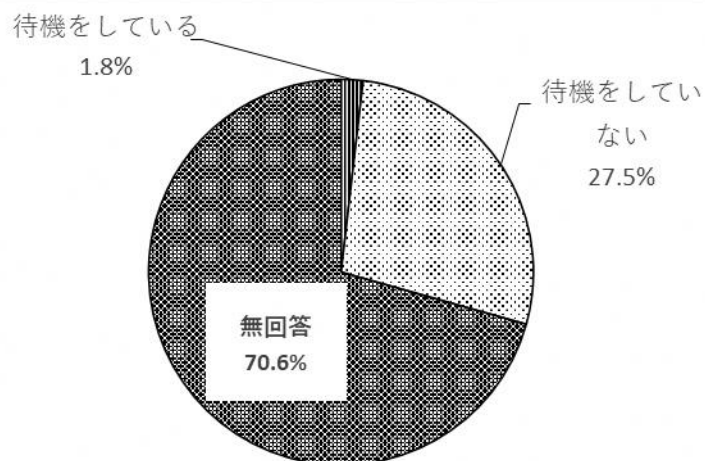
【子どもの状況】

2 2, 未就学児の保育



	母親自身	同居の家族	親戚	友人・知人	近所の人	保育所	幼稚園	ベビーシッター等	世話をする人がいない	その他	無回答	総数
回答数	122	29	0	1	0	143	20	0	0	5	13	333
割合	36.6%	8.7%	0.0%	0.3%	0.0%	42.9%	6.0%	0.0%	0.0%	1.5%	3.9%	100.0%
(R 元)	28.8%	3.9%	0.4%	0.0%	0.0%	53.7%	7.4%	0.0%	0.0%	0.4%	5.2%	

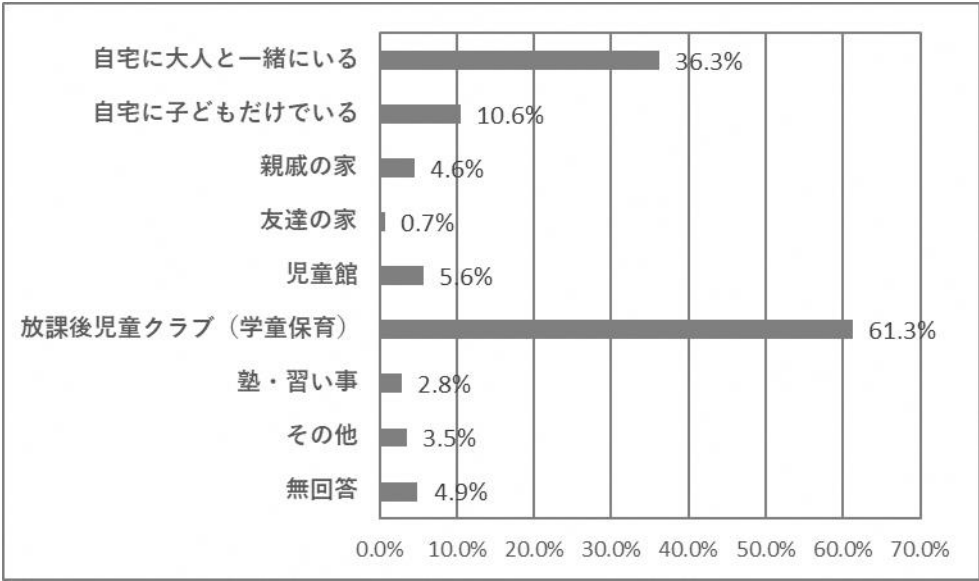
保育所の待機



	待機をしている	待機をしていない	無回答	総数
回答数	2	30	77	109
割合	1.8%	27.5%	70.6%	100.0%

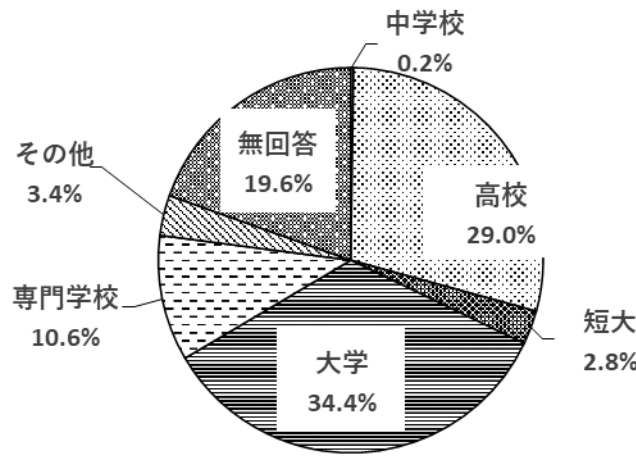
3.9% 88.3% 7.8%

2 3， 小学校低学年の放課後の過ごし方



	自宅に大人と一緒にいる	自宅に子どもだけにいる	親戚の家	友達の家	児童館	放課後児童クラブ（学童保育）	塾・習い事	その他	無回答	総数
回答数	103	30	13	2	16	174	8	10	14	370
割合	36.3%	10.6%	4.6%	0.7%	5.6%	61.3%	2.8%	3.5%	4.9%	
									回答者数	284
(R 元)	36.1%	6.3%	1.9%	1.9%	13.9%	53.8%	5.3%	7.2%	0.5%	

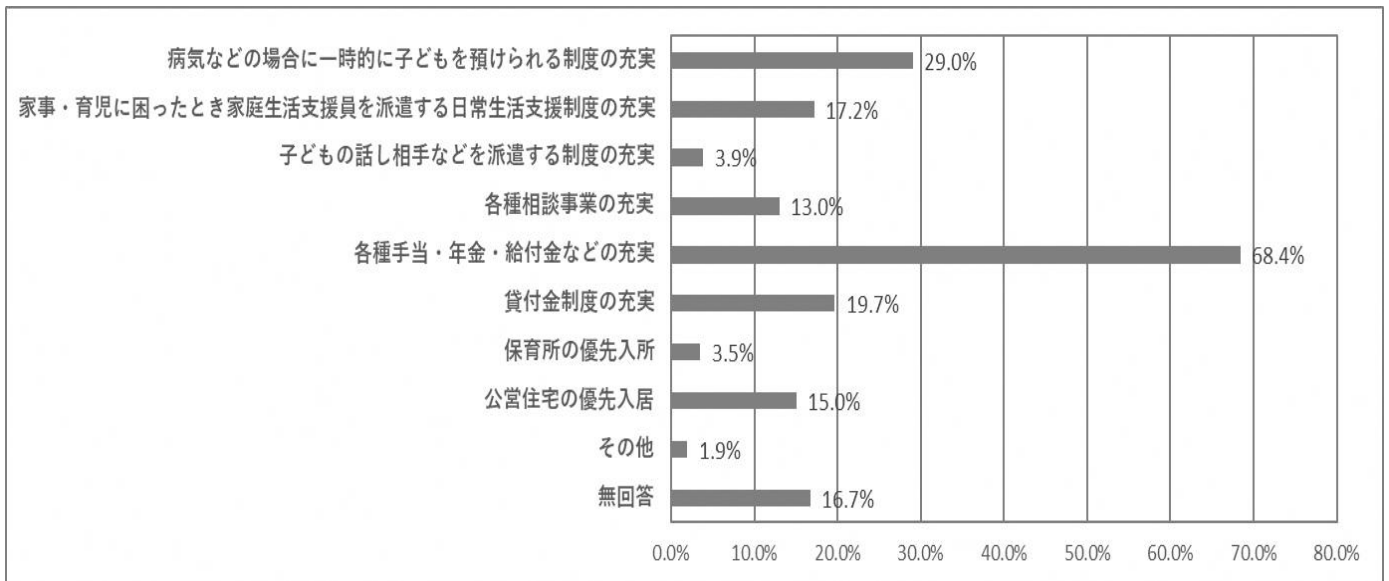
2 4， 子どもの進学に対する希望



	中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
回答数	4	481	47	570	175	56	324	1657
割合	0.2%	29.0%	2.8%	34.4%	10.6%	3.4%	19.6%	100.0%
(R 元)	0.4%	26.3%	3.4%	37.3%	9.9%	2.8%	19.9%	

【公的福祉制度（福祉施策）】

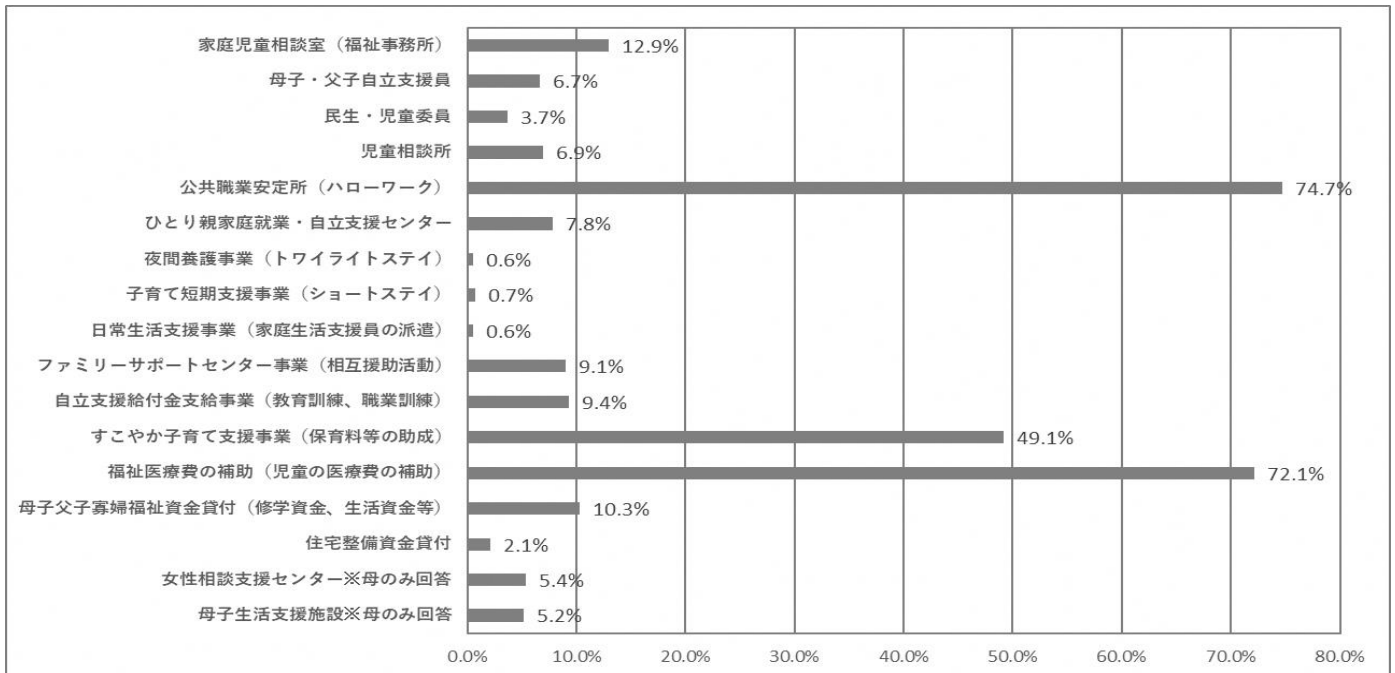
25、要望する福祉制度



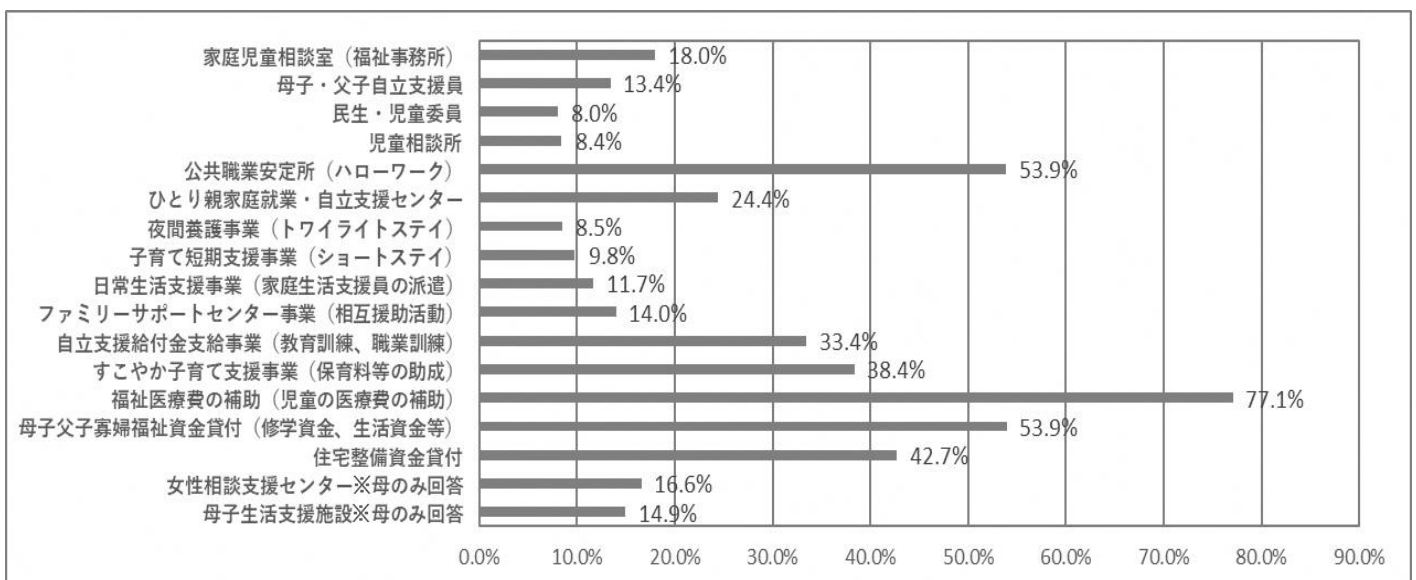
	(複数回答)																
	充 実	子 ど も を 預 け ら れ る 制 度 の 充 実	病 気 な ど の 場 合 に 一 時 的 に	常 生 活 支 援 制 度 の 充 実	庭 生 活 支 援 員 を 派 遣 す る 日	家 事 ・ 育 児 に 困 っ た と き	遣 す る 制 度 の 充 実	子 ど も の 話 し 相 手 な ど を 派	各 種 相 談 事 業 の 充 実	ど の 充 実	各 種 手 当 ・ 年 金 ・ 給 付 金 な	貸 付 金 制 度 の 充 実	保 育 所 の 優 先 入 所	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	481	285	64	216	1134	326	58	249	32	277	3,122						
割合	29.0%	17.2%	3.9%	13.0%	68.4%	19.7%	3.5%	15.0%	1.9%	16.7%							
										回答者数	1657						
(R 元)	31.3%	13.4%	4.8%	14.1%	69.7%	23.5%	4.9%	20.0%	1.5%	13.8%							

26, 福祉制度の利用状況

ア. 利用している又は利用したことがある制度



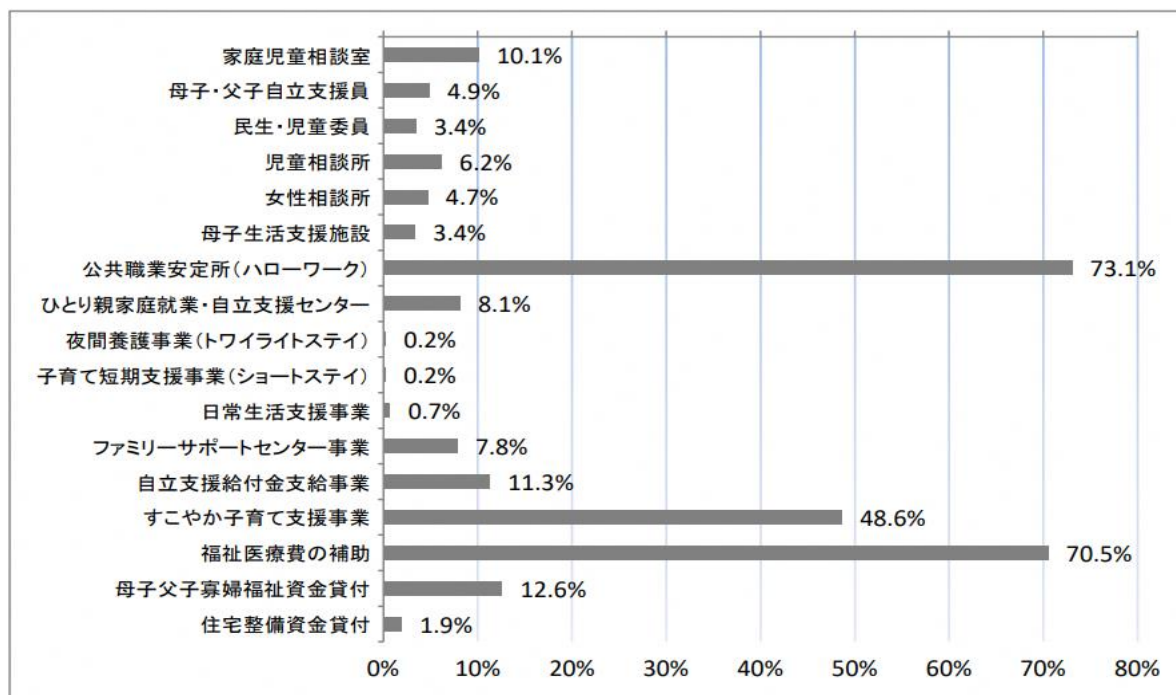
イ. 今後利用したい制度



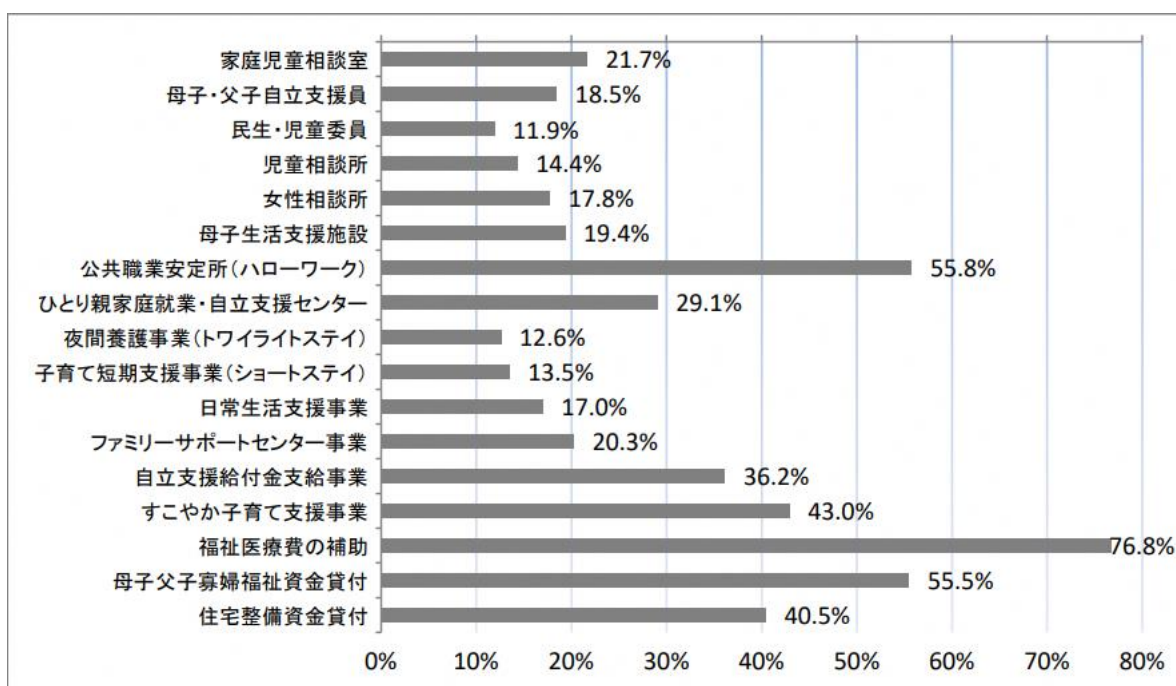
※割合は回答者数で算出

(R元年度)

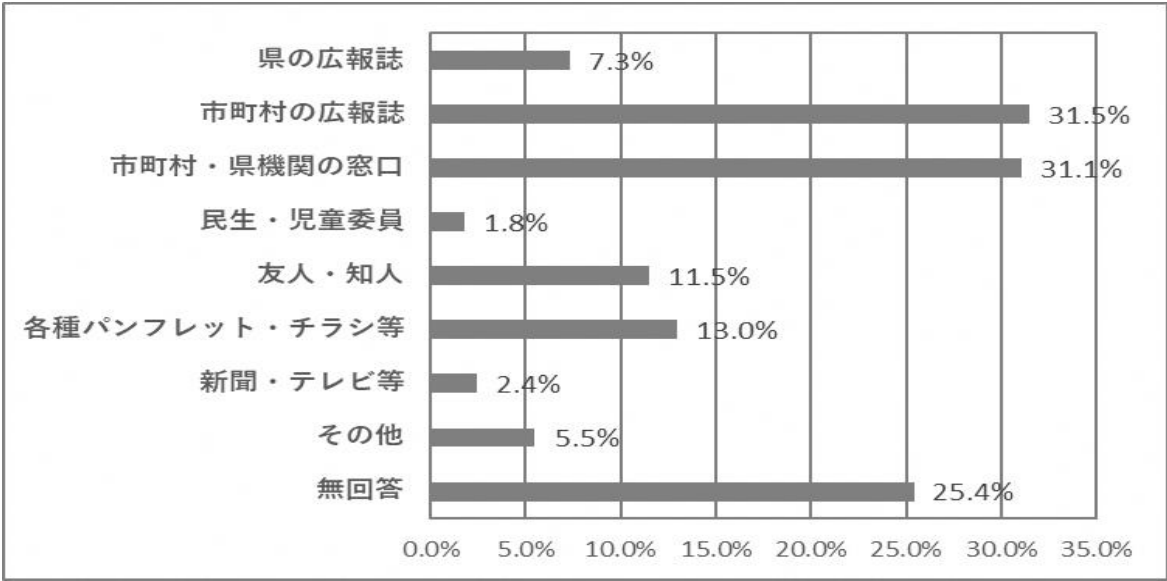
ア 利用している制度



イ 今後利用したい制度



27, 制度を知った方法

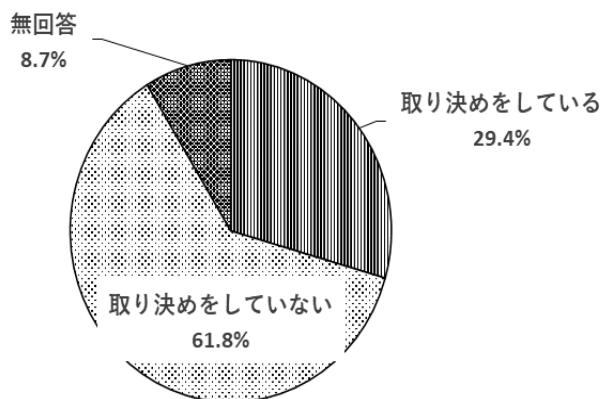


	(複数回答)									
	県の 広報誌	市 町村 の 広 報 誌	市 町 村 の 窓 口 ・ 県 機 関	民 生 ・ 児 童 委 員	友 人 ・ 知 人	各 種 パ ン フ レ ッ ト ・ チ ラ シ 等	新 聞 ・ テ レ ビ 等	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	121	522	515	29	191	215	40	91	421	2145
割合	7.3%	31.5%	31.1%	1.8%	11.5%	13.0%	2.4%	5.5%	25.4%	
									回答者数	1657
(R 元)	5.8%	32.5%	28.8%	0.9%	11.3%	17.7%	3.4%	6.6%	25.7%	

【生活上の問題、その他】

28, 面会交流の取り決め状況

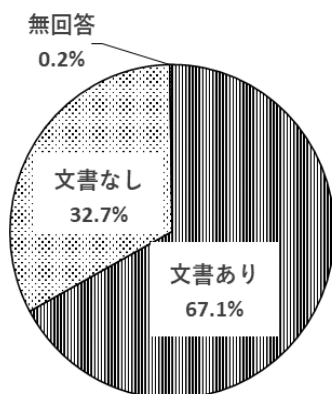
ア. 取り決めの有無



	取り決めている	取り決めていない	無回答	総数
回答数	422	886	125	1433
割合	29.4%	61.8%	8.7%	100.0%

28.0% 63.0% 9.0%

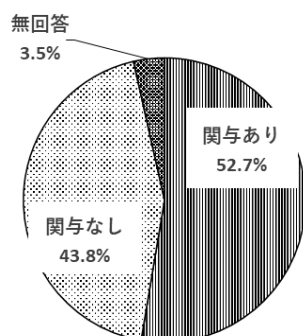
イ. 取り決めの方法



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	283	138	1	422
割合	67.1%	32.7%	0.2%	100.0%

(R 元) 67.6% 32.4% 0.0%

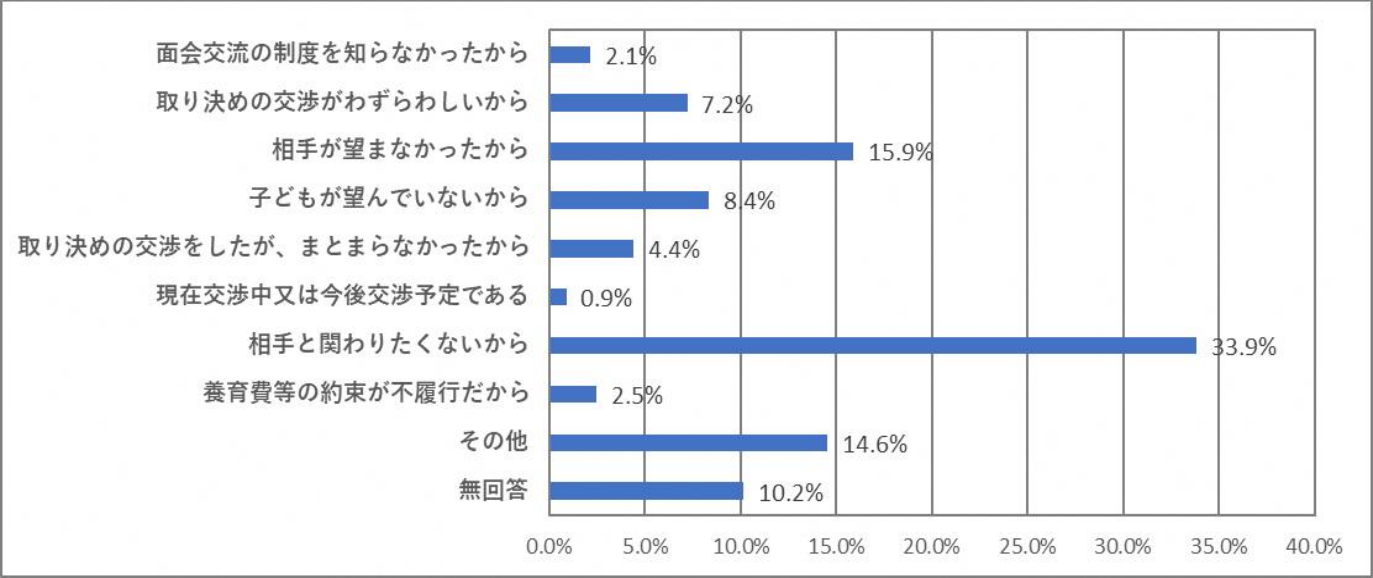
ウ. 家庭裁判所の関与



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	149	124	10	283
割合	52.7%	43.8%	3.5%	100.0%

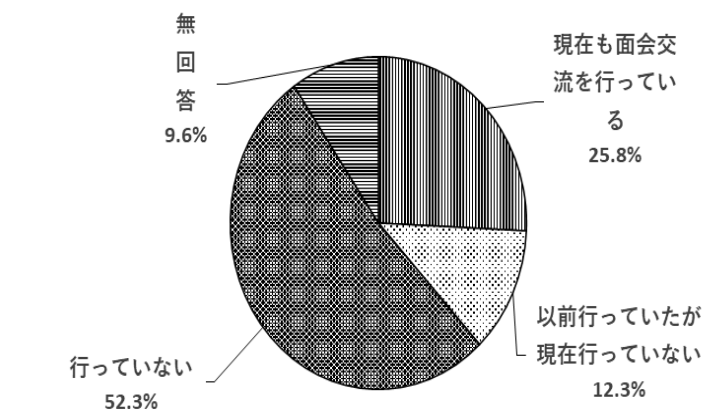
(R 元) 56.4% 41.0% 2.7%

エ. 取り決めをしていない理由



	面会交流の制度を知らなかったから	取り決めの交渉がわずらわしいから	相手が望まなかったから	子どもが望んでいないから	まとまらなかったから	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手と関わりたくないから	養育費等の約束が不履行だから	その他	無回答	総数
回答数	19	64	141	74	39	8	300	22	129	90	886
割合	2.1%	7.2%	15.9%	8.4%	4.4%	0.9%	33.9%	2.5%	14.6%	10.2%	100.0%
(R 元)	2.9%	5.0%	14.5%	7.8%	3.8%	0.5%	35.8%	5.0%	12.6%	12.1%	

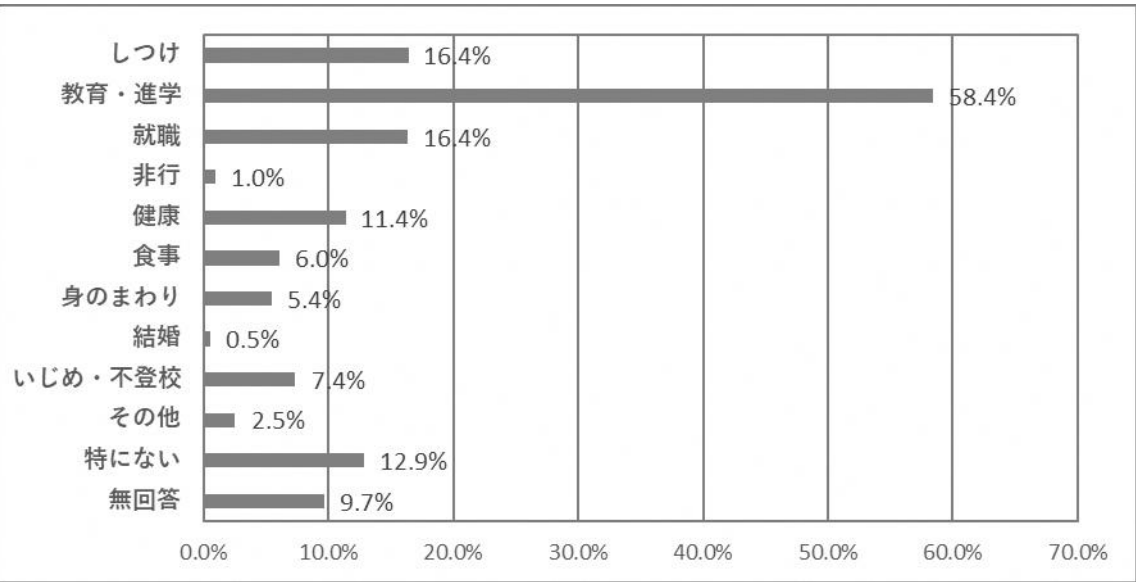
29, 面会交流の状況



	現在も面会交流を行っている	以前行っていたが現在行っていない	行っていない	無回答	総数
回答数	369	176	750	138	1433
割合	25.8%	12.3%	52.3%	9.6%	100.0%

26.1% 13.7% 54.0% 6.2%

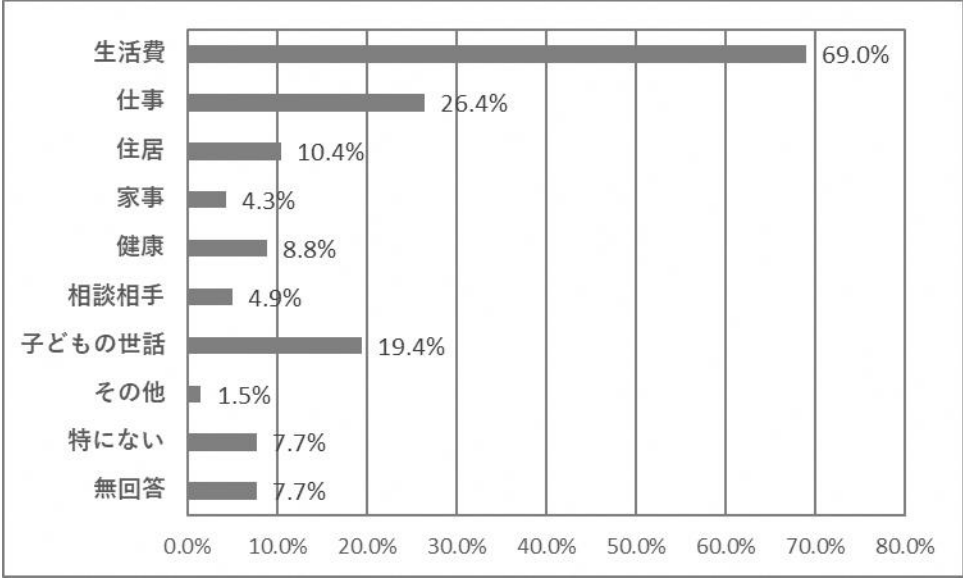
30, 子どもに関する悩み



	しつけ	教育・進学	就職	非行	健康	食事	身のまわり	結婚	いじめ・不登校	その他	特にない	無回答	総数
回答数	272	968	271	16	189	100	90	9	122	42	213	160	2,452
割合	16.4%	58.4%	16.4%	1.0%	11.4%	6.0%	5.4%	0.5%	7.4%	2.5%	12.9%	9.7%	
												回答者数	1657

(R 元) 23.1% 61.5% 15.6% 1.7% 7.9% 3.8% 5.2% 1.3% 6.9% 3.4% 11.8% 8.6%

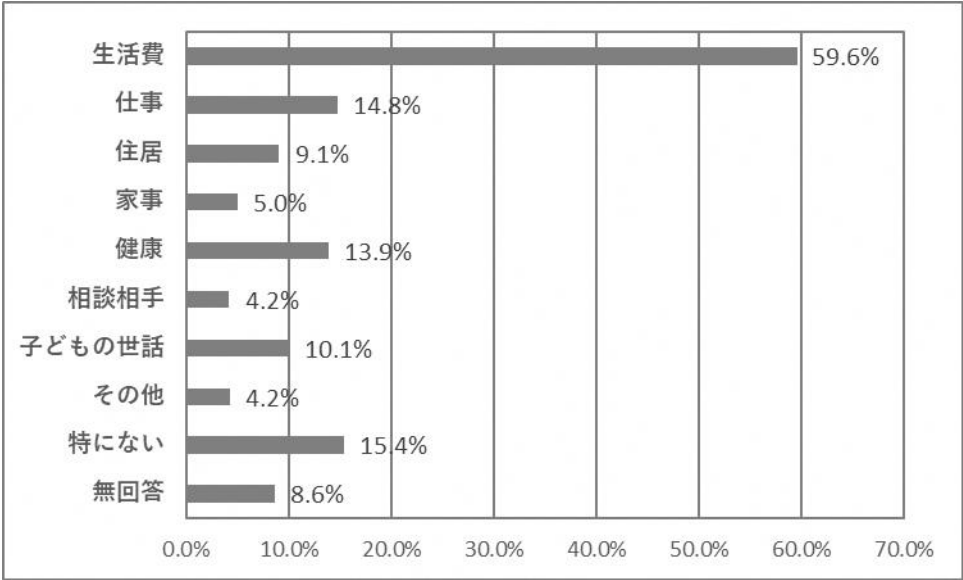
3 1，母子世帯になった当時困ったこと



										(複数回答)	
	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	1144	438	173	71	146	82	322	25	128	128	2,657
割合	69.0%	26.4%	10.4%	4.3%	8.8%	4.9%	19.4%	1.5%	7.7%	7.7%	
										回答者数	1657

(R 元) 69.1% 32.6% 9.6% 4.0% 7.5% 5.3% 19.5% 1.2% 7.0% 7.6%

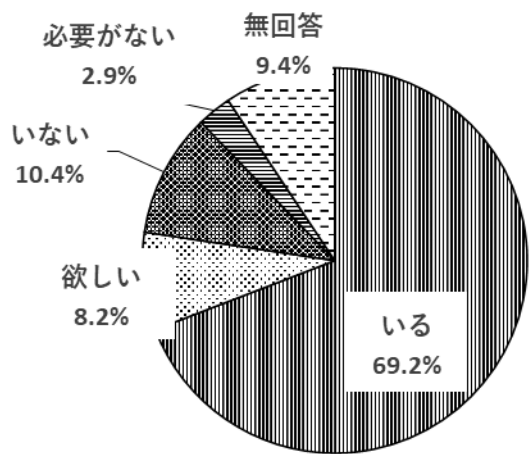
3 2，現在困っていること



										(複数回答)	
	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	987	245	150	83	230	69	167	70	255	142	2,398
割合	59.6%	14.8%	9.1%	5.0%	13.9%	4.2%	10.1%	4.2%	15.4%	8.6%	
										回答者数	1657

(R 元) 57.3% 17.9% 8.0% 6.1% 11.7% 4.3% 11.3% 5.4% 15.6% 8.0%

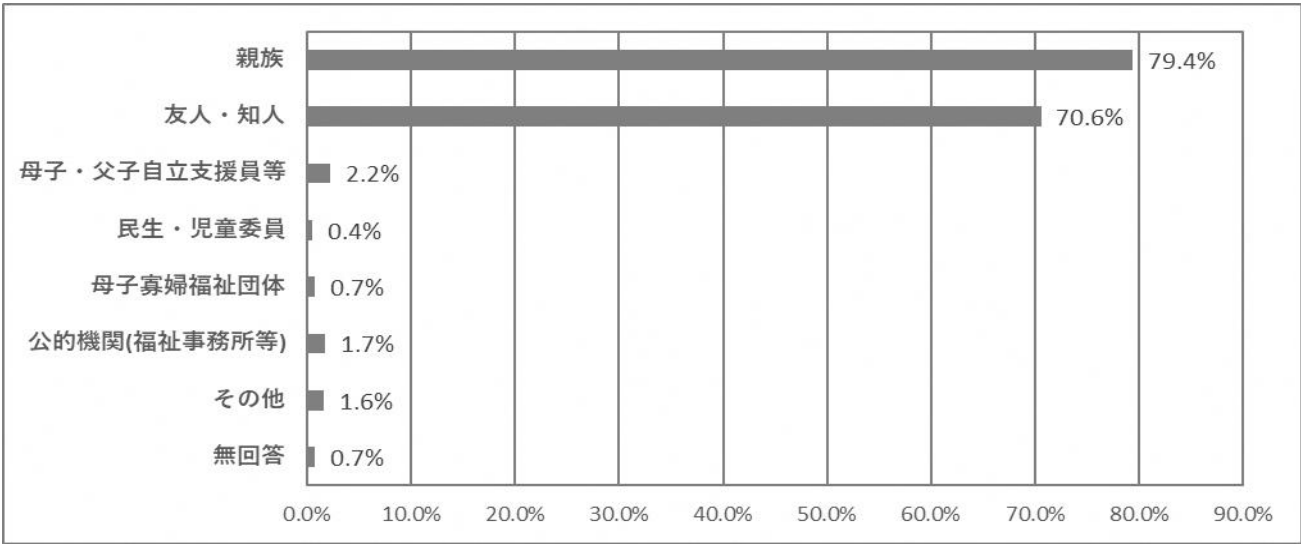
3 3， 相談相手



	いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
回答数	1146	136	172	48	155	1657
割合	69.2%	8.2%	10.4%	2.9%	9.4%	100.0%

(R 元) 68. 0% 11. 3% 11. 7% 2. 5% 6. 4%

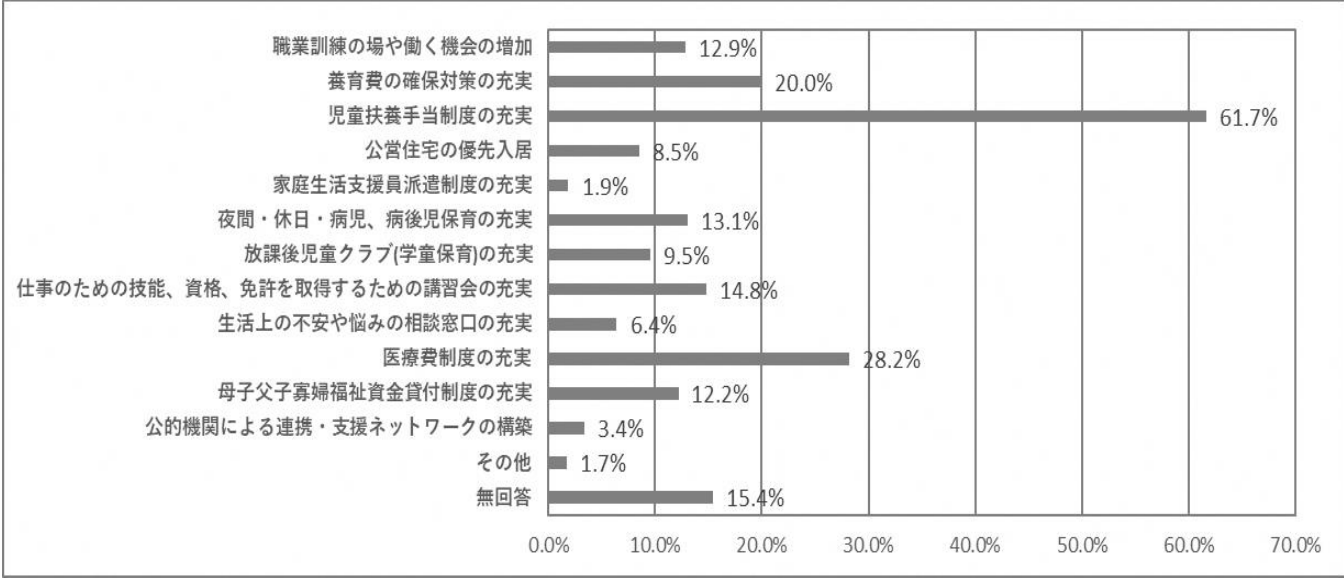
相談相手の内訳



(複数回答)										
	親族	友人・知人	援助員等	母子・父子自立支	民生・児童委員	母子寡婦福祉団体	公務的機関（福祉事務所等）	その他	無回答	総数
回答数	910	809	25	5	8	20	18	8	1803	
割合	79.4%	70.6%	2.2%	0.4%	0.7%	1.7%	1.6%	0.7%		
									回答者数	1146

(R 元) 80. 0% 72. 4% 1. 6% 0. 1% 0. 0% 2. 8% 1. 6% 0. 3%

3 4， 希望する施策



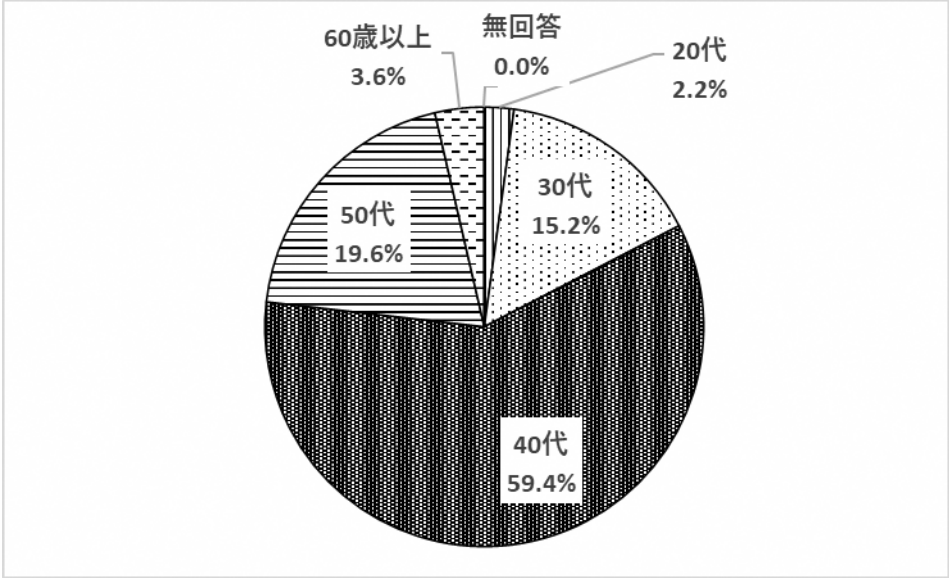
(複数回答)														
	職業訓練の場や働く機会の増加	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	家庭生活支援員派遣制度の充実	夜間・休日・病児、病後児保育の充実	放課後児童クラブ（学童保育）の充実	仕事のための技能、資格、免許取得のための講習会の充実	生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	医療費制度の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実	公的機関による連携・支援ネットワークの構築	その他	無回答
回答数	213	332	1022	141	31	217	158	246	106	468	202	56	28	256
割合	12.9%	20.0%	61.7%	8.5%	1.9%	13.1%	9.5%	14.8%	6.4%	28.2%	12.2%	3.4%	1.7%	15.4%
(R 元)	14.4%	22.1%	56.8%	11.0%	0.5%	13.4%	12.4%	20.1%	7.5%	30.6%	14.9%	3.2%	1.7%	12.8%
回答者数														1657

父子世帯集計結果

父子世帯集計結果

【世帯の状況】

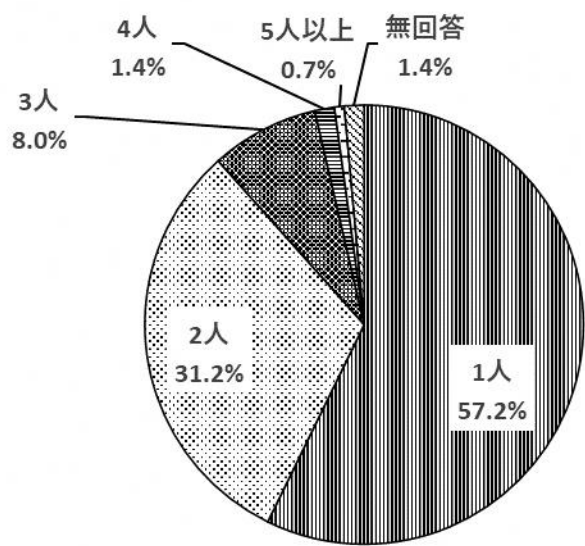
1， 父の年齢



	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	0	3	21	82	27	5	0	138	45.2
割合	0.0%	2.2%	15.2%	59.4%	19.6%	3.6%	0.0%	100.0%	
(R 元)	0. 0%	5. 6%	23. 4%	50. 8%	17. 3%	2. 0%	1. 0%		

2. 子どもの状況

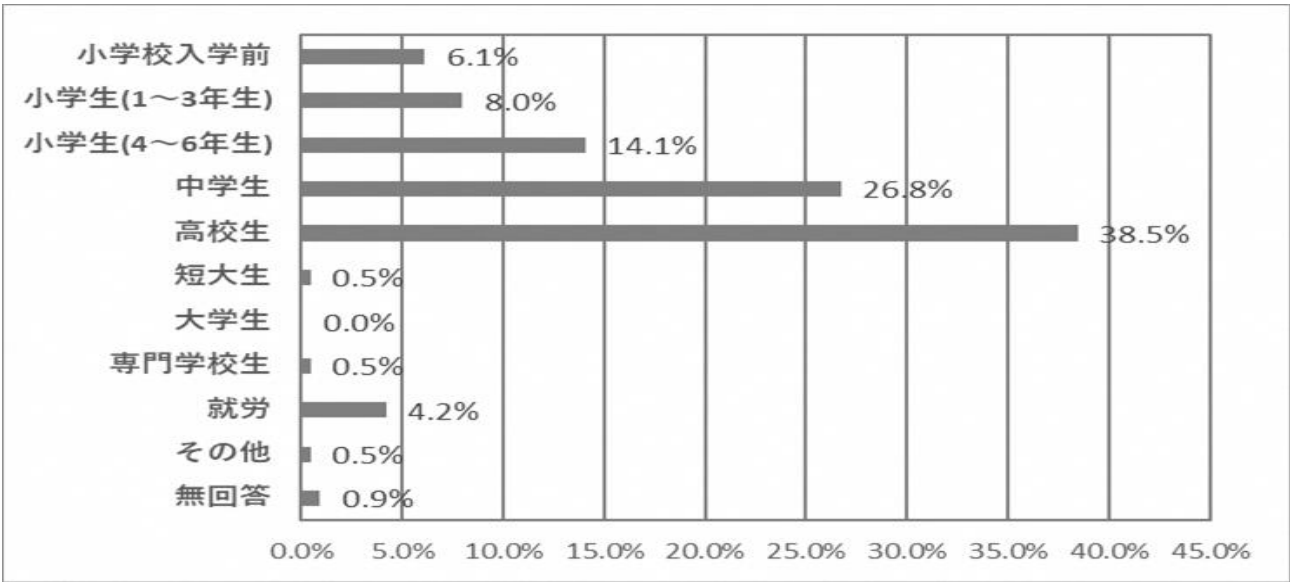
ア. 子どもの人数



	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	79	43	11	2	1	2	138
割合	57.2%	31.2%	8.0%	1.4%	0.7%	1.4%	100.0%

(R 元)	52.3%	39.6%	6.6%	0.5%	0.5%	0.5%	
-------	-------	-------	------	------	------	------	--

イ. 就学・就労別

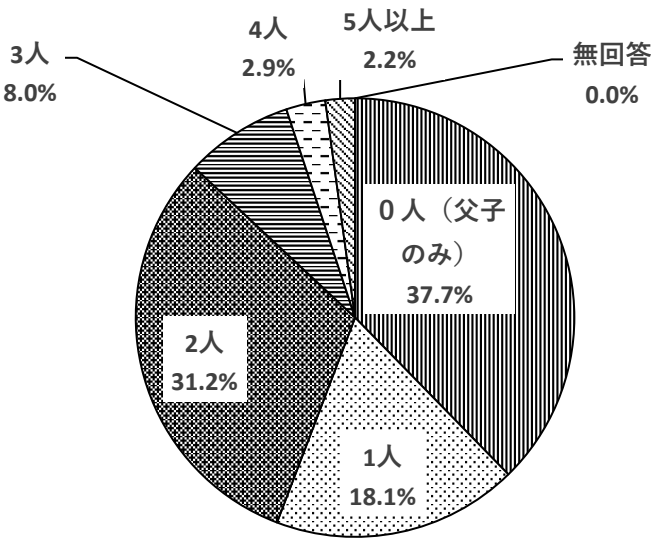


	小学校入 学前	小学生 (1～3年生)	小学生 (4～6年生)	中学生	高校生	短大生	大学生	専門学校生	就労	その他	無回答	総数
回答数	13	17	30	57	82	1	0	1	9	1	2	213
割合	6.1%	8.0%	14.1%	26.8%	38.5%	0.5%	0.0%	0.5%	4.2%	0.5%	0.9%	100.0%

(R 元)	8.1%	8.1%	21.1%	18.5%	34.1%	1.0%	1.9%	1.6%	3.9%	1.3%	0.3%	
-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	--

3、同居家族の状況

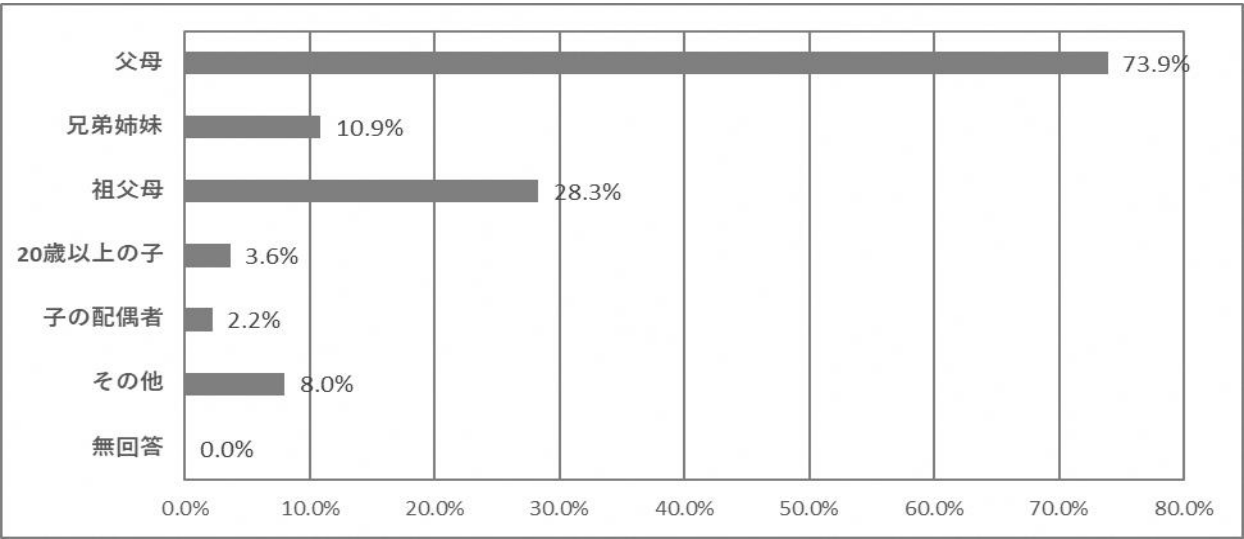
ア. 同居家族の人数



	0人（父子のみ）	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	52	25	43	11	4	3	0	138
割合	37.7%	18.1%	31.2%	8.0%	2.9%	2.2%	0.0%	100.0%

(R 元) 26.4% 22.3% 31.5% 14.7% 5.6% 1.0% 0.0%

イ. 同居家族の内訳（父子世帯全体に対する割合）

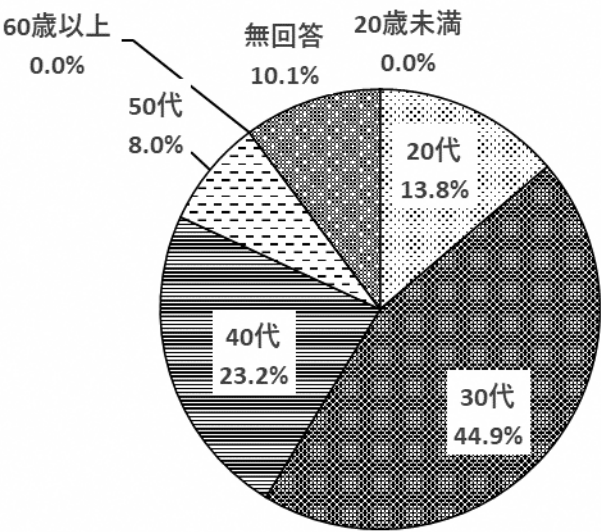


	父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	102	15	39	5	3	11	0	175
割合	73.9%	10.9%	28.3%	3.6%	2.2%	8.0%	0.0%	
							回答者数	138

(R 元) 54.9% 13.1% 22.8% 3.4% 1.5% 4.4% 0.0%

4， 父子世帯になった年齢

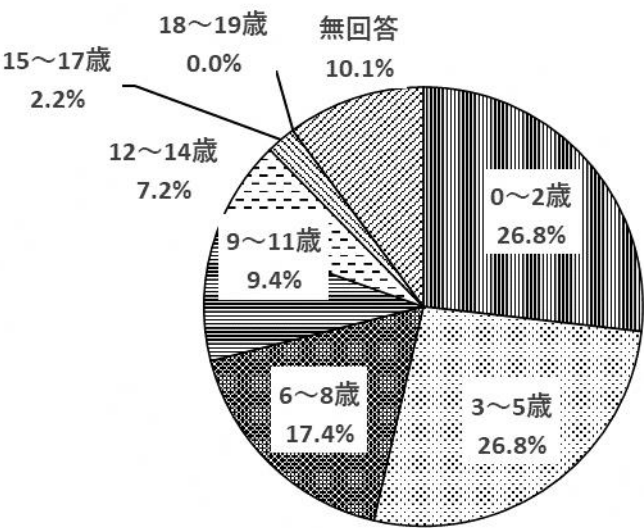
ア. 父の年齢



	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答	総数
回答数	0	19	62	32	11	0	14	138
割合	0.0%	13.8%	44.9%	23.2%	8.0%	0.0%	10.1%	100.0%

(R 元) 0. 0% 18. 8% 44. 7% 23. 9% 4. 6% 0. 5% 7. 6%

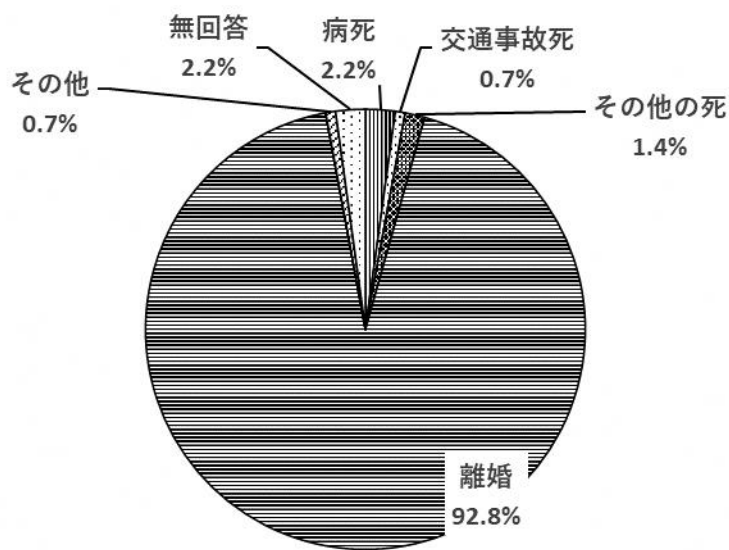
イ. 末子の年齢



	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	無回答	総数
回答数	37	37	24	13	10	3	0	14	138
割合	26.8%	26.8%	17.4%	9.4%	7.2%	2.2%	0.0%	10.1%	100.0%

(R 元) 24. 9% 31. 0% 17. 3% 10. 2% 4. 1% 2. 0% 0. 0% 10. 7%

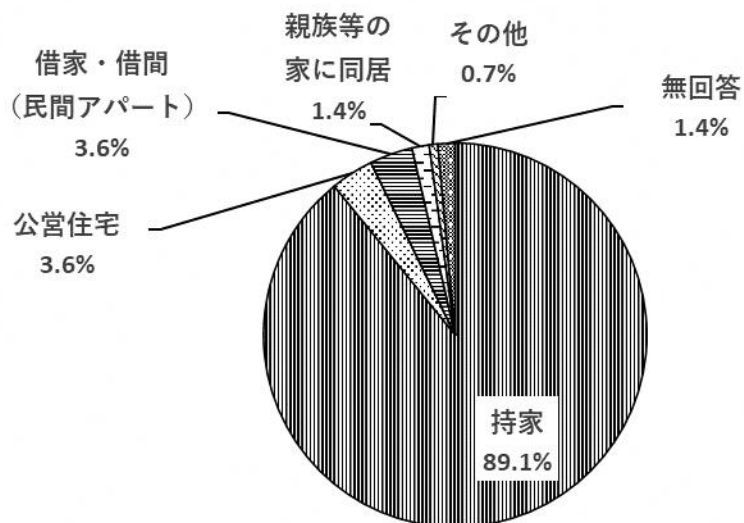
5，父子世帯になった理由



	病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の父	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	3	1	2	128	0	0	0	1	3	138
割合	2.2%	0.7%	1.4%	92.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	2.2%	100.0%
(R 元)	7. 6%	0. 0%	2. 0%	89. 3%		0. 0%	0. 0%	0. 5%	0. 5%	

【住居の状況】

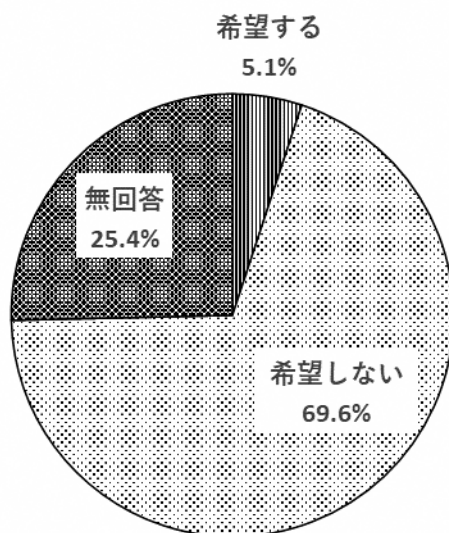
6，現在の住居



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の 家に同居	その他	無回答	総数
回答数	123	5	0	5	2	1	2	138
割合	89.1%	3.6%	0.0%	3.6%	1.4%	0.7%	1.4%	100.0%

(R 元) 81.2% 8.1% 0.0% 6.1% 4.6% 0.0% 0.0%

7，公営住宅の入居希望

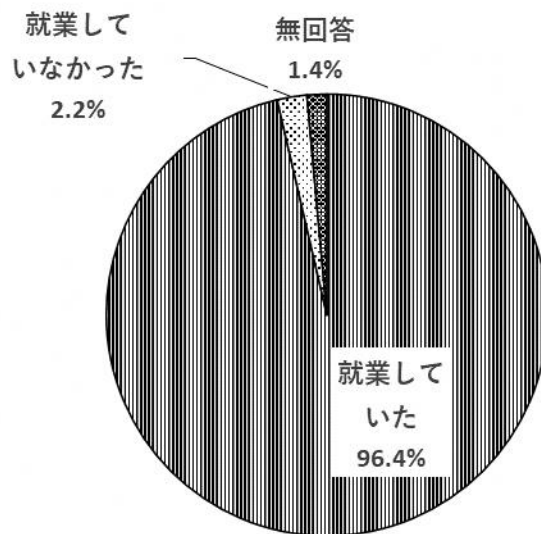


	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	7	96	35	138
割合	5.1%	69.6%	25.4%	100.0%

(R 元) 10.2% 59.4% 30.5%

【仕事の状況】

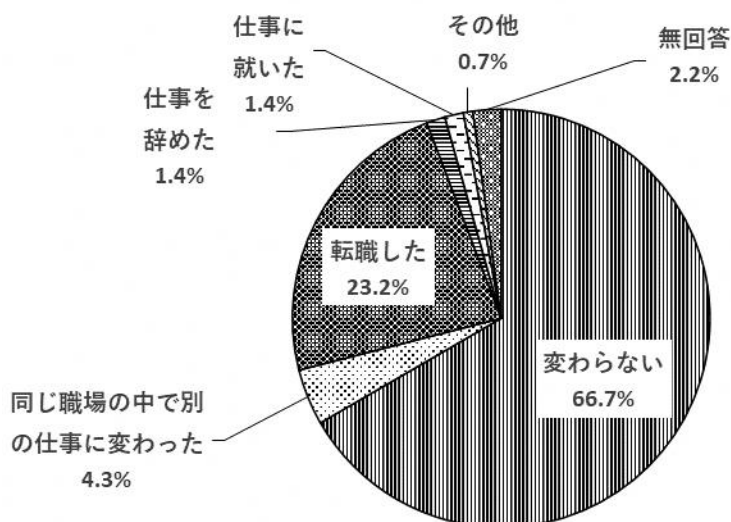
8, 父子世帯になる前の就業状況



	就業していた	就業してなかった	無回答	総数
回答数	133	3	2	138
割合	96.4%	2.2%	1.4%	100.0%

(R 元) 95.4% 4.1% 0.5%

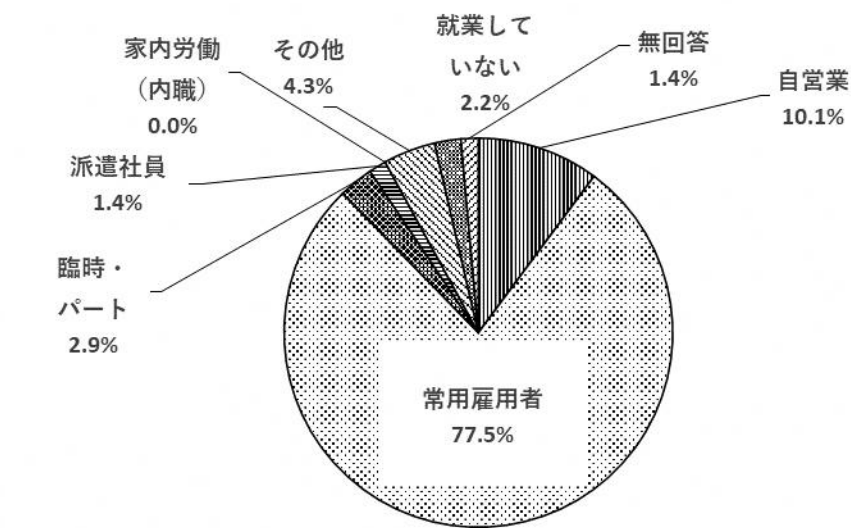
9, 就業状況の変化



	変わらない	同じ職場の中で別の仕事に変わった	転職した	仕事を辞めた	仕事に就いた	その他	無回答	総数
回答数	92	6	32	2	2	1	3	138
割合	66.7%	4.3%	23.2%	1.4%	1.4%	0.7%	2.2%	100.0%

(R 元) 63.5% 6.1% 20.8% 5.1% 2.0% 2.0% 0.5%

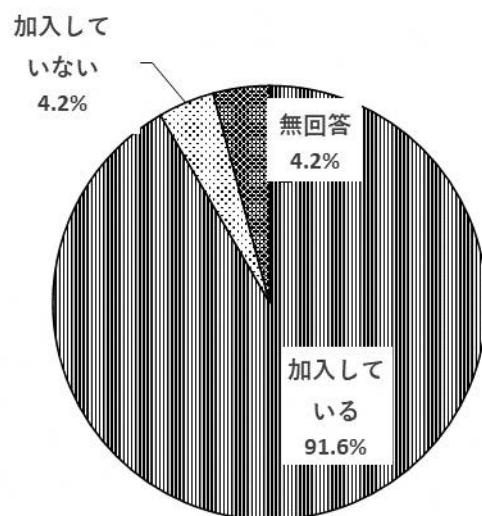
10、就業形態



	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働(内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	14	107	4	2	0	6	3	2	138
割合	10.1%	77.5%	2.9%	1.4%	0.0%	4.3%	2.2%	1.4%	100.0%
(R 元)	12. 7%	76. 1%	4. 6%	0. 0%	0. 0%	1. 0%	5. 1%	0. 5%	

1 1, 社会保険の加入状況

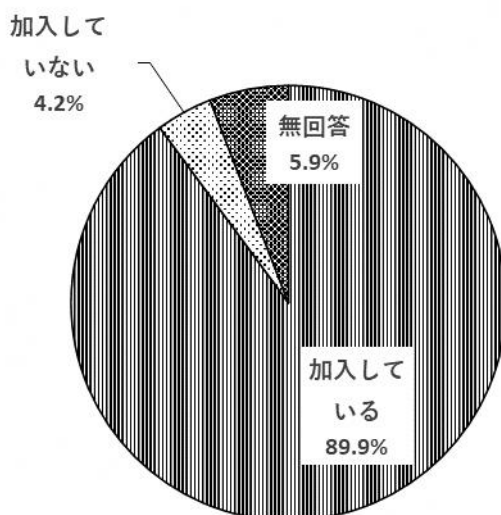
ア. 厚生年金又は共済年金



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	109	5	5	119
割合	91.6%	4.2%	4.2%	100.0%

(R 元) 72.1% 7.1% 20.8%

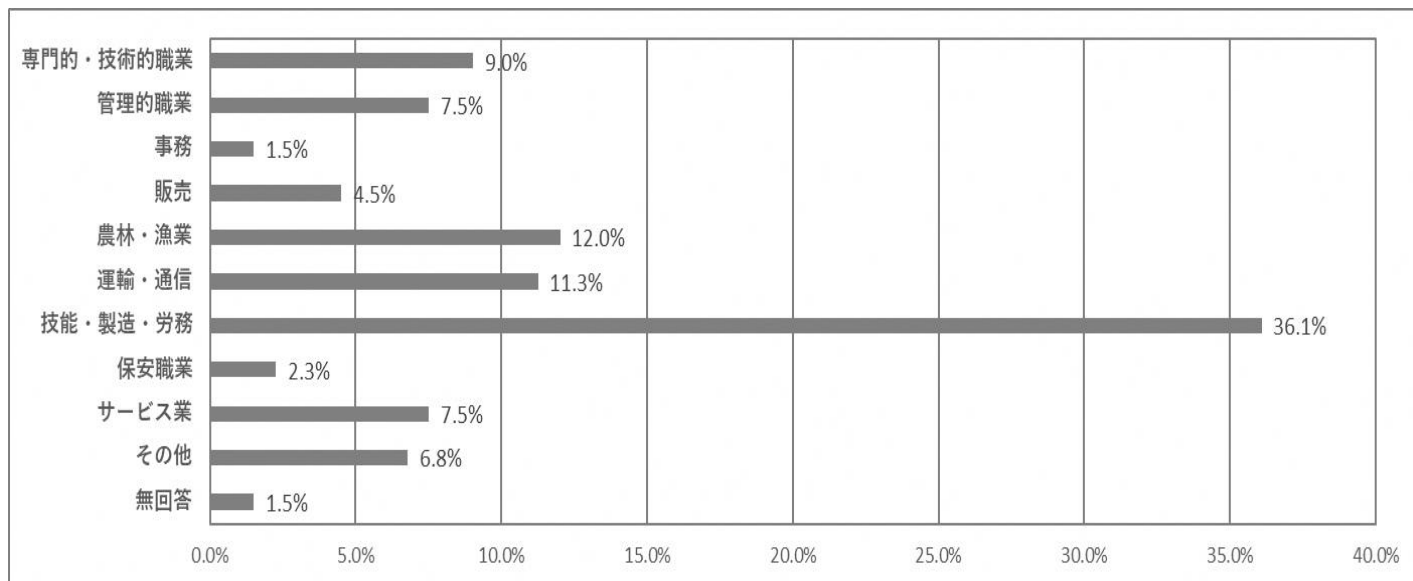
イ. 雇用保険



	加入している	加入していない	無回答	総数
回答数	107	5	7	119
割合	89.9%	4.2%	5.9%	100.0%

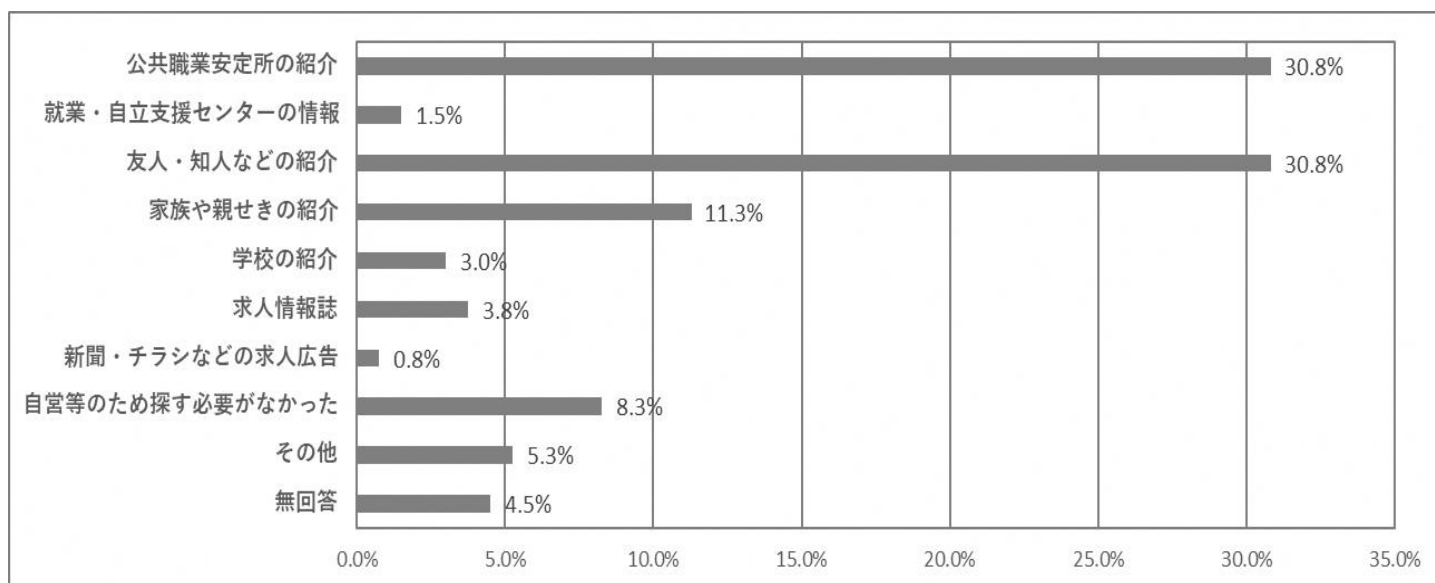
(R 元) 72.1% 4.6% 23.4%

1 2, 職種



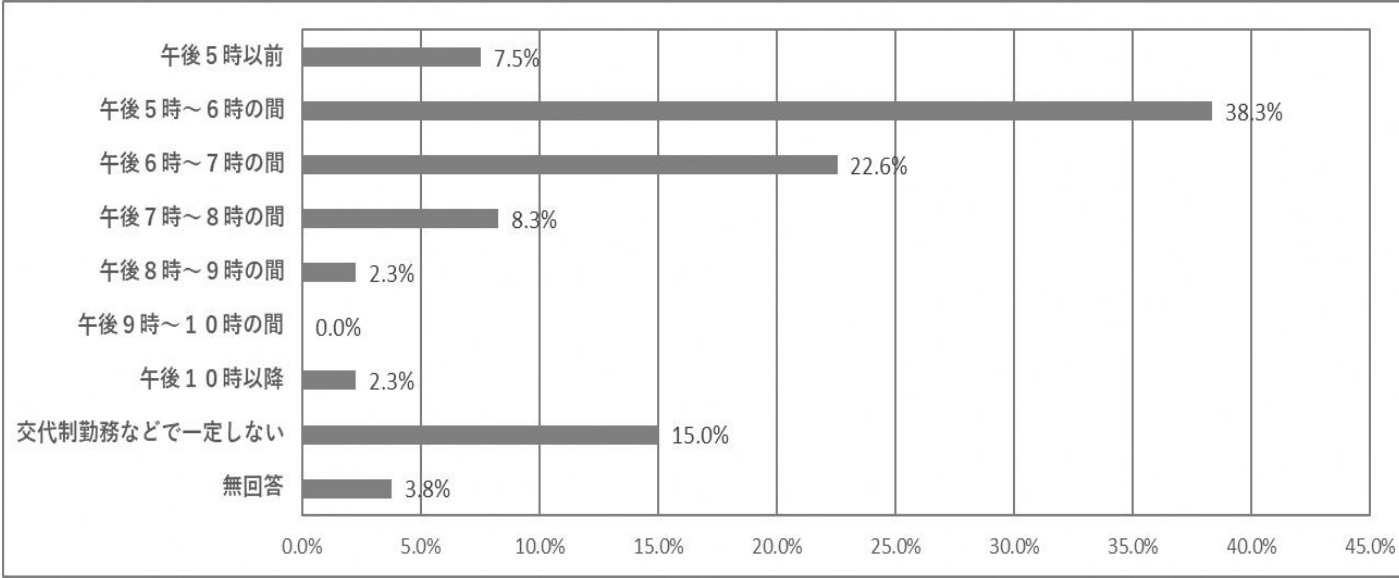
	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	12	10	2	6	16	15	48	3	10	9	2	133
割合	9.0%	7.5%	1.5%	4.5%	12.0%	11.3%	36.1%	2.3%	7.5%	6.8%	1.5%	100.0%
(R 元)	7.6%	6.6%	4.1%	5.1%	6.1%	11.7%	38.6%	1.5%	8.6%	4.1%	6.1%	

1 3, 仕事を探した方法



	公共職業安定所の紹介	就業・自立支援センターの情報	友人・知人などの紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞・チラシなどの求人広告	自営等のため探す必要がなかった	その他	無回答	総数
回答数	41	2	41	15	4	5	1	11	7	6	133
割合	30.8%	1.5%	30.8%	11.3%	3.0%	3.8%	0.8%	8.3%	5.3%	4.5%	100.0%
(R 元)	25.9%	2.0%	24.4%	13.2%	10.7%	1.0%	1.5%	10.2%	3.6%	7.6%	

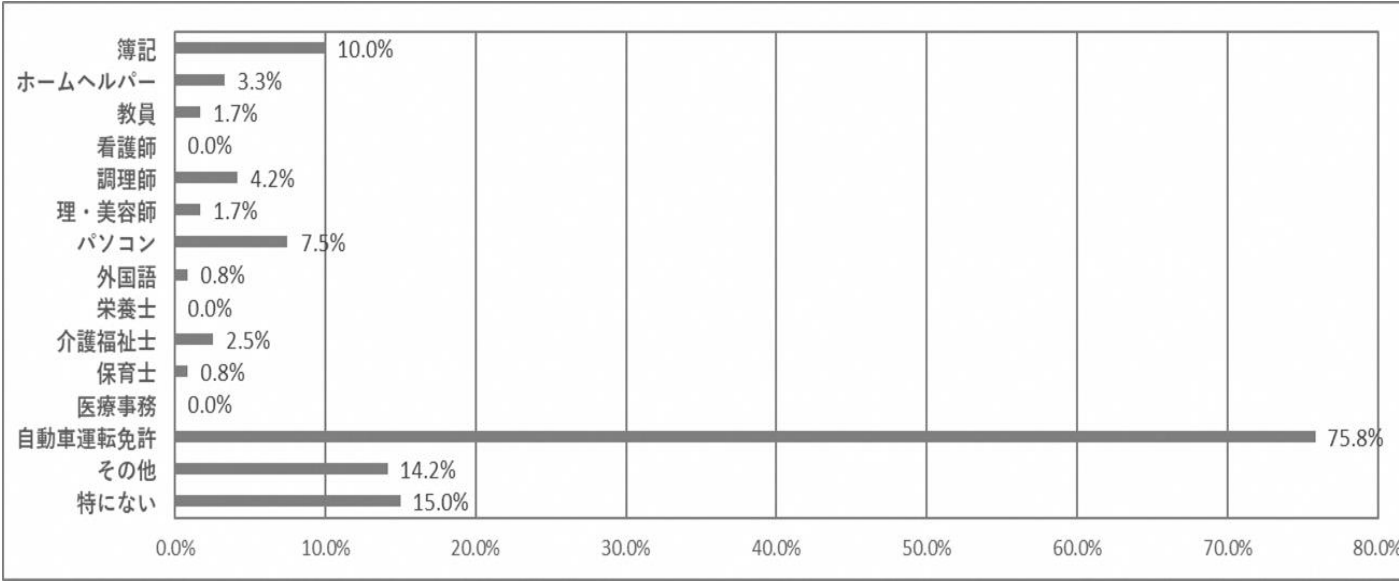
1 4， 帰宅時間



	午後5時以前	午後5時～6時の間	午後6時～7時の間	午後7時～8時の間	午後8時～9時の間	午後9時～10時の間	午後10時以降	交代制勤務などで一定しない	無回答	総数
回答数	10	51	30	11	3	0	3	20	5	133
割合	7.5%	38.3%	22.6%	8.3%	2.3%	0.0%	2.3%	15.0%	3.8%	100.0%
(R 元)	5. 1%	33. 0%	20. 3%	8. 6%	5. 6%	2. 5%	1. 5%	15. 2%	8. 1%	

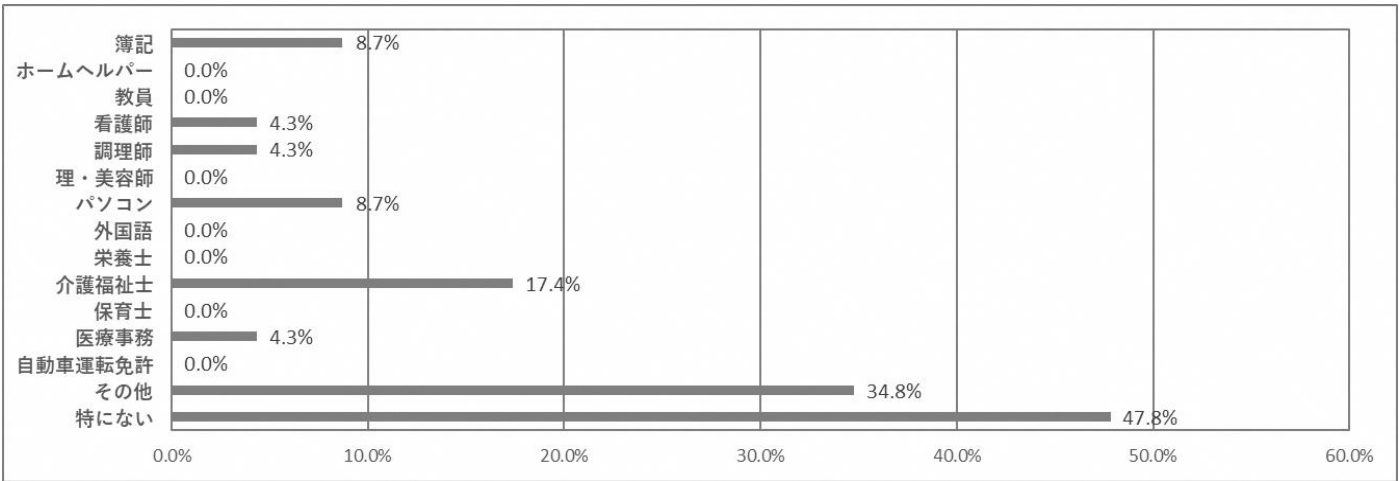
15, 資格

ア. 現在持っている資格



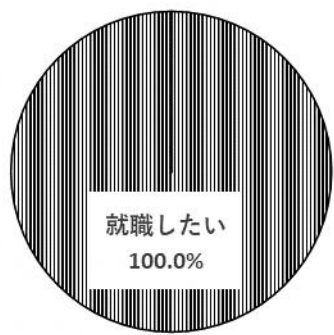
	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	運転免許自動車	その他	特にない	総数
回答数	12	4	2	0	5	2	9	1	0	3	1	0	91	17	18	165
割合	10.0%	3.3%	1.7%	0.0%	4.2%	1.7%	7.5%	0.8%	0.0%	2.5%	0.8%	0.0%	75.8%	14.2%	15.0%	
																回答者数 120
(R 元)	11. 2%	2. 6%	0. 9%	0. 0%	2. 6%	0. 0%	1. 7%	0. 9%	0. 0%	5. 2%	0. 0%	0. 0%	66. 4%	64. 7%	0. 9%	

イ. 今後取りたい資格



	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	運転免許自動車	その他	特にない	総数
回答数	2	0	0	1	1	0	2	0	0	4	0	1	0	8	11	30
割合	8.7%	0.0%	0.0%	4.3%	4.3%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%	17.4%	0.0%	4.3%	0.0%	34.8%	47.8%	
																回答者数 23
(R 元)	1. 7%	1. 7%	0. 0%	1. 7%	5. 2%	0. 0%	15. 5%	1. 7%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	1. 7%	0. 0%	43. 1%	46. 6%	

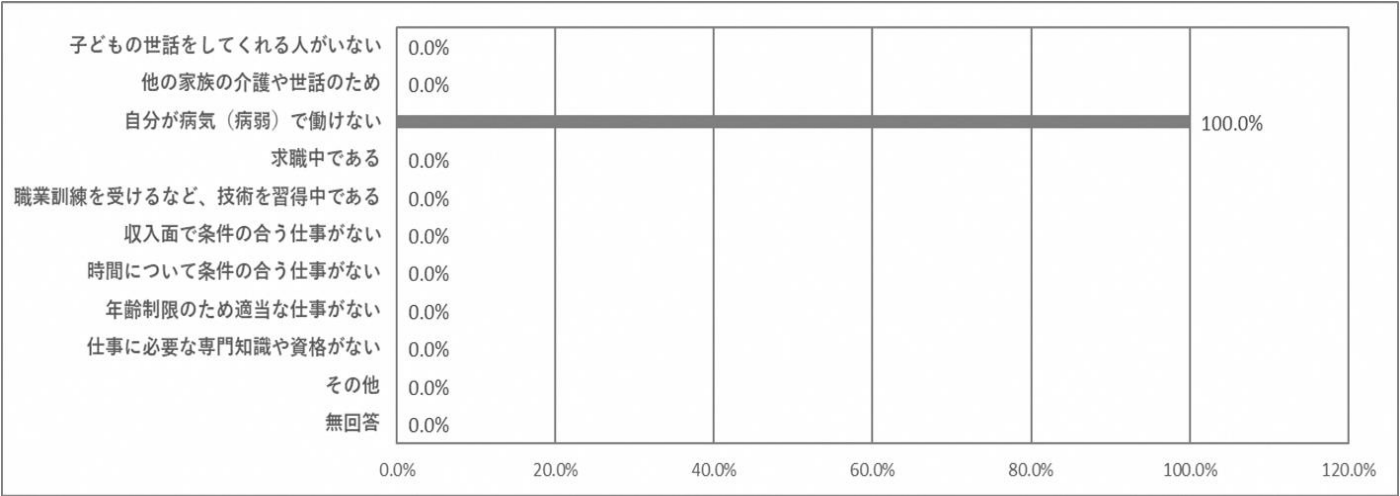
16, 就業の希望



	就職したい	就職は考えていない	無回答	総数
回答数	3	0	0	3
割合	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(R 元) 80.0% 20.0% 0.0%

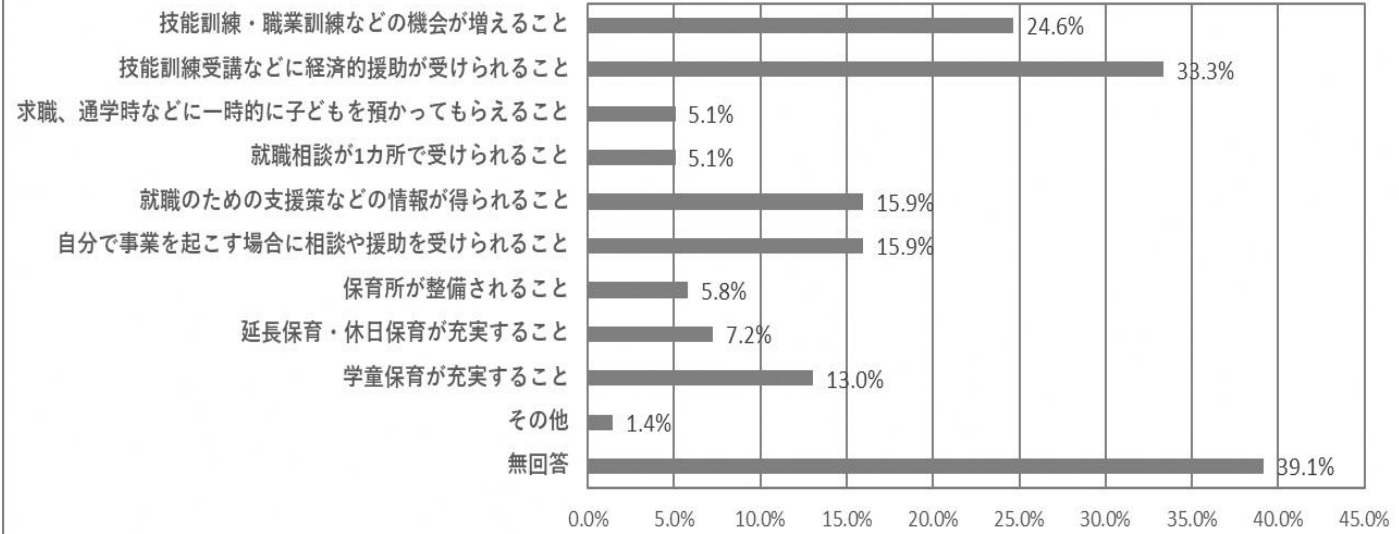
就職していない理由



	人がいてもくれない話	子どもの世話のため	世話の家族の介護や	他の家族のため	働けない（病弱）で	自分が病気	求職中である	習得中、技術を習得中である	職業訓練を受ける	収入面で条件の	合う仕事がない	時間について条件の	適当な仕事がない	年齢制限のため	知識や資格がない	仕事に必要な専門	その他	無回答	総数
回答数	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
割合	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

0.0% 0.0% 25.0% 62.5% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 12.5%

17、要望する就業支援策

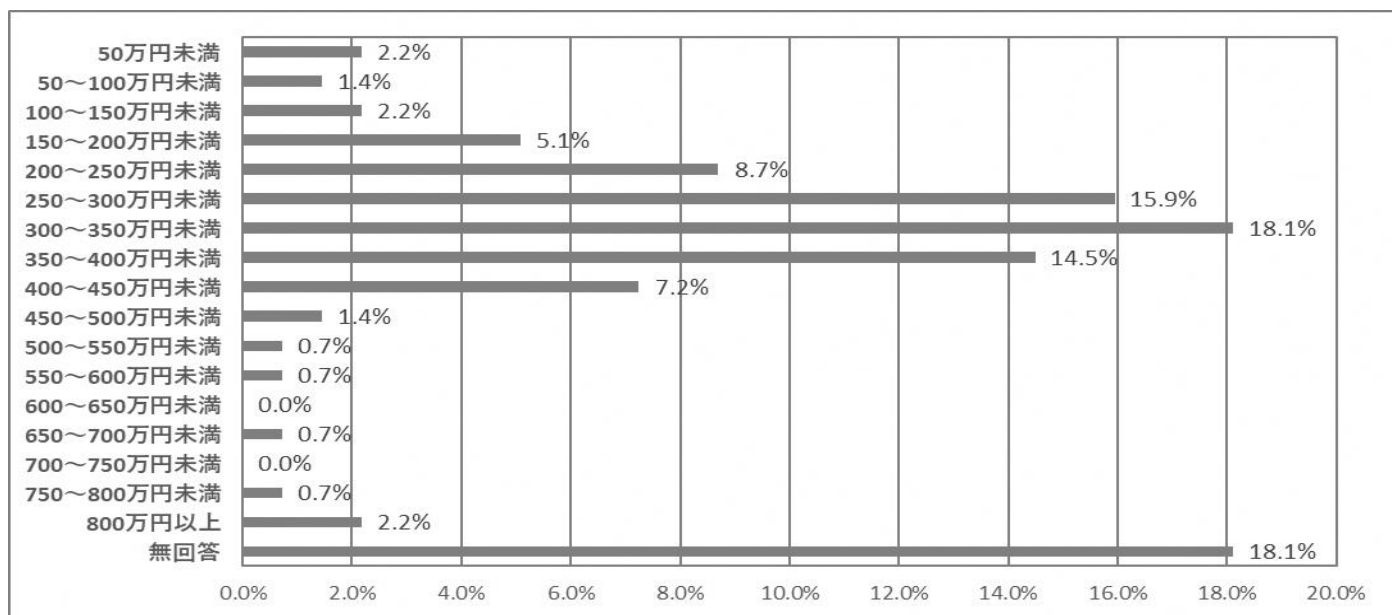


											(複数回答)	
	が技能訓練・職業訓練などの機会	が技能訓練を受けることに経済的援助	ども職、通学時などに一時的に子	こ就職相談が1カ所で受けられる	が就職のための支援策などの情報	や自分で事業を起こす場合に相談	保育所が整備されること	こ延長保育・休日保育が充実する	学童保育が充実すること	その他	無回答	総数
回答数	34	46	7	7	22	22	8	10	18	2	54	230
割合	24.6%	33.3%	5.1%	5.1%	15.9%	15.9%	5.8%	7.2%	13.0%	1.4%	39.1%	
											回答者数	138
(R 元)	25. 4%	36. 0%	4. 6%	5. 1%	14. 2%	15. 7%	5. 6%	12. 2%	13. 7%	4. 1%	33. 5%	

【家計の状況】

18. 年間収入

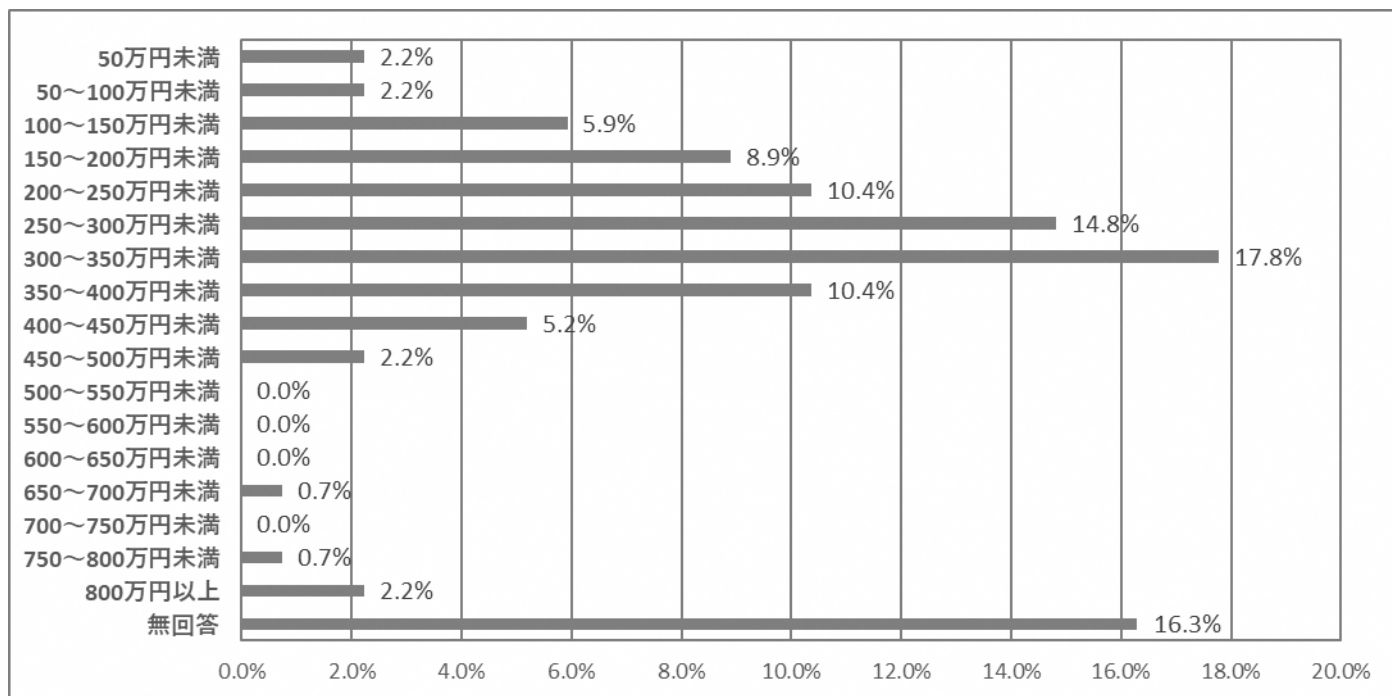
ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	3	2	3	7	12	22	25	20	10	2	1	1	0	1	0	1	3	25	138
割合	2.2%	1.4%	2.2%	5.1%	8.7%	15.9%	18.1%	14.5%	7.2%	1.4%	0.7%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	2.2%	18.1%	100.0%

(R 元) 2.0% 4.1% 2.5% 7.6% 7.6% 18.8% 12.7% 12.7% 7.1% 1.5% 2.5% 1.5% 1.0% 0.0% 0.5% 0.0% 0.5% 17.3%

イ. 年間就労収入

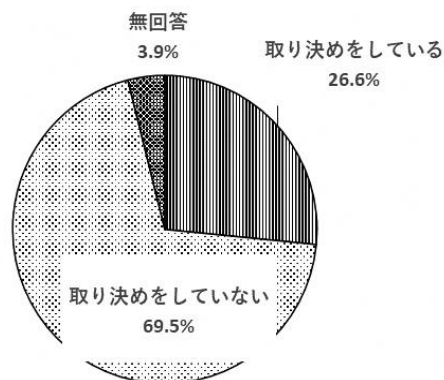


	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	3	3	8	12	14	20	24	14	7	3	0	0	0	1	0	1	3	22	135
割合	2.2%	2.2%	5.9%	8.9%	10.4%	14.8%	17.8%	10.4%	5.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	2.2%	16.3%	100.0%

(R 元) 2.1% 4.3% 7.0% 9.6% 14.4% 15.5% 11.2% 5.9% 5.9% 2.1% 0.0% 1.1% 1.1% 0.0% 0.5% 0.0% 0.5% 18.7%

19. 養育費の取り決め状況

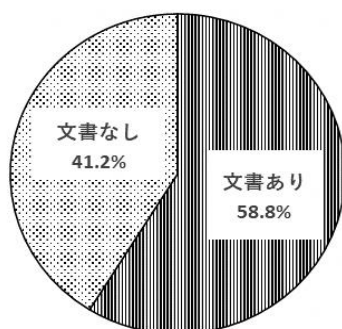
ア. 取り決め状況



	取り決めている	取り決めているではない	無回答	総数
回答数	34	89	5	128
割合	26.6%	69.5%	3.9%	100.0%

(R 元) 21.0% 70.5% 8.5%

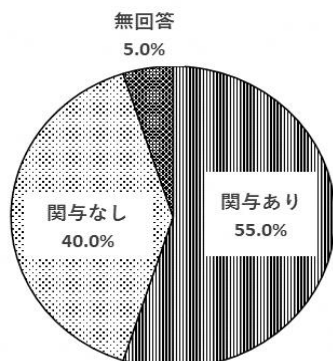
イ. 取り決めの方法



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	20	14	0	34
割合	58.8%	41.2%	0.0%	100.0%

(R 元) 62.2% 37.8% 0.0%

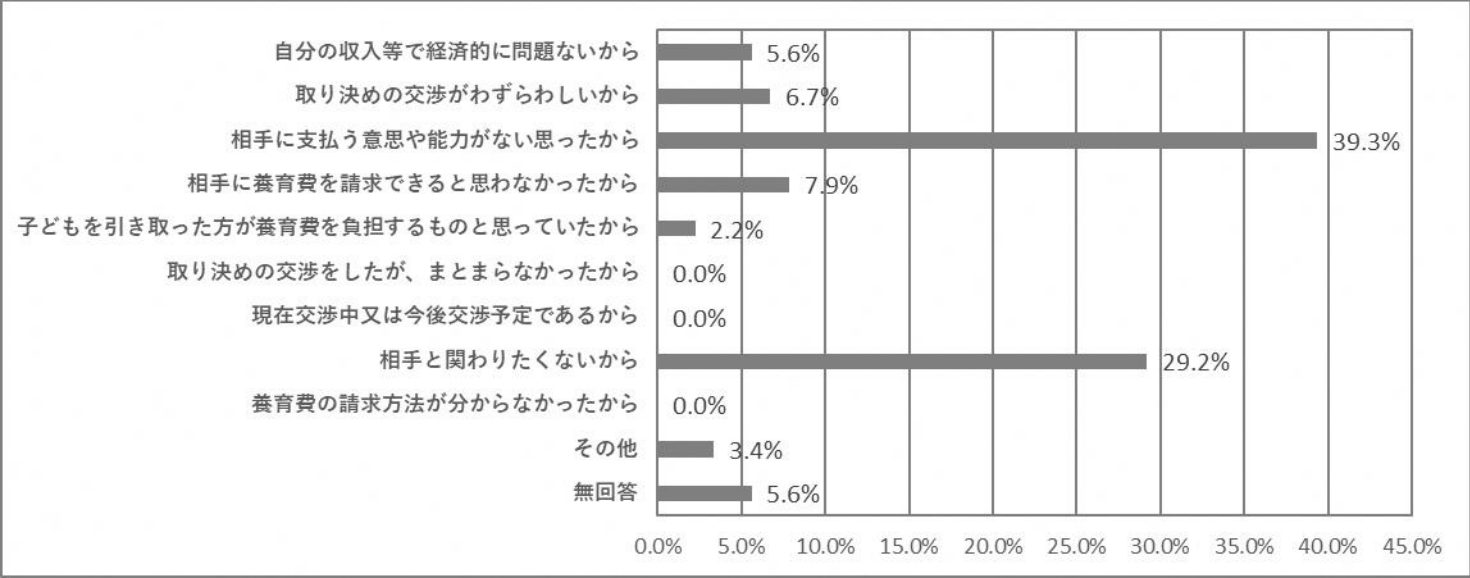
ウ. 家庭裁判所の関与



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	11	8	1	20
割合	55.0%	40.0%	5.0%	100.0%

(R 元) 60.9% 39.1% 0.0%

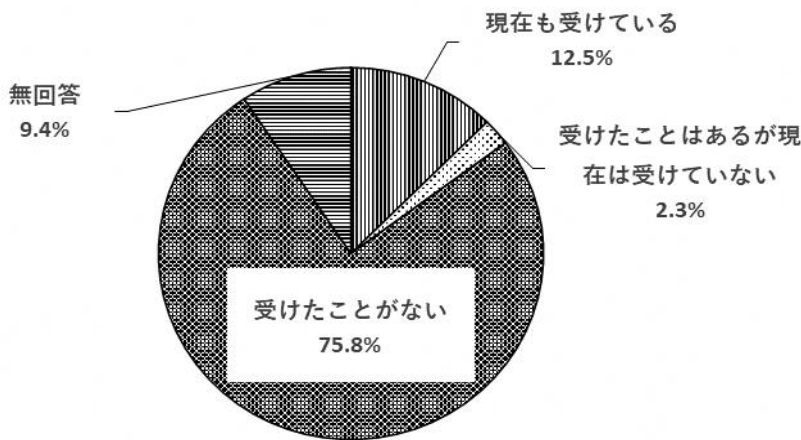
エ. 取り決めをしていない理由



	自分の収入等で経済的に問題ないから	取り決めの交渉がわずらわしいから	相手に支払う意思や能力がない	相手に養育費を請求できると思わなかったから	子どもを引き取るものかと思っていたが、養育費を負担するものかと思っていた	子どもを引き取るものかと思っていたが、養育費を負担するものかと思っていた	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから	現在交渉中又は今後交渉予定であるから	相手と関わりたくないから	養育費の請求方法が分からなかったから	その他	無回答	総数
回答数	5	6	35	7	2	0	0	0	26	0	3	5	89
割合	5.6%	6.7%	39.3%	7.9%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	29.2%	0.0%	3.4%	5.6%	100.0%
(R 元)	12.1%	4.0%	31.5%	5.6%	8.1%	1.6%	0.0%	0.0%	35.5%	0.0%	1.6%	0.0%	

20、養育費の受給状況

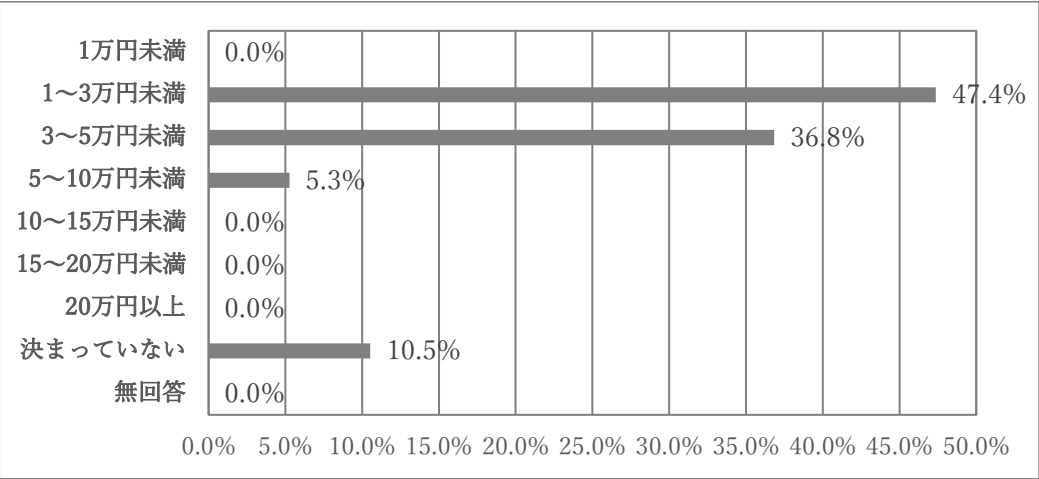
ア. 受給状況



	現在も受けている	受けたことはあるが現在は受けていない	受けたことがない	無回答	総数
回答数	16	3	97	12	128
割合	12.5%	2.3%	75.8%	9.4%	100.0%

(R 元) 4. 5% 5. 1% 86. 4% 4. 0%

イ. 養育費の金額

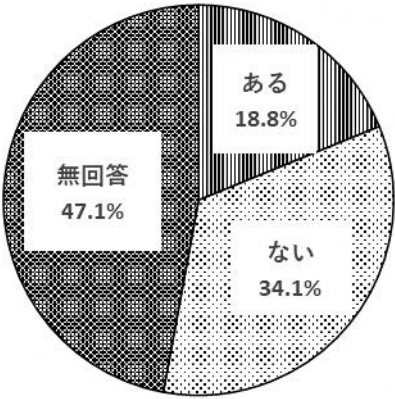


	1万円未満	1～3万円未満	3～5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	決まっていない	無回答	総数	平均金額
回答数	0	9	7	1	0	0	0	2	0	19	24,000
割合	0.0%	47.4%	36.8%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	100.0%	

(R 元) 0. 0% 76. 5% 5. 9% 11. 8% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 5. 9%

2 1， 債務の状況

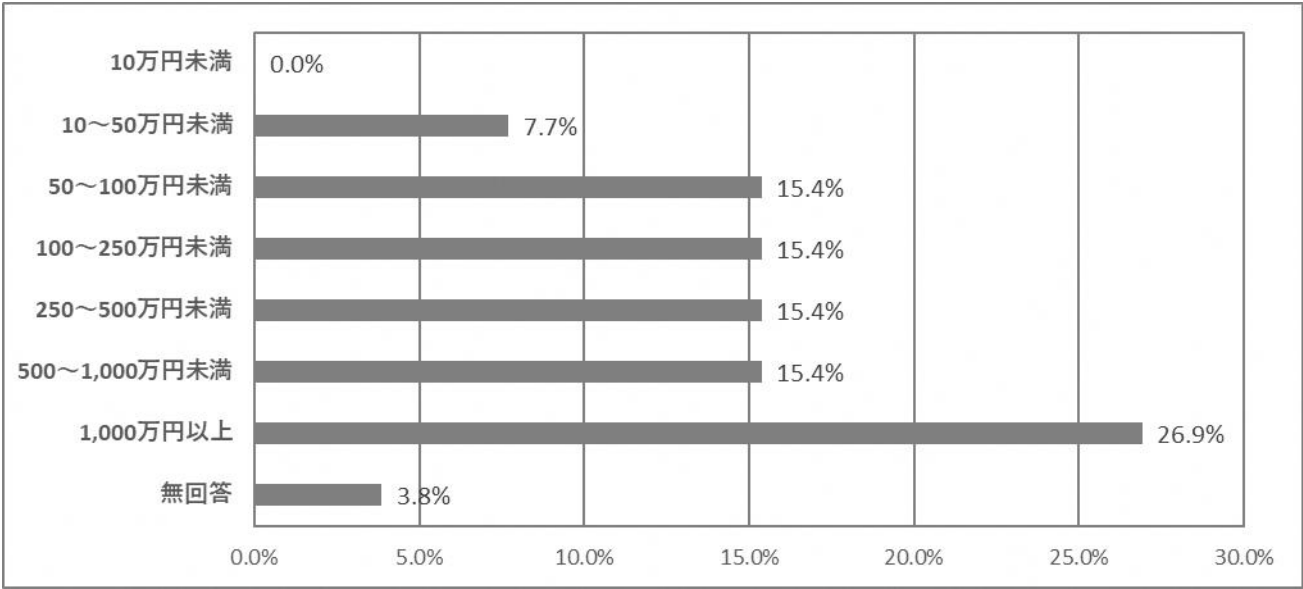
ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	26	47	65	138
割合	18.8%	34.1%	47.1%	100.0%

(R 元) 33. 5% 49. 7% 16. 8%

イ. 債務の金額

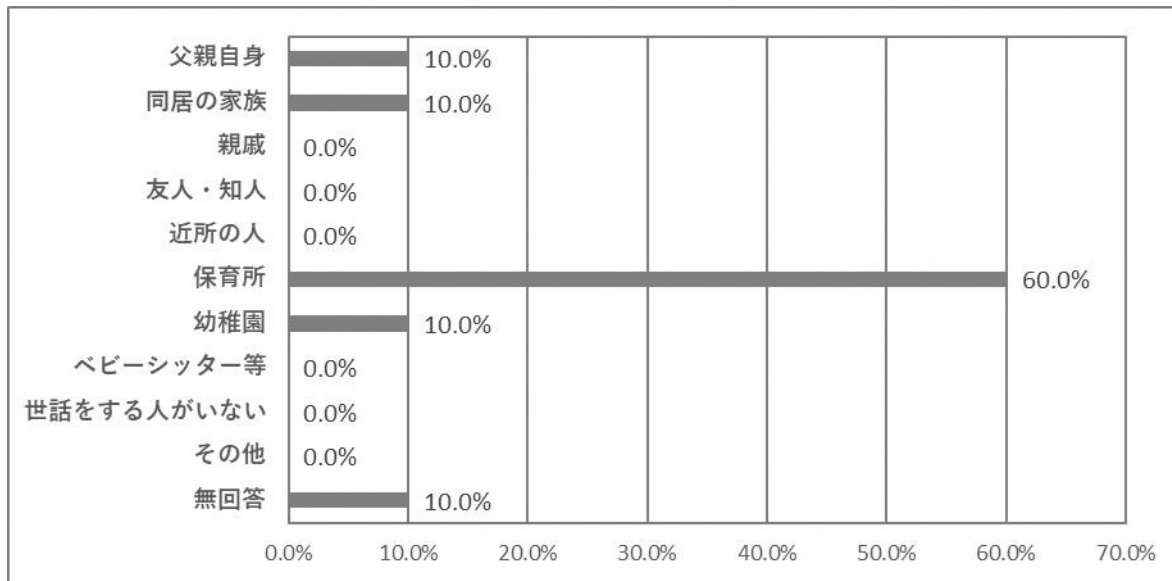


	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	総数	平均金額
回答数	0	2	4	4	4	4	7	1	26	7,281,600
割合	0.0%	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	26.9%	3.8%	100.0%	

(R 元) 4. 5% 4. 5% 7. 6% 34. 8% 19. 7% 9. 1% 13. 6% 6. 1%

【子どもの状況】

2 2, 未就学児の保育

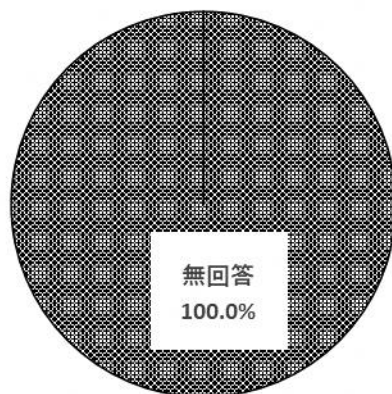


	父親自身	同居の家族	親戚	友人・知人	近所の人	保育所	幼稚園	ベビーシッター等	世話をする人がいない	その他	無回答	総数
回答数	1	1	0	0	0	6	1	0	0	0	1	10
割合	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	100.0%

(該当する子どもが複数いる場合は複数選択)

(R 元) 13. 6% 27. 3% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 40. 9% 4. 5% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 13. 6%

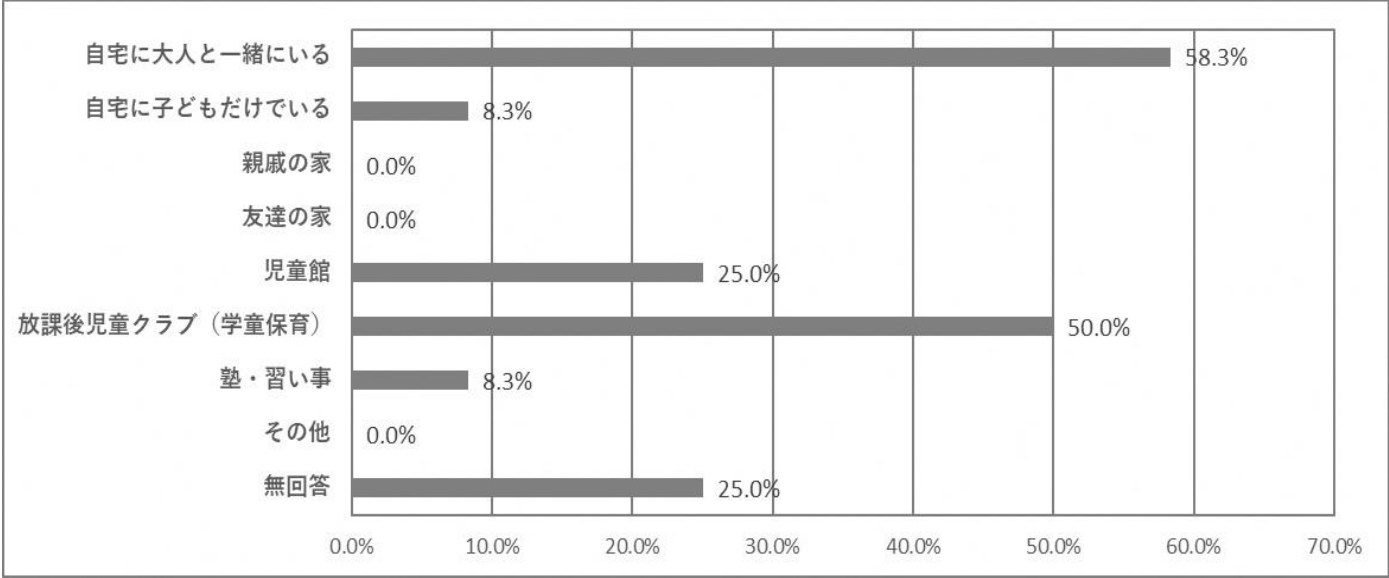
保育所の待機



	待機をしている	待機をしていない	無回答	総数
回答数	0	0	2	2
割合	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

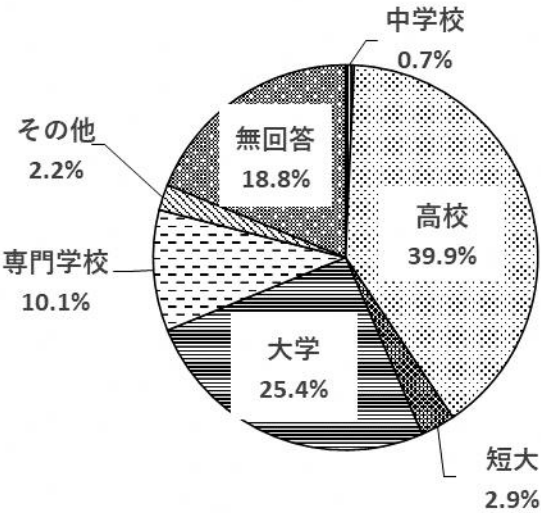
8. 3% 33. 3% 58. 3%

2 3， 小学校低学年の放課後の過ごし方



	自宅に大人と一緒にいる	自宅に子どもだけにいる	親戚の家	友達の家	児童館	放課後児童クラブ（学童保育）	塾・習い事	その他	無回答	総数	(複数回答)
回答数	7	1	0	0	3	6	1	0	3	21	
割合	58.3%	8.3%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	8.3%	0.0%	25.0%		
									回答者数	12	
(R 元)	62.5%	8.3%	0.0%	0.0%	4.2%	41.7%	12.5%	8.3%	8.3%		

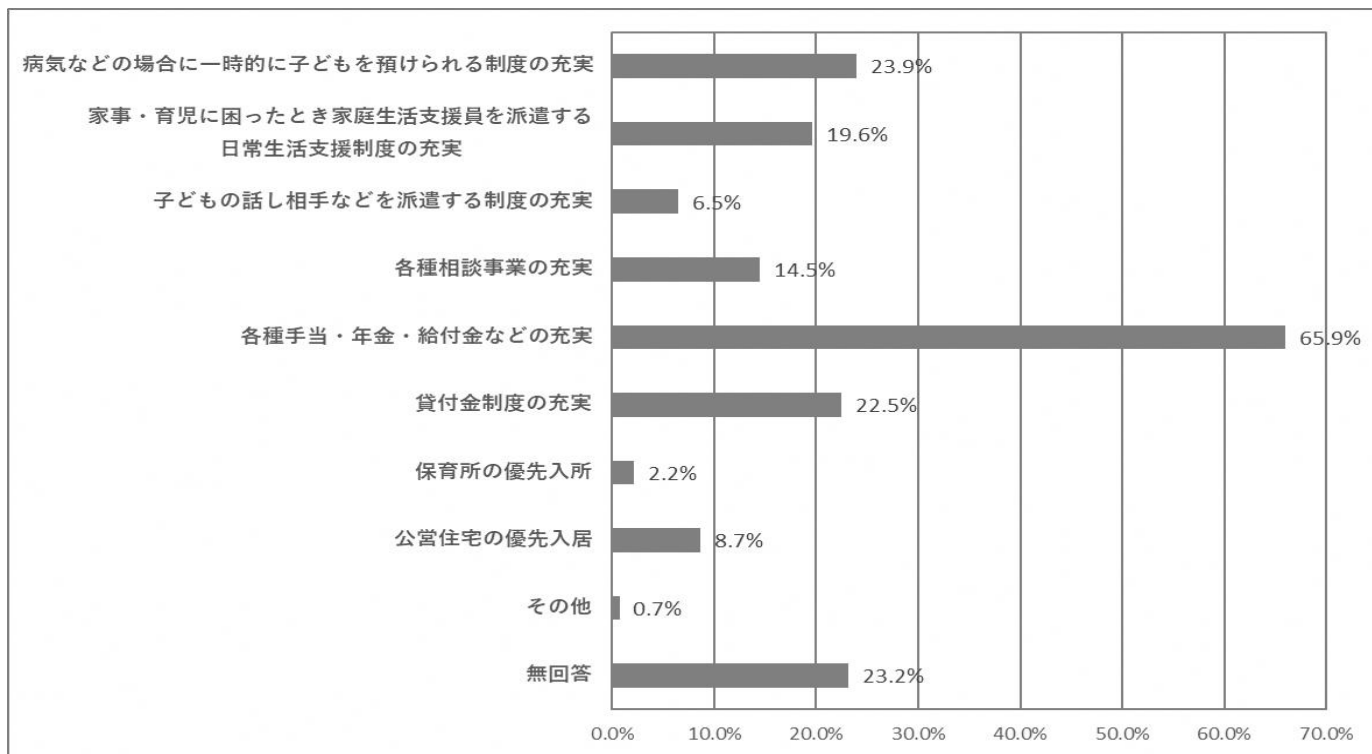
2 4， 子どもの進学に対する希望



	中学校	高校	短大	大学	専門学校	その他	無回答	総数
回答数	1	55	4	35	14	3	26	138
割合	0.7%	39.9%	2.9%	25.4%	10.1%	2.2%	18.8%	100.0%
(R 元)	0.0%	39.6%	2.0%	33.5%	6.1%	1.5%	17.3%	

【公的福祉制度（福祉施策）】

25、要望する福祉制度

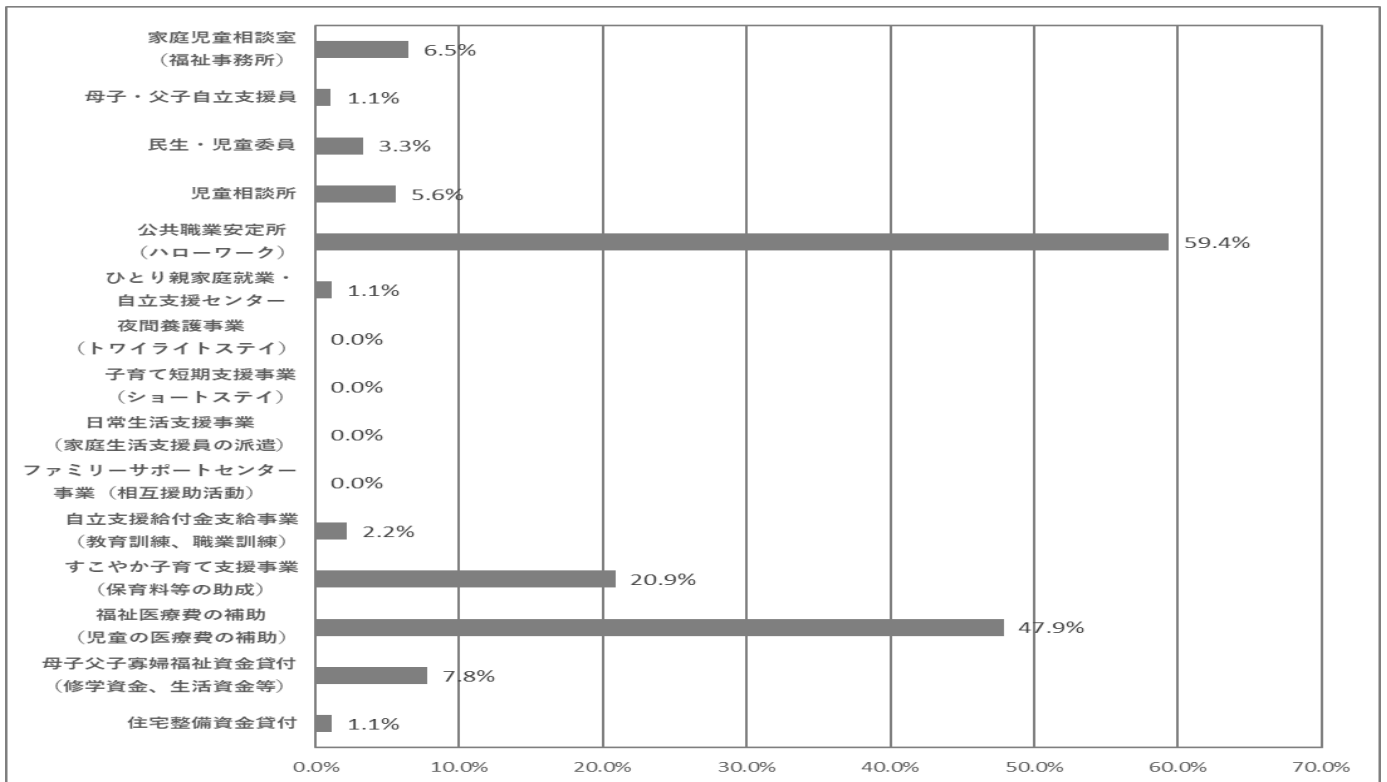


											(複数回答)						
	充 実	子 ど も を 預 け ら れ る 制 度 の 充 実	病 気 な ど の 場 合 に 一 時 的 に	日 常 生 活 支 援 制 度 の 充 実	庭 生 活 支 援 員 を 派 遣 す る 制 度 の 充 実	家 事 ・ 育 児 に 困 っ た 時 き	遣 す る 制 度 の 充 実	子 ど も の 話 し 相 手 な ど を 派	各 種 相 談 事 業 の 充 実	ど の 充 実	各 種 手 当 ・ 年 金 ・ 給 付 金 な	貸 付 金 制 度 の 充 実	保 育 所 の 優 先 入 所	公 営 住 宅 の 優 先 入 居	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	33	27	9	20	91	31	3	12	1	32	259						
割合	23.9%	19.6%	6.5%	14.5%	65.9%	22.5%	2.2%	8.7%	0.7%	23.2%							
																回答者数	138

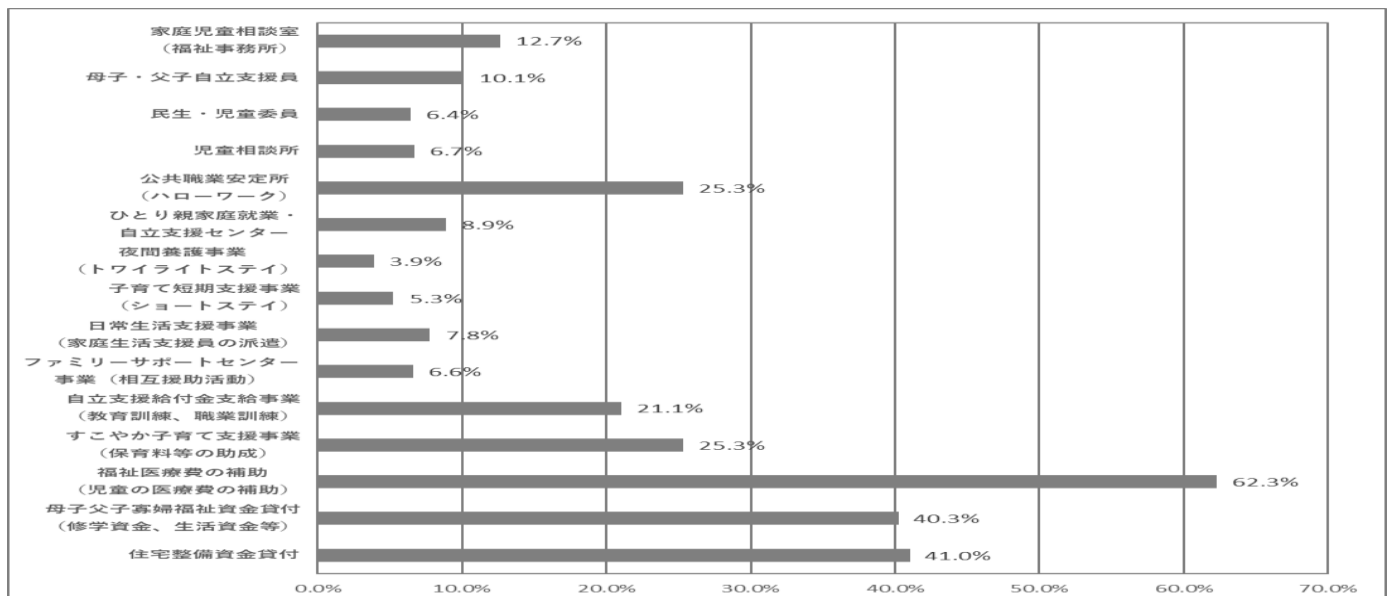
(R 元) 24.9% 18.8% 5.6% 14.7% 67.5% 27.4% 6.6% 8.6% 2.0% 16.8%

26, 福祉制度の利用状況

ア. 利用している又は利用したことがある制度



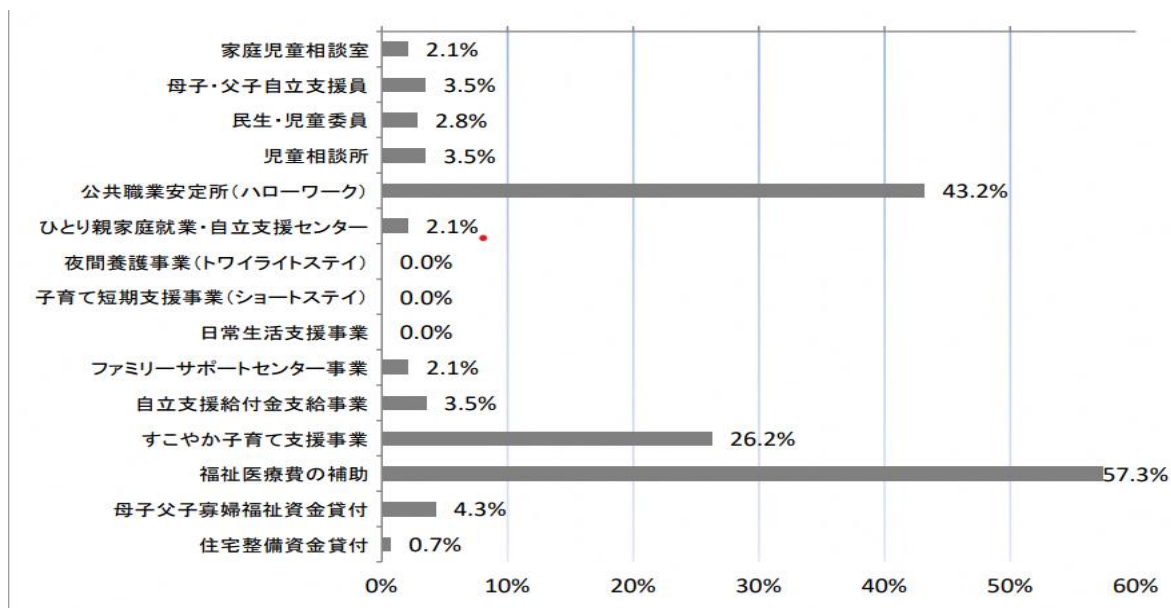
イ. 今後利用したい制度



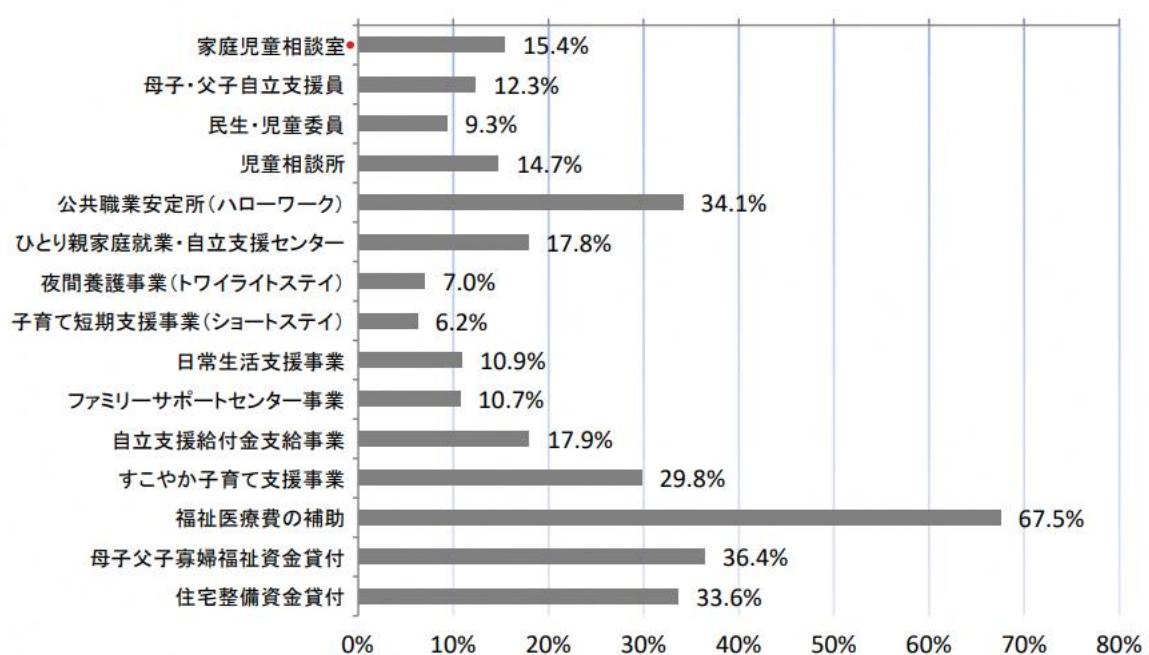
※割合は回答者数で算出

(R元年度)

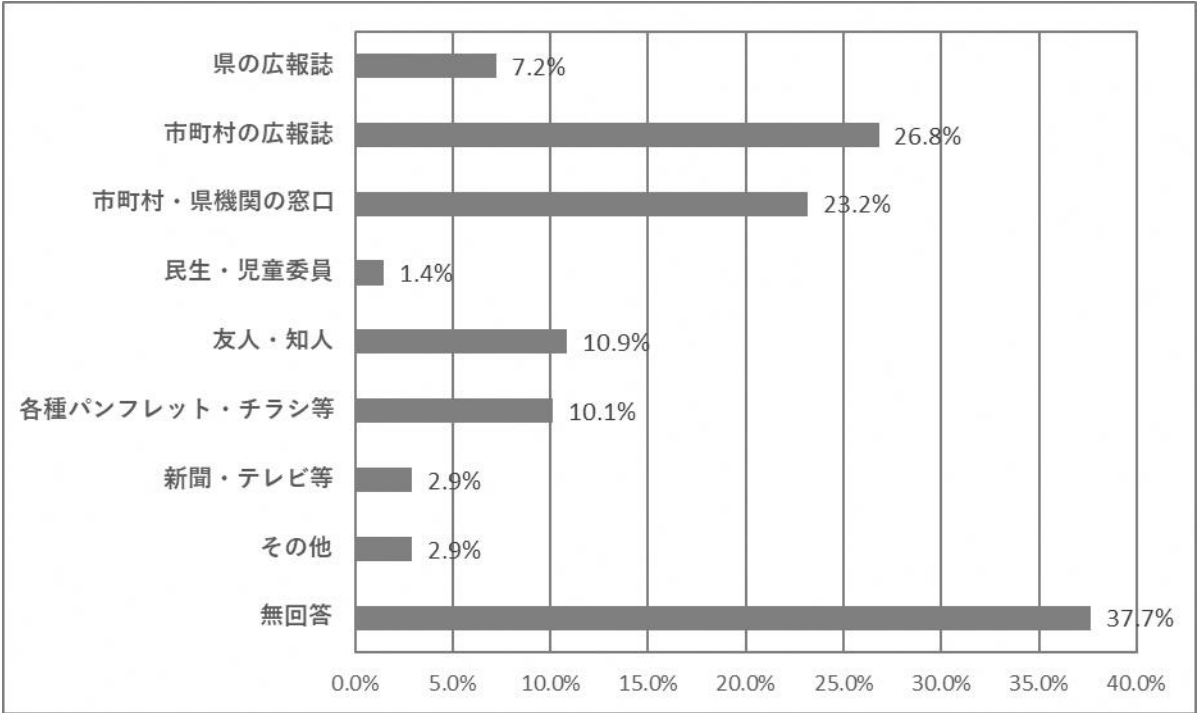
ア 利用している制度



イ 今後利用したい制度



27、制度を知った方法



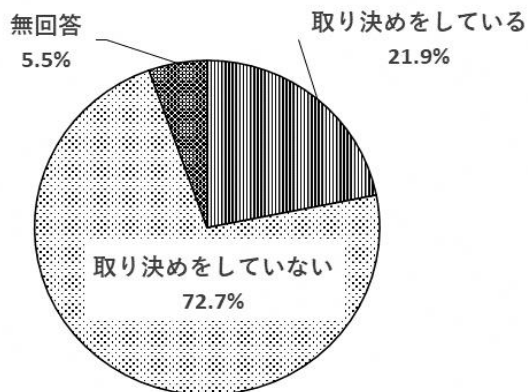
(複数回答)											
	県 の 広 報 誌	市 町 村 の 広 報 誌	市 町 村 の 窓 口 ・ 県 機 関	民 生 ・ 児 童 委 員	友 人 ・ 知 人	各 種 パ ン フ レ ッ ト ・ チ ラ シ 等	新 聞 ・ テ レ ビ 等	そ の 他	無 回 答	総 数	
回答数	10	37	32	2	15	14	4	4	52	170	
割合	7.2%	26.8%	23.2%	1.4%	10.9%	10.1%	2.9%	2.9%	37.7%		
									回答者数	138	

(R 元) 5.1% 34.5% 21.8% 3.6% 15.7% 15.7% 3.6% 3.6% 31.0%

【生活上の問題、その他】

28. 面会交流の取り決め状況

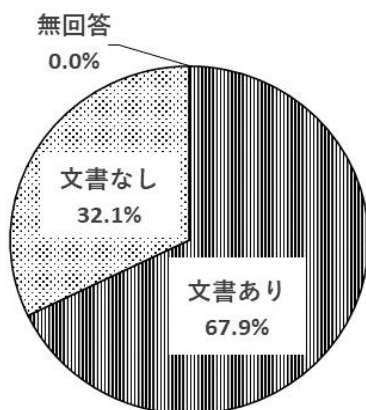
ア. 取り決めの有無



	取り決めている	取り決めているではない	無回答	総数
回答数	28	93	7	128
割合	21.9%	72.7%	5.5%	100.0%

19.3% 73.9% 6.8%

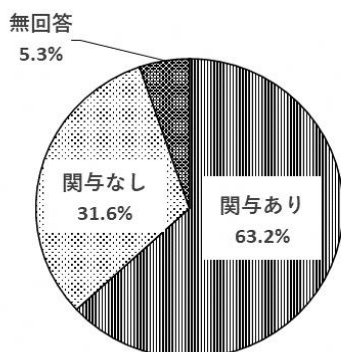
イ. 取り決めの方法



	文書あり	文書なし	無回答	総数
回答数	19	9	0	28
割合	67.9%	32.1%	0.0%	100.0%

(R 元) 82.4% 14.7% 2.9%

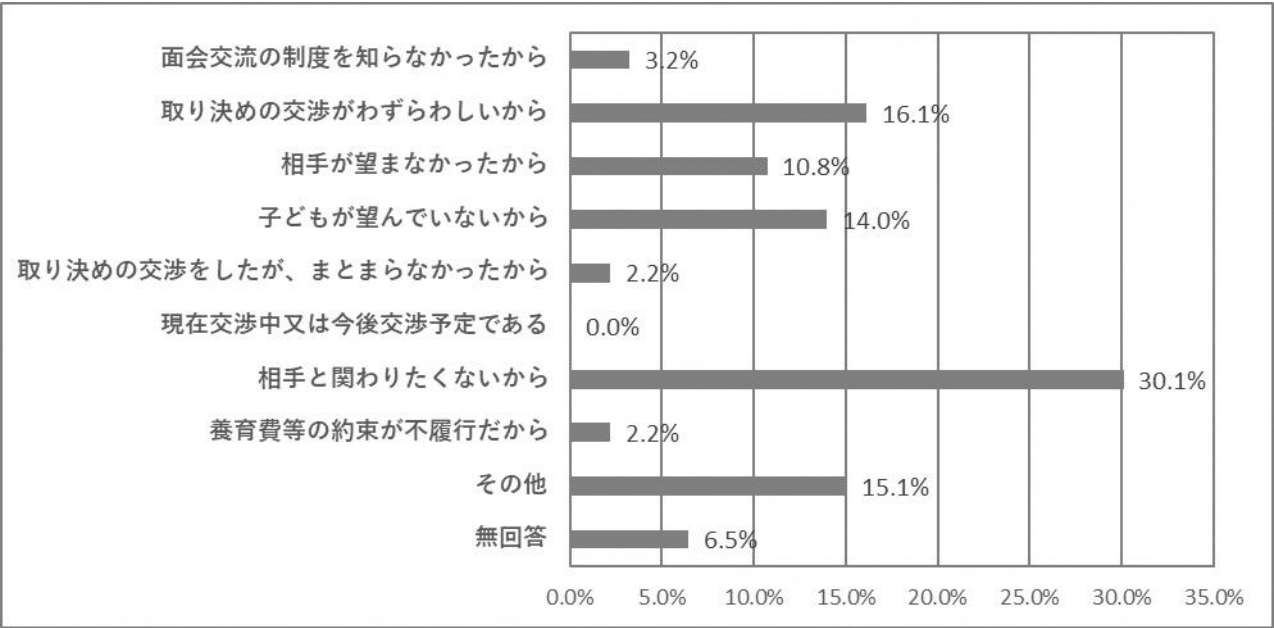
ウ. 家庭裁判所の関与



	関与あり	関与なし	無回答	総数
回答数	12	6	1	19
割合	63.2%	31.6%	5.3%	100.0%

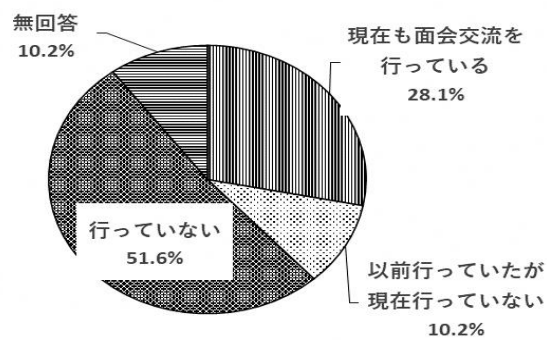
(R 元) 60.7% 39.3% 0.0%

エ. 取り決めをしていない理由



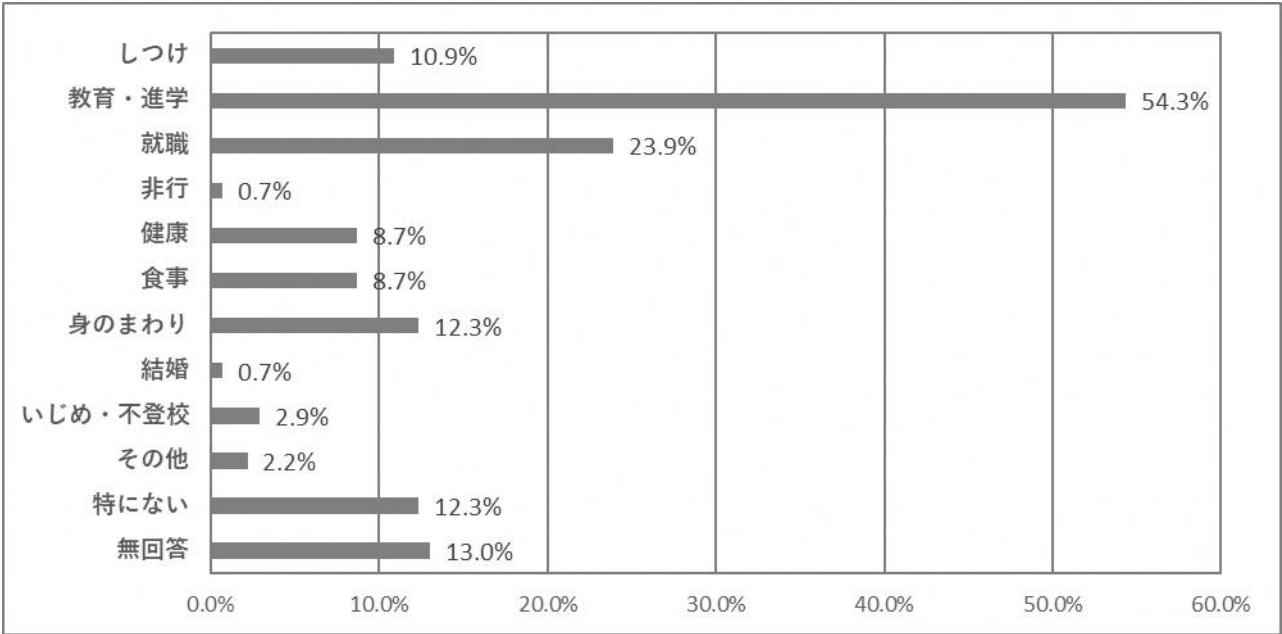
	面 会 交 流 の 制 度 を 知 ら な か っ た か ら	し 取 り 決 め の 交 渉 が わ ず ら わ い か ら	相 手 が 望 ま な か っ た か ら	子 ど も が 望 ん で い な い か ら	ま と ま ら な か っ た か ら が 、	取 り 決 め の 交 渉 を し た が 、	定 現 在 交 渉 中 又 は 今 後 交 渉 予 定 で あ る	相 手 と 関 わ り た く な い か ら	か ら 養 育 費 等 の 約 束 が 不 履 行 だ	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	3	15	10	13	2	0	28	2	14	6	93	
割合	3.2%	16.1%	10.8%	14.0%	2.2%	0.0%	30.1%	2.2%	15.1%	6.5%	100.0%	
(R 元)	5.4%	13.8%	10.8%	6.9%	2.3%	0.8%	41.5%	1.5%	9.2%	7.7%		

29, 面会交流の状況



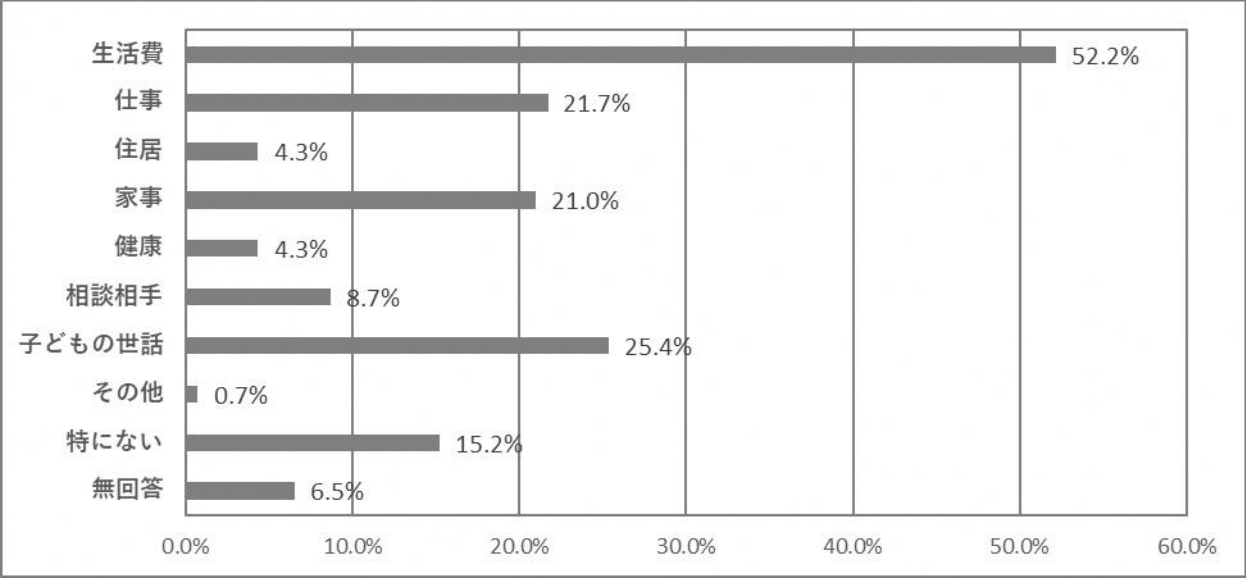
	現在も面会交流を行っている	以前行っていたが現在行っていない	行っていない	無回答	総数
回答数	36	13	66	13	128
割合	28.1%	10.2%	51.6%	10.2%	100.0%
	29.0%	17.6%	46.6%	6.8%	

30, 子どもに関する悩み



	しつけ	教育・進学	就職	非行	健康	食事	身のまわり	結婚	いじめ・不登校	その他	特にない	無回答	総数
回答数	15	75	33	1	12	12	17	1	4	3	17	18	208
割合	10.9%	54.3%	23.9%	0.7%	8.7%	8.7%	12.3%	0.7%	2.9%	2.2%	12.3%	13.0%	
												回答者数	138
(R 元)	23.9%	49.2%	17.8%	2.0%	13.7%	10.2%	8.1%	1.5%	7.1%	2.0%	15.7%	7.1%	

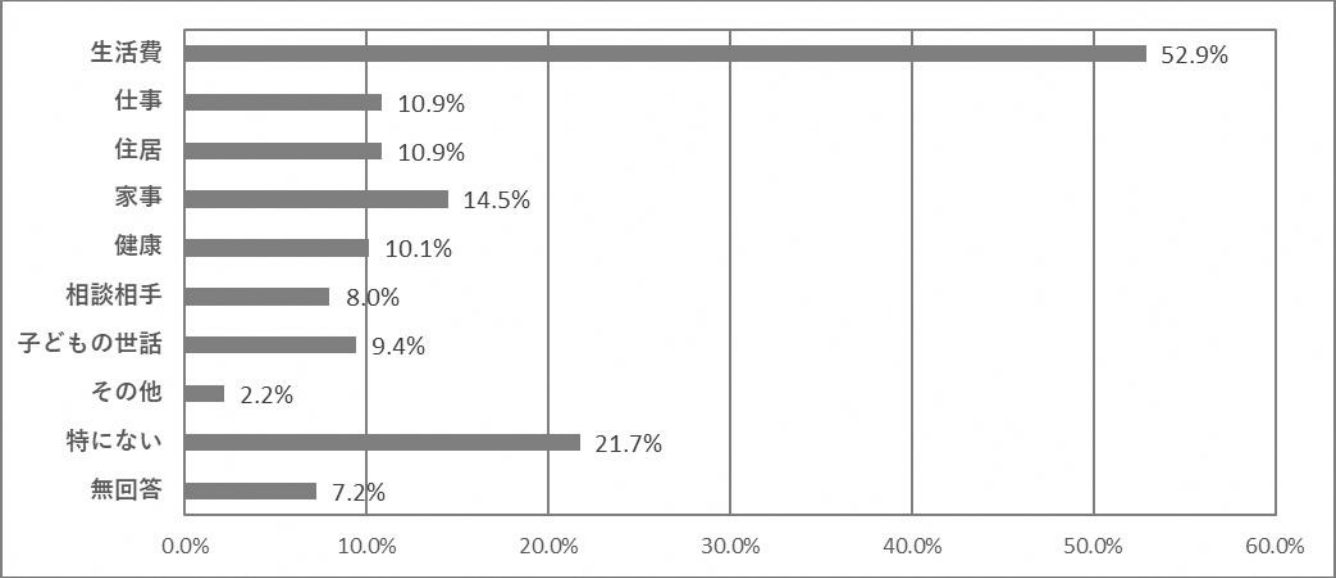
3 1， 父子世帯になった当時困ったこと



											(複数回答)
	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	72	30	6	29	6	12	35	1	21	9	221
割合	52.2%	21.7%	4.3%	21.0%	4.3%	8.7%	25.4%	0.7%	15.2%	6.5%	
										回答者数	138

(R 元) 39. 6% 21. 8% 0. 5% 25. 4% 5. 1% 16. 8% 33. 0% 1. 5% 14. 7% 6. 1%

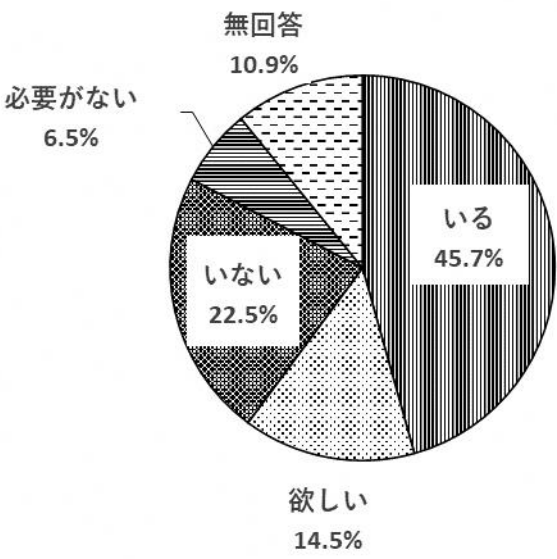
3 2， 現在困っていること



											(複数回答)
	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	子どもの世話	その他	特にない	無回答	総数
回答数	73	15	15	20	14	11	13	3	30	10	204
割合	52.9%	10.9%	10.9%	14.5%	10.1%	8.0%	9.4%	2.2%	21.7%	7.2%	
										回答者数	138

(R 元) 46. 7% 15. 7% 2. 5% 16. 2% 11. 2% 13. 2% 14. 2% 2. 0% 21. 8% 6. 6%

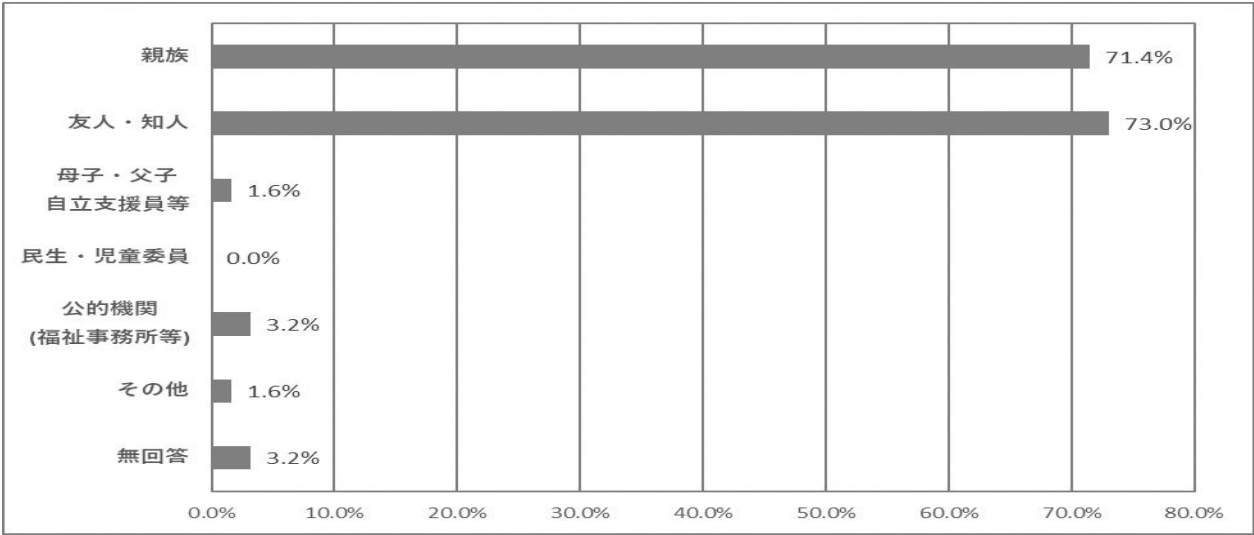
3 3， 相談相手



	いる	欲しい	いない	必要がない	無回答	総数
回答数	63	20	31	9	15	138
割合	45.7%	14.5%	22.5%	6.5%	10.9%	100.0%

(R 元) 46.2% 18.8% 18.8% 10.7% 5.6%

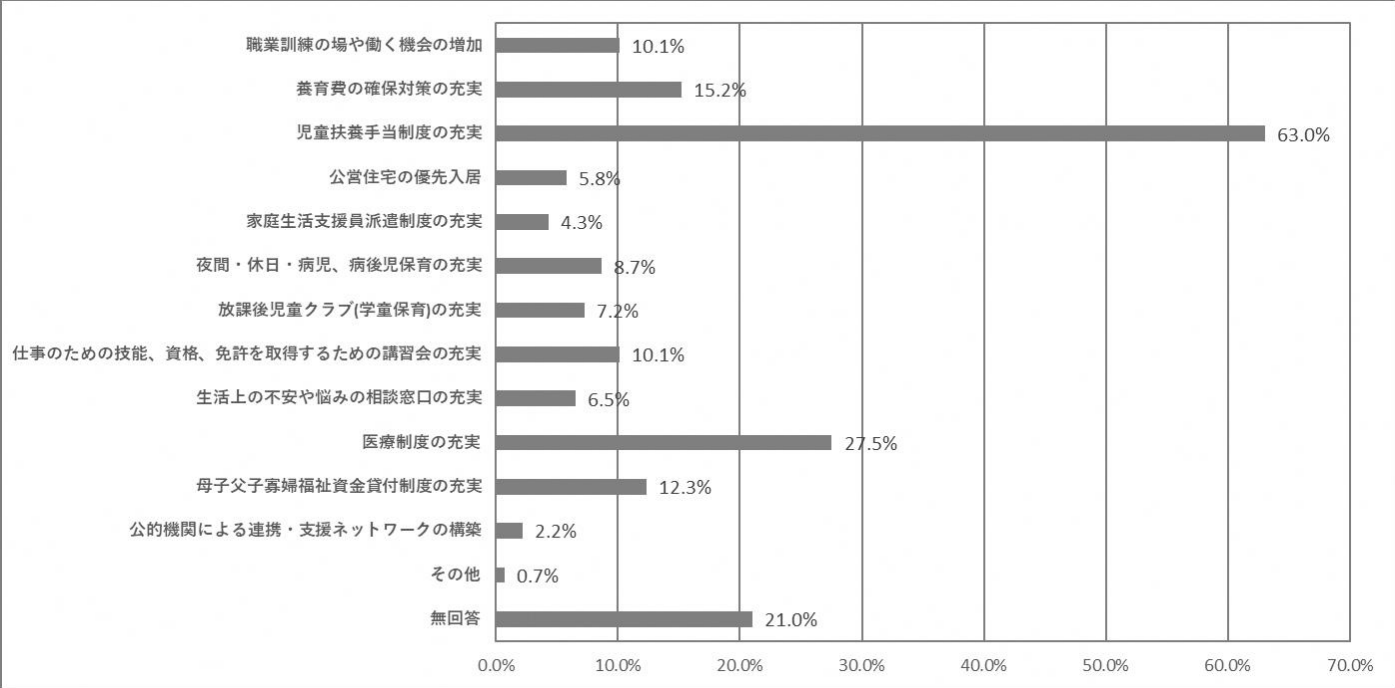
相談相手の内訳



	親族	友人・知人	母子・父子 自立支援員等	民生・児童委員	公的機関 (福祉事務所等)	その他	無回答	総数
回答数	45	46	1	0	2	1	2	97
割合	71.4%	73.0%	1.6%	0.0%	3.2%	1.6%	3.2%	
							回答者数	63

(R 元) 69.2% 67.0% 0.0% 1.1% 2.2% 4.4% 0.0%

3 4， 希望する施策



(複数回答)															
	職業訓練の場や働く機会の増加	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	家庭生活支援員派遣制度の充実	夜間・休日・病児、病後児保育の充実	放課後児童クラブ（学童保育）の充実	仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実	生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	医療制度の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実	公的機関による連携・支援ネットワークの構築	その他	無回答	総数
回答数	14	21	87	8	6	12	10	14	9	38	17	3	1	29	269
割合	10.1%	15.2%	63.0%	5.8%	4.3%	8.7%	7.2%	10.1%	6.5%	27.5%	12.3%	2.2%	0.7%	21.0%	
														回答者数	138

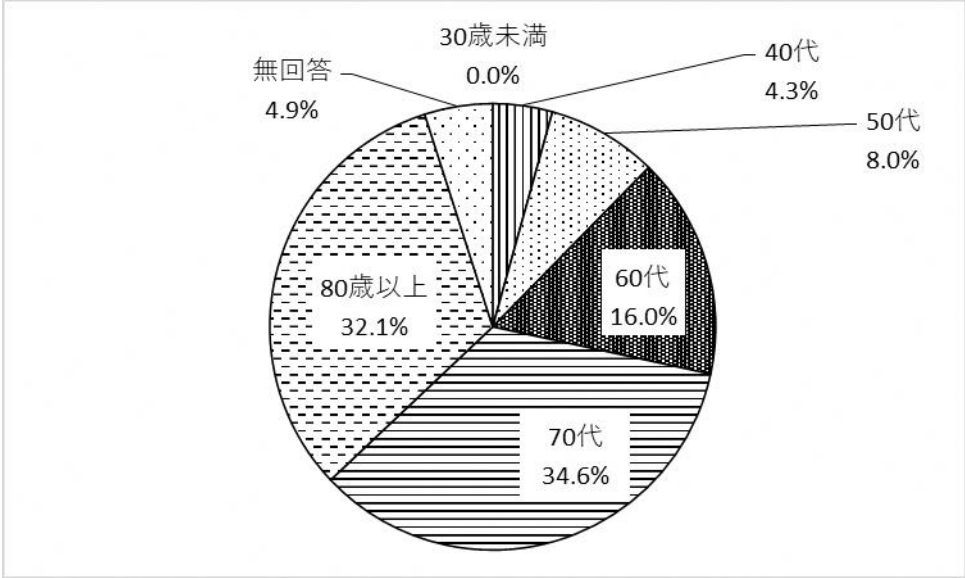
(R 元) 9. 1% 26. 4% 60. 9% 5. 6% 1. 5% 9. 1% 5. 6% 13. 2% 6. 6% 30. 5% 18. 3% 5. 1% 1. 0% 17. 8%

寡婦世帯集計結果

寡婦世帯集計結果

【世帯の状況】

1，寡婦の年齢

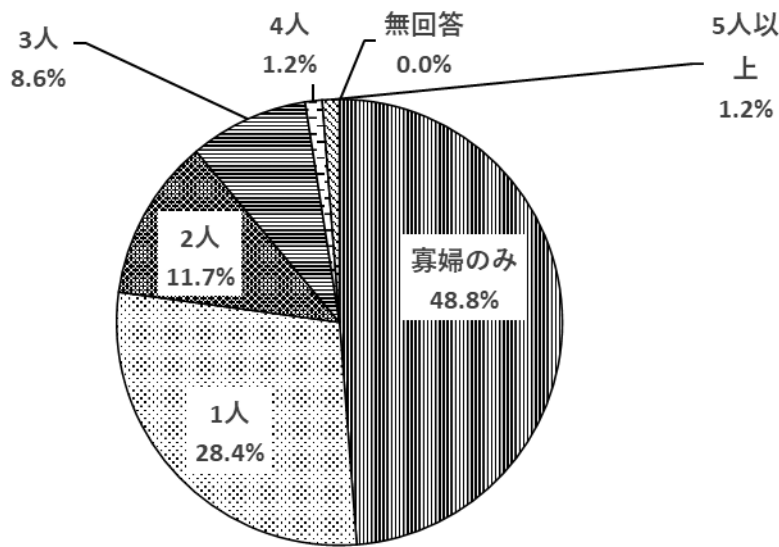


	30歳未満	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答	総数	平均年齢
回答数	0	7	13	26	56	52	8	162	73
割合	0.0%	4.3%	8.0%	16.0%	34.6%	32.1%	4.9%	100.0%	

(R 元) 0.0% 3.2% 6.5% 29.0% 45.2% 16.1% 0.0%

2，同居家族の状況

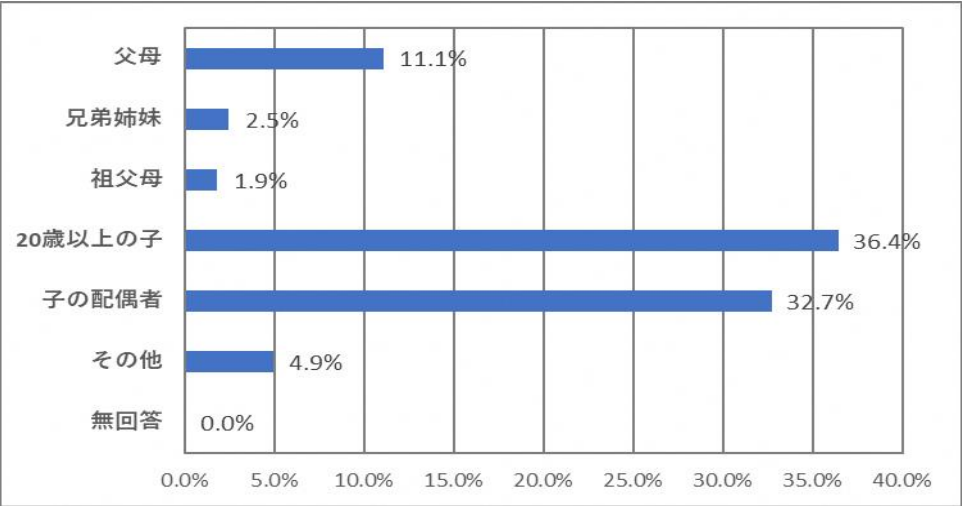
ア．同居家族の人数



	寡婦のみ	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	総数
回答数	79	46	19	14	2	2	0	162
割合	48.8%	28.4%	11.7%	8.6%	1.2%	1.2%	0.0%	100.0%

(R 元) 38.7% 30.6% 14.5% 9.7% 4.8% 1.6% 0.0%

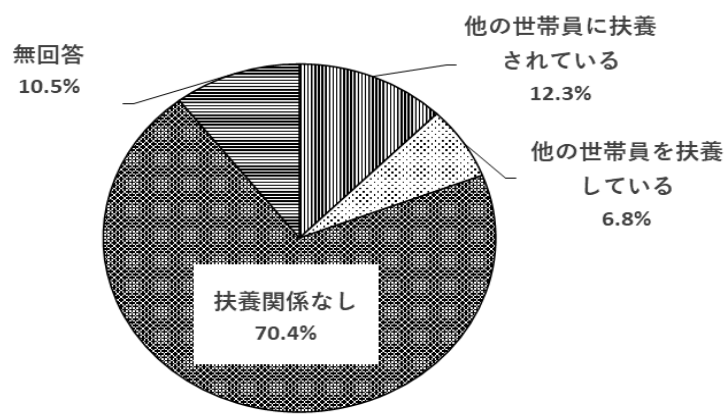
イ．同居家族の内訳（寡婦世帯全体に対する割合）



	父母	兄弟姉妹	祖父母	20歳以上の子	子の配偶者	その他	無回答	総数
回答数	18	4	3	59	53	8	0	145
割合	11.1%	2.5%	1.9%	36.4%	32.7%	4.9%	0.0%	
							回答者数	162

(R 元) 14.5% 6.5% 0.0% 45.2% 27.4% 11.3% 0.0%

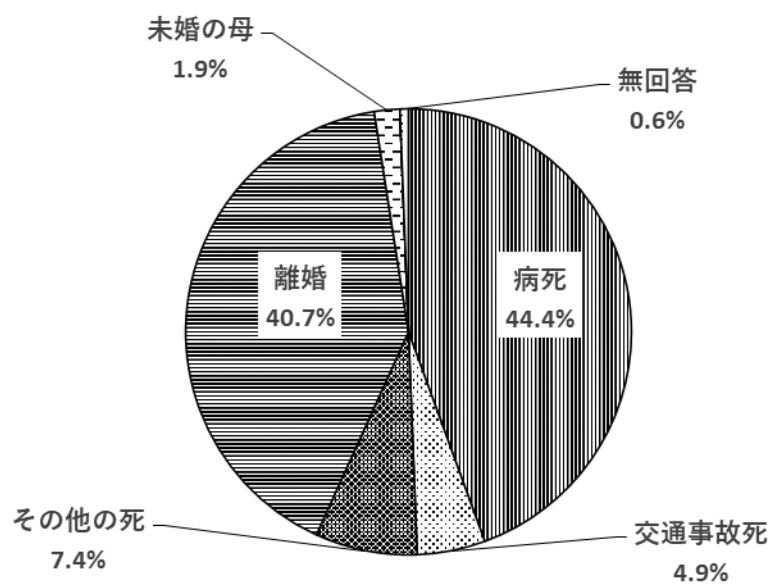
3，扶養関係



	他の世帯員に扶養されている	他の世帯員を扶養している	扶養関係なし	無回答	数 総
回答数	20	11	114	17	162
割合	12.3%	6.8%	70.4%	10.5%	100.0%

(R 元) 12.9% 9.7% 61.3% 16.1%

4，配偶者がなくなった理由

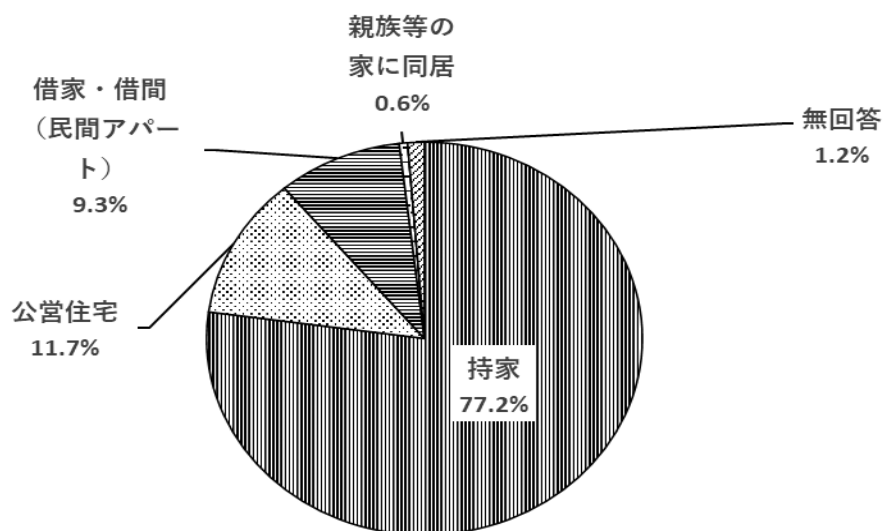


	病死	交通事故死	その他の死	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	無回答	総数
回答数	72	8	12	66	3	0	0	0	1	162
割合	44.4%	4.9%	7.4%	40.7%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	100.0%

(R 元) 53.2% 6.5% 12.9% 24.2% 0.0% 0.0% 0.0% 1.6% 1.6%

【住居の状況】

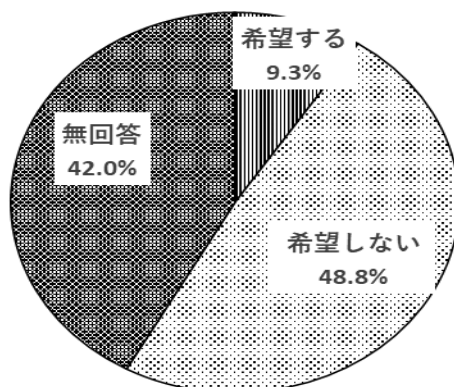
5, 現在の住居



	持家	公営住宅	社宅など	借家・借間 (民間アパート)	親族等の 家に同居	その他	無回答	総数
回答数	125	19	0	15	1	0	2	162
割合	77.2%	11.7%	0.0%	9.3%	0.6%	0.0%	1.2%	100.0%

(R 元) 85.5% 1.6% 0.0% 12.9% 0.0% 0.0% 0.0%

6, 公営住宅の入居希望

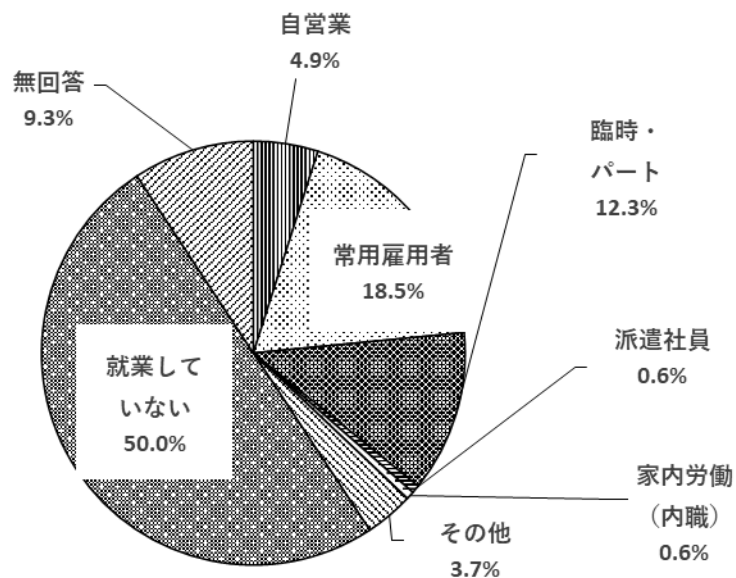


	希望する	希望しない	無回答	総数
回答数	15	79	68	162
割合	9.3%	48.8%	42.0%	100.0%

(R 元) 8.2% 62.3% 29.5%

【仕事の状況】

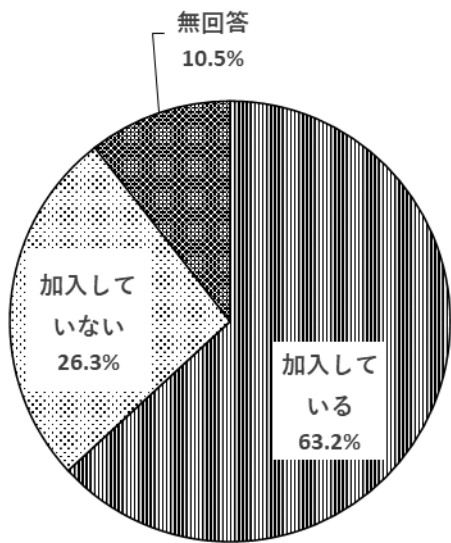
7, 就業形態



	自営業	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家内労働(内職)	その他	就業していない	無回答	総数
回答数	8	30	20	1	1	6	81	15	162
割合	4.9%	18.5%	12.3%	0.6%	0.6%	3.7%	50.0%	9.3%	100.0%
(R 元)	6.5%	12.9%	17.7%	0.0%	0.0%	4.8%	46.8%	11.3%	

8， 社会保険の加入状況

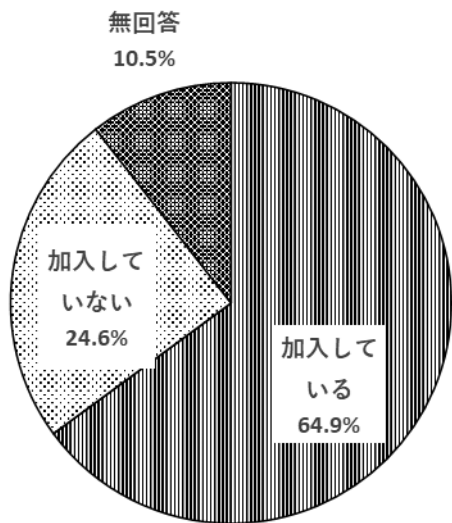
ア． 厚生年金又は共済年金



	加入して いる	加入して いない	無回答	総数
回答数	36	15	6	57
割合	63.2%	26.3%	10.5%	100.0%

(R 元) 31.8% 50.0% 18.2%

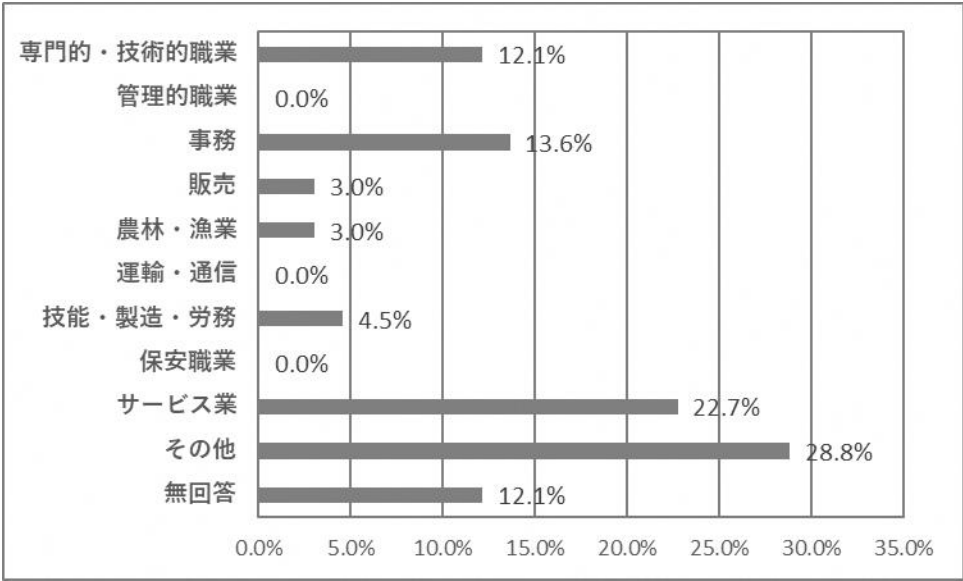
イ． 雇用保険



	加入して いる	加入して いない	無回答	総数
回答数	37	14	6	57
割合	64.9%	24.6%	10.5%	100.0%

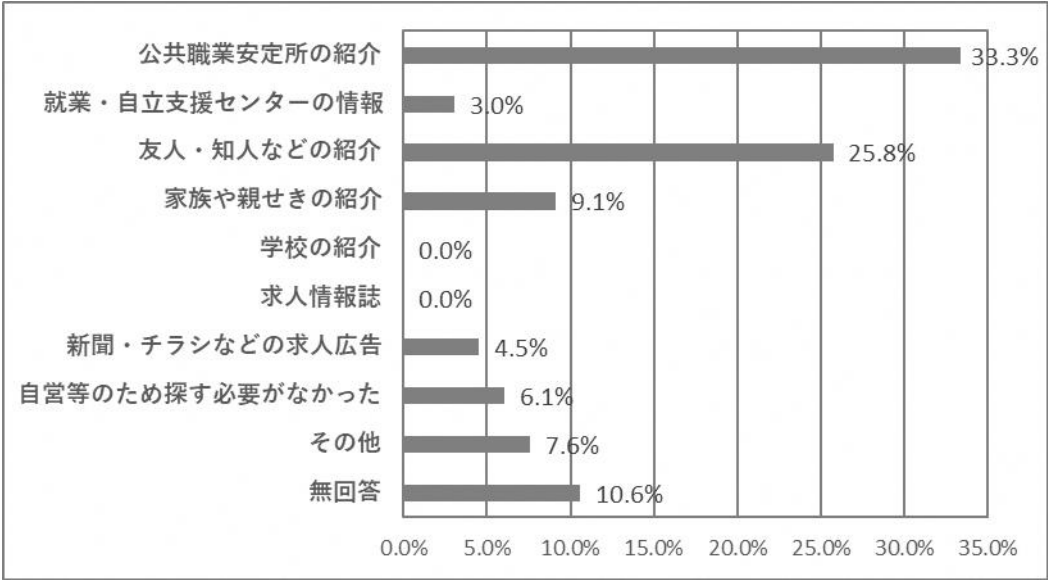
(R 元) 36.4% 54.5% 9.1%

9，職種



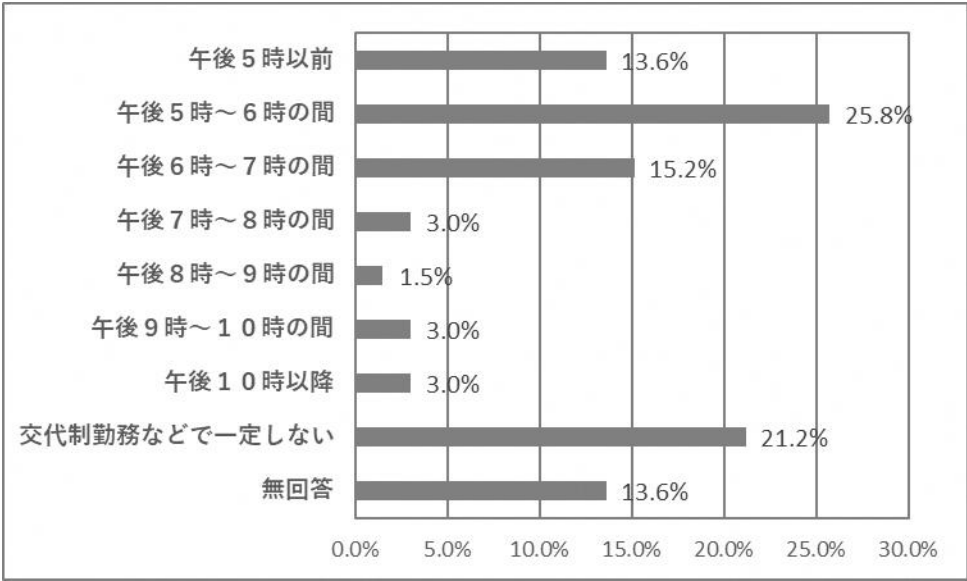
	専門的・技術的職業	管理的職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能・製造・労務	保安職業	サービス業	その他	無回答	総数
回答数	8	0	9	2	2	0	3	0	15	19	8	66
割合	12.1%	0.0%	13.6%	3.0%	3.0%	0.0%	4.5%	0.0%	22.7%	28.8%	12.1%	100.0%
(R 元)	15.4%	7.7%	15.4%	3.8%	11.5%	0.0%	3.8%	0.0%	19.2%	19.2%	3.8%	

10，仕事を探した方法



	公共職業安定所の紹介	就業・自立支援センターの情報	友人・知人などの紹介	家族や親せきの紹介	学校の紹介	求人情報誌	新聞・チラシなどの求人広告	自営等のため探す必要がなかった	その他	無回答	総数
回答数	22	2	17	6	0	0	3	4	5	7	66
割合	33.3%	3.0%	25.8%	9.1%	0.0%	0.0%	4.5%	6.1%	7.6%	10.6%	100.0%
(R 元)	11.5%	0.0%	46.2%	15.4%	3.8%	0.0%	7.7%	11.5%	3.8%	0.0%	

1 1， 帰宅時間

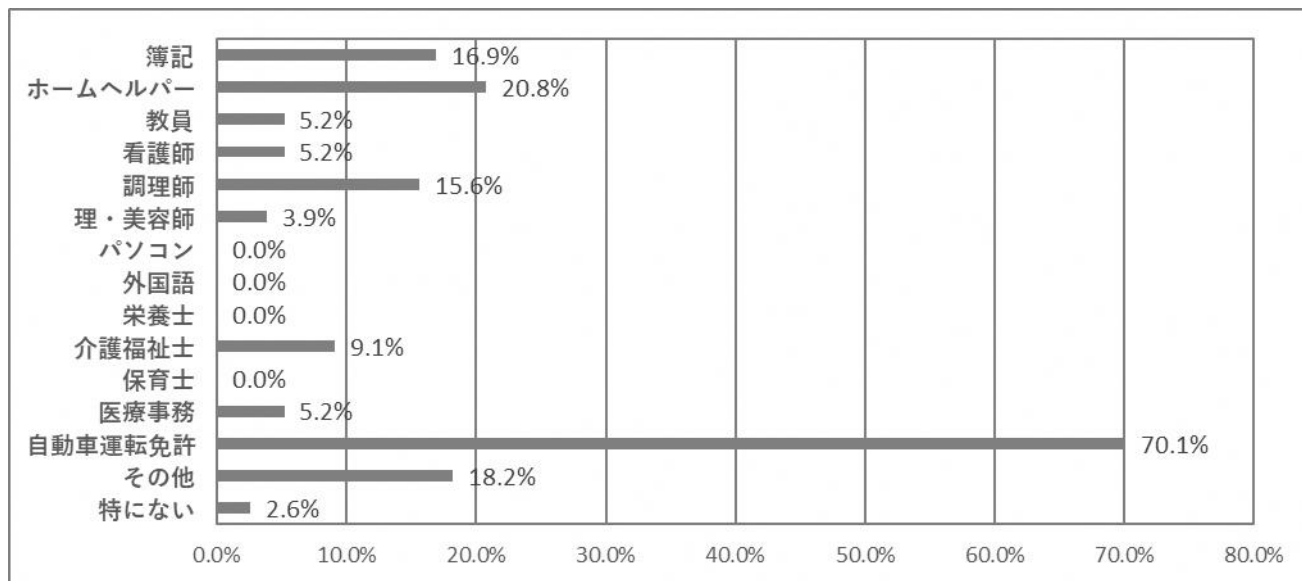


	午後5時以前	午後5時～6時の間	午後6時～7時の間	午後7時～8時の間	午後8時～9時の間	午後9時～10時の間	午後10時以降	交代制勤務などで一定しない	無回答	総数
回答数	9	17	10	2	1	2	2	14	9	66
割合	13.6%	25.8%	15.2%	3.0%	1.5%	3.0%	3.0%	21.2%	13.6%	100.0%

(R 元) 30.8% 34.6% 3.8% 7.7% 0.0% 3.8% 3.8% 7.7% 7.7%

12. 資格

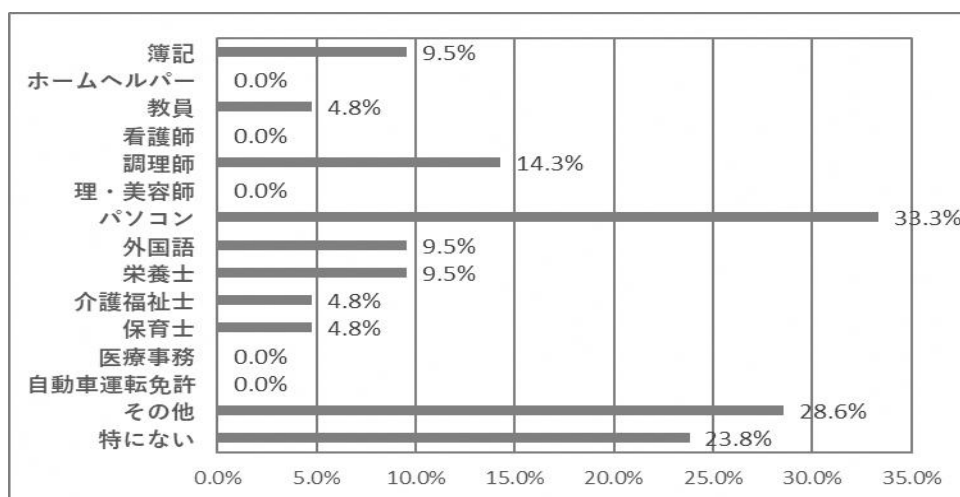
ア. 現在持っている資格



																(複数回答)	
	簿記	ホーム パー	教員	看護 師	調理 師	理・美 容師	パソ コン	外国 語	栄養 士	介護 福祉 士	保育 士	医療 事務	自動 車運 転免 許	その 他	特に ない	総 数	
回答数	13	16	4	4	12	3	0	0	0	7	0	4	54	14	2	133	
割合	16.9%	20.8%	5.2%	5.2%	15.6%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	5.2%	70.1%	18.2%	2.6%		回答者数 77

(R 元) 15.2% 23.9% 4.3% 6.5% 19.6% 6.5% 4.3% 2.2% 2.2% 10.9% 0.0% 2.2% 63.0% 10.9% 10.9%

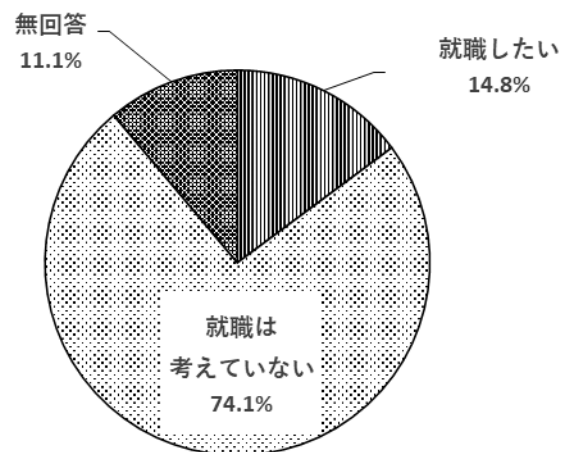
イ. 今後取りたい資格



																	(複数回答)	
	簿記	ホームヘルパー	教員	看護師	調理師	理・美容師	パソコン	外国語	栄養士	介護福祉士	保育士	医療事務	自動車運転免許	その他	特にない	総数		
回答数	2	0	1	0	3	0	7	2	2	1	1	0	0	6	5	30		
割合	9.5%	0.0%	4.8%	0.0%	14.3%	0.0%	33.3%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	28.6%	23.8%		回答者数	21

(R 元) 10.0% 0.0% 0.0% 0.0% 15.0% 0.0% 5.0% 0.0% 0.0% 10.0% 0.0% 10.0% 0.0% 0.0% 70.0%

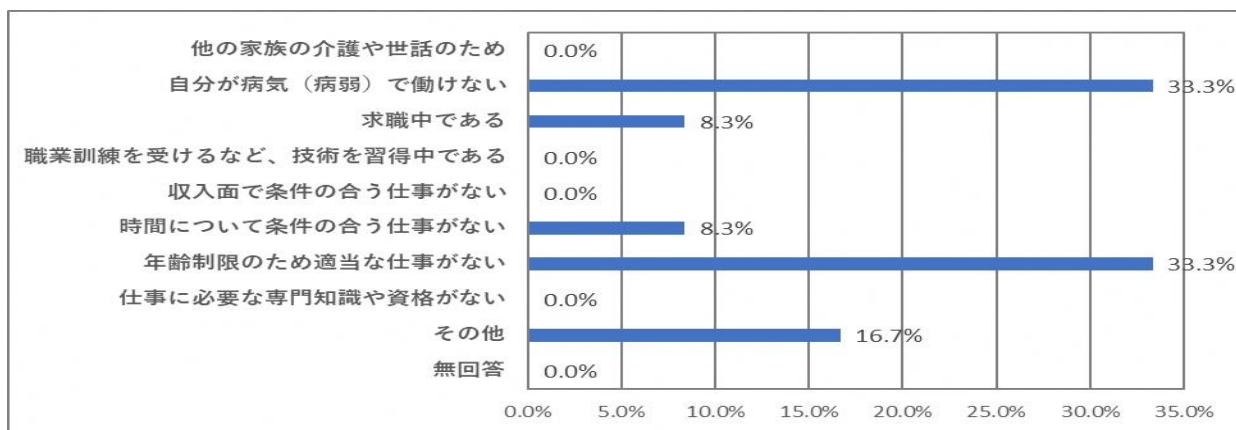
13, 就業の希望



	就職したい	就職は 考えてい ない	無回答	総数
回答数	12	60	9	81
割合	14.8%	74.1%	11.1%	100.0%

(R 元) 20.7% 75.9% 3.4%

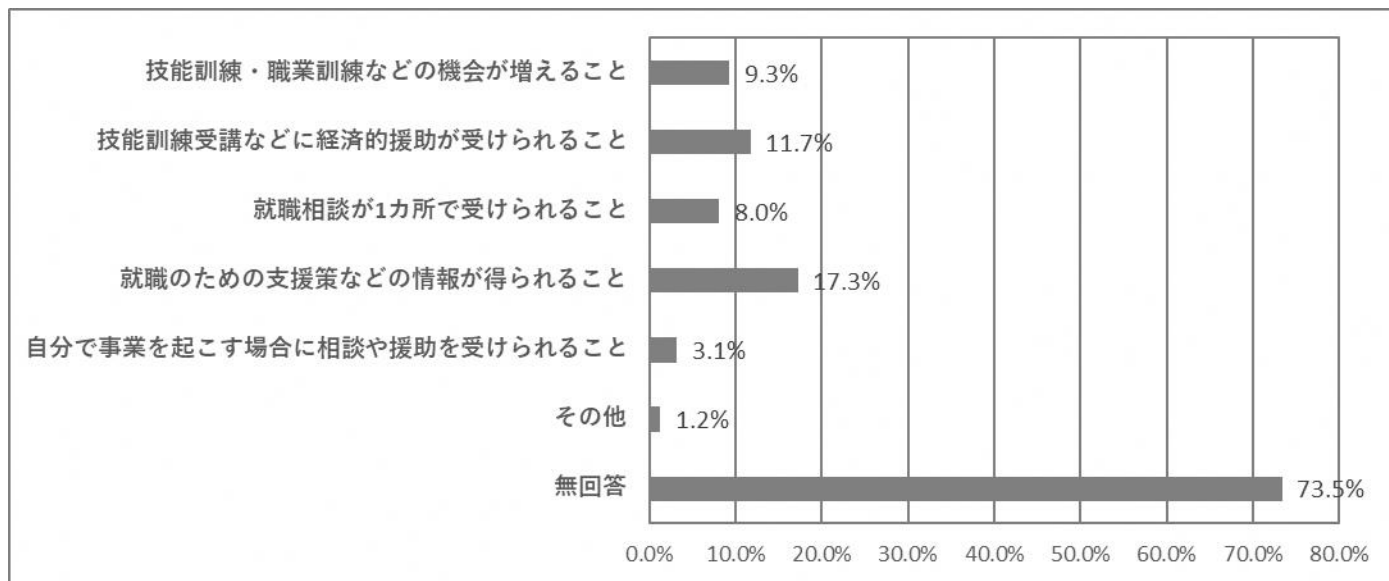
就職していない理由



	他の家族の介護や世話のため	自分が病気（病弱）で働けない	求職中である	職業訓練を受けるなど、技術を習得中である	収入面で条件の合う仕事がない	時間について条件の合う仕事がない	年齢制限のため適当な仕事がない	仕事に必要な専門知識や資格がない	その他	無回答	総数
回答数	0	4	1	0	0	1	4	0	2	0	12
割合	0.0%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%	100.0%

(R 元) 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 16.7% 66.7% 16.7% 0.0% 0.0%

14, 要望する就業支援策



	(複数回答)							
	が 技 増 能 え 訓 る 練 こ ・ 職 と 業 訓 練 な だ の 機 会	が 技 受 能 け 訓 ら 練 れ 受 る 講 こ な と ど に 経 済 的 援 助	こ 就 と 職 相 談 が 1 カ 所 で 受 け ら れ る	が 就 得 職 ら の れ た る め こ の と 支 援 策 な だ の 情 報	や 自 援 分 助 で を 事 受 業 け を ら 起 れ こ す 場 合 に 相 談	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	15	19	13	28	5	2	119	201
割合	9.3%	11.7%	8.0%	17.3%	3.1%	1.2%	73.5%	
							回答者数	162

(R 元)

8. 1%

19. 4%

11. 3%

14. 5%

9. 7%

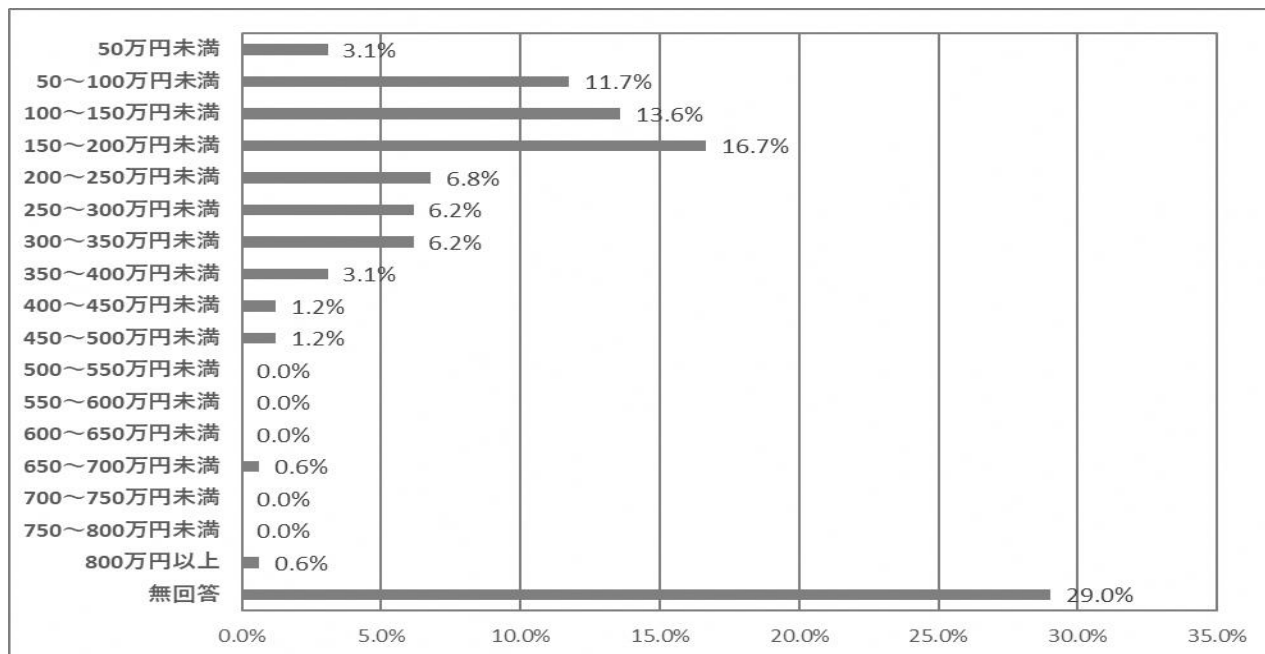
3. 2%

64. 5%

【家計の状況】

15. 年間収入

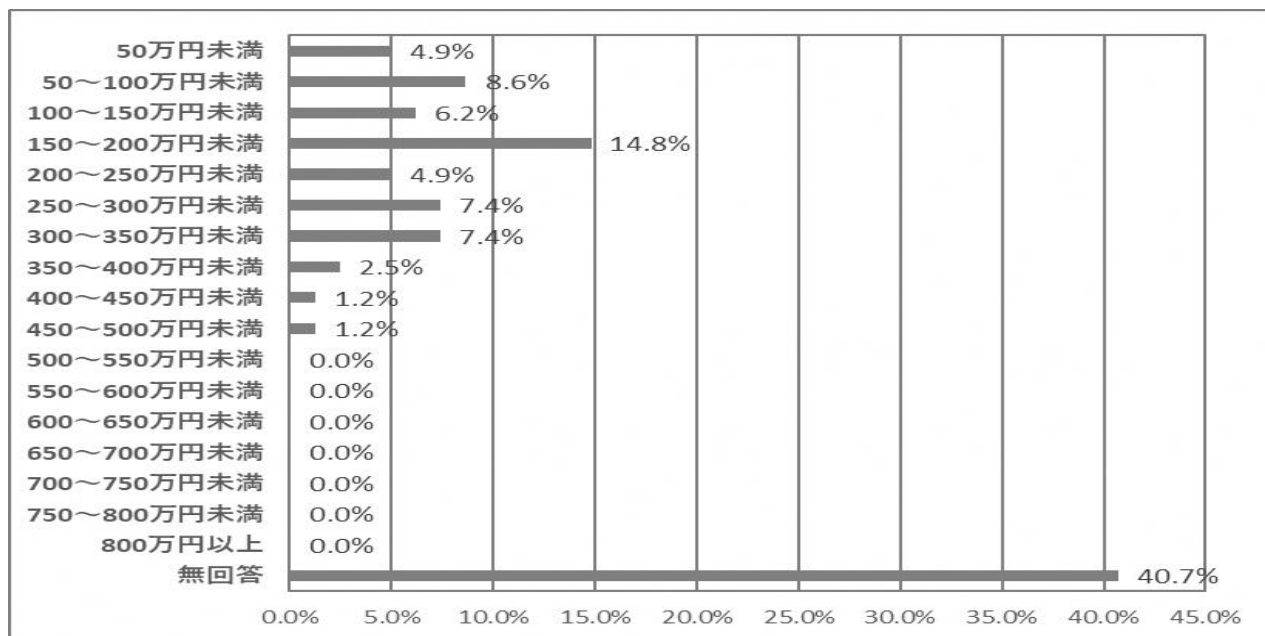
ア. 年間総収入



	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	5	19	22	27	11	10	10	5	2	2	0	0	0	1	0	0	1	47	162
割合	3.1%	11.7%	13.6%	16.7%	6.8%	6.2%	6.2%	3.1%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	29.0%	100.0%

(R 元) 6.5% 8.1% 11.3% 22.6% 14.5% 1.6% 4.8% 3.2% 0.0% 1.6% 0.0% 1.6% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 24.2%

イ. 年間就労収入

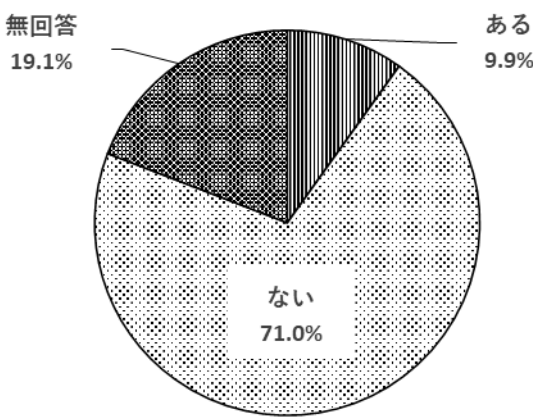


	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満	450～500万円未満	500～550万円未満	550～600万円未満	600～650万円未満	650～700万円未満	700～750万円未満	750～800万円未満	800万円以上	無回答	総数
回答数	4	7	5	12	4	6	6	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	33	81
割合	4.9%	8.6%	6.2%	14.8%	4.9%	7.4%	7.4%	2.5%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.7%	100.0%

(R 元) 12.1% 6.1% 9.1% 18.2% 12.1% 0.0% 6.1% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 36.4%

16、債務の状況

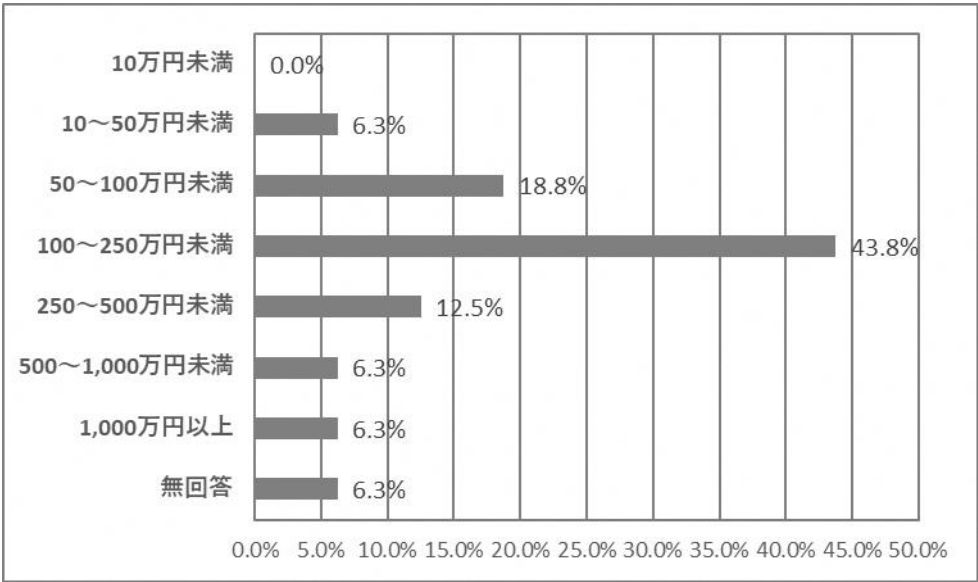
ア. 債務の有無



	ある	ない	無回答	総数
回答数	16	115	31	162
割合	9.9%	71.0%	19.1%	100.0%

(R 元) 11. 3% 85. 5% 3. 2%

イ. 債務の金額

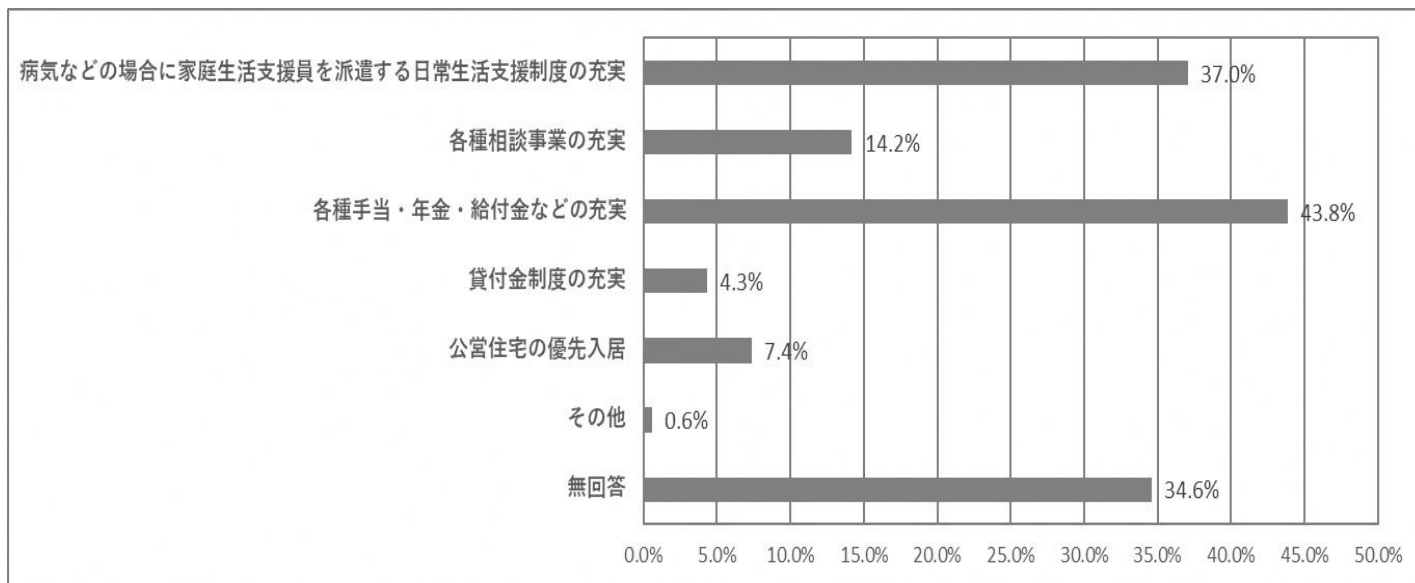


	10万円未満	10～50万円未満	50～100万円未満	100～250万円未満	250～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	総数	平均金額
回答数	0	1	3	7	2	1	1	1	16	3,417,333
割合	0.0%	6.3%	18.8%	43.8%	12.5%	6.3%	6.3%	6.3%	100.0%	

(R 元) 28. 6% 14. 3% 14. 3% 28. 6% 0. 0% 14. 3% 0. 0% 0. 0%

【公的福祉制度（福祉施策）】

１７， 要望する福祉制度



(複数回答)										
	支援制度の充実	支援員を派遣する日常生活	病気などの場合に家庭生活	各種相談事業の充実	各種手当・年金・給付金などの充実	貸付金制度の充実	公営住宅の優先入居	その他	無回答	総数
回答数	60	23	71	7	12	1	56	230		
割合	37.0%	14.2%	43.8%	4.3%	7.4%	0.6%	34.6%			
							回答者数	162		

(R 元)

40.3%

19.4%

35.5%

3.2%

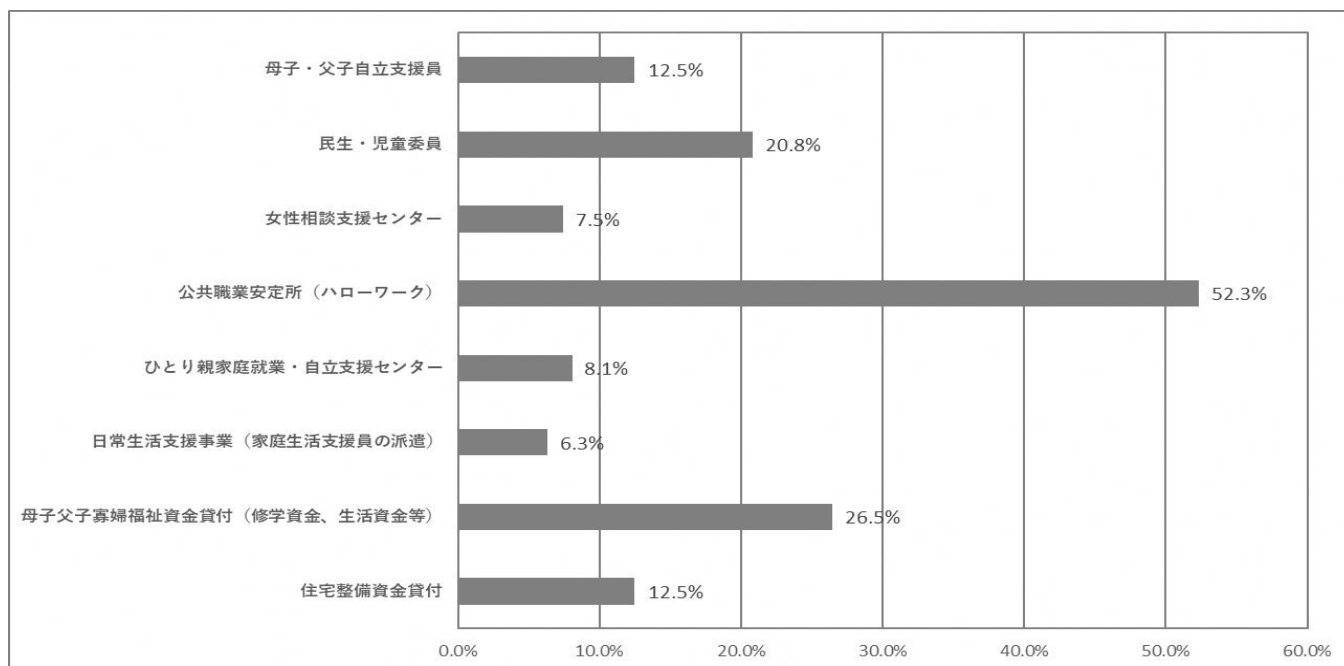
11.3%

0.0%

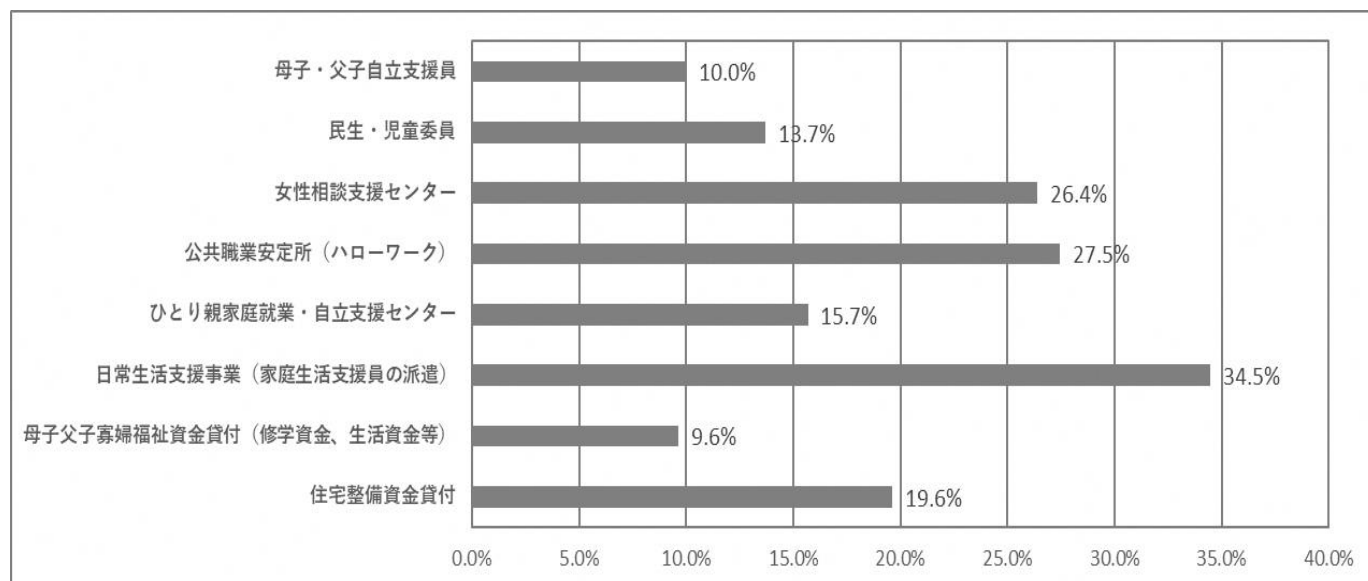
30.6%

18. 福祉制度の利用状況

ア. 利用している又は利用したことがある制度



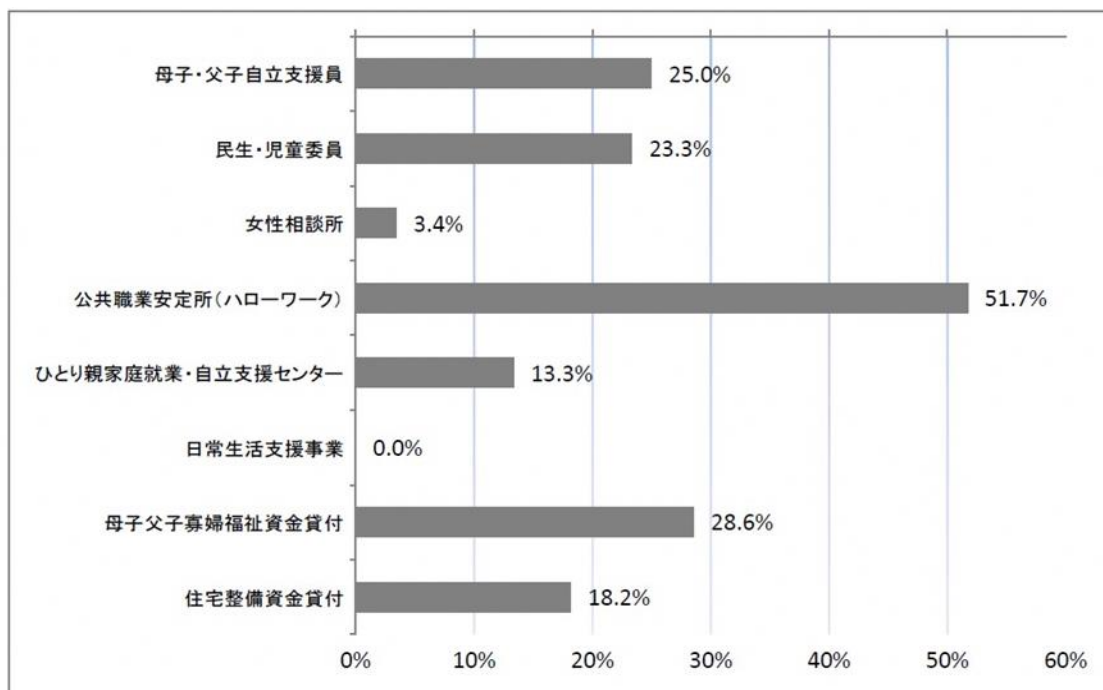
イ. 今後利用したい制度



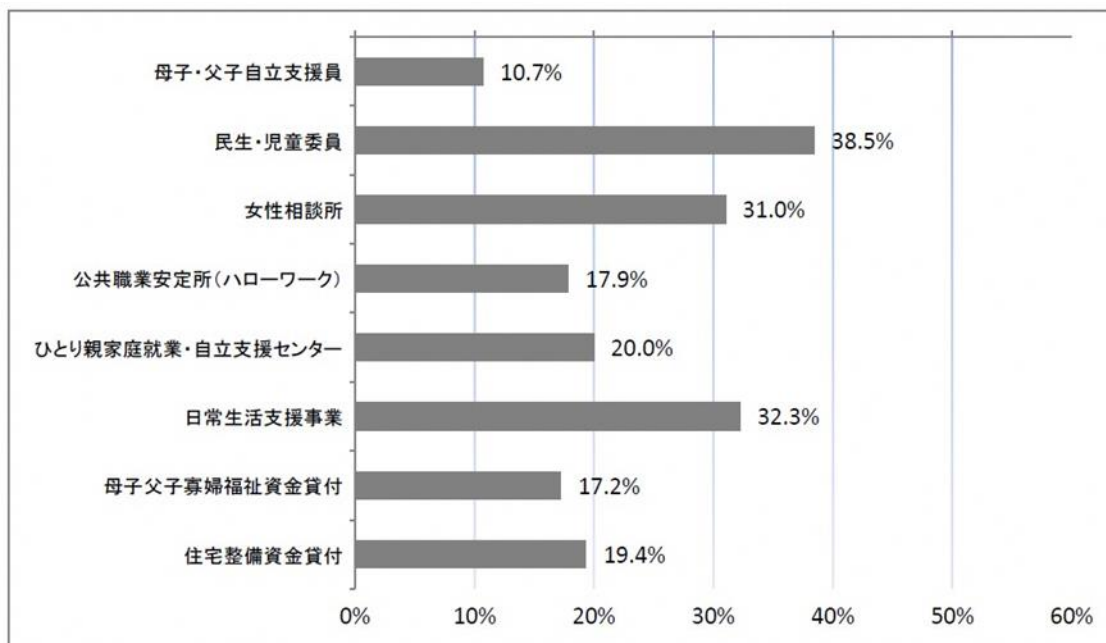
※割合は回答者数で算出

(R 元年度)

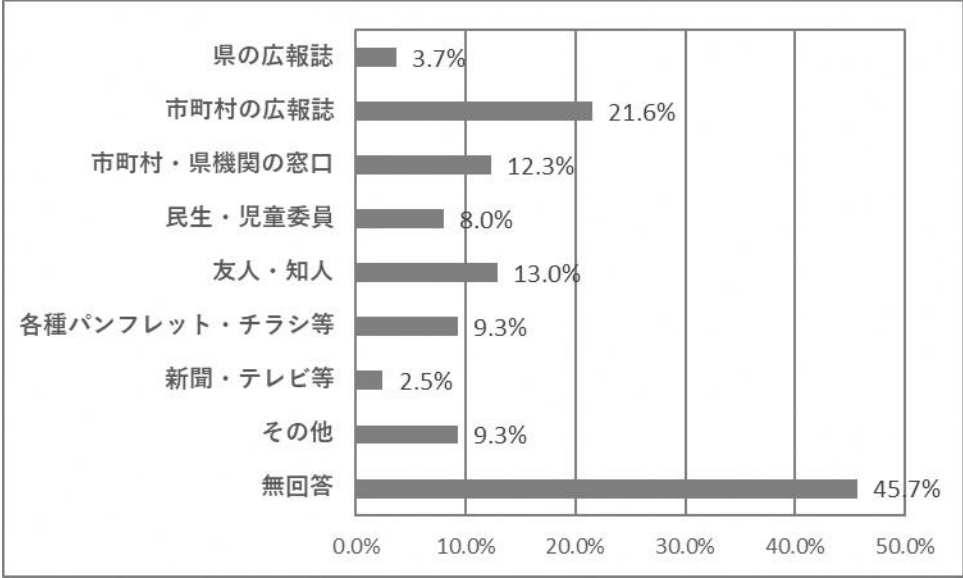
ア 利用している制度



イ 今後利用したい制度



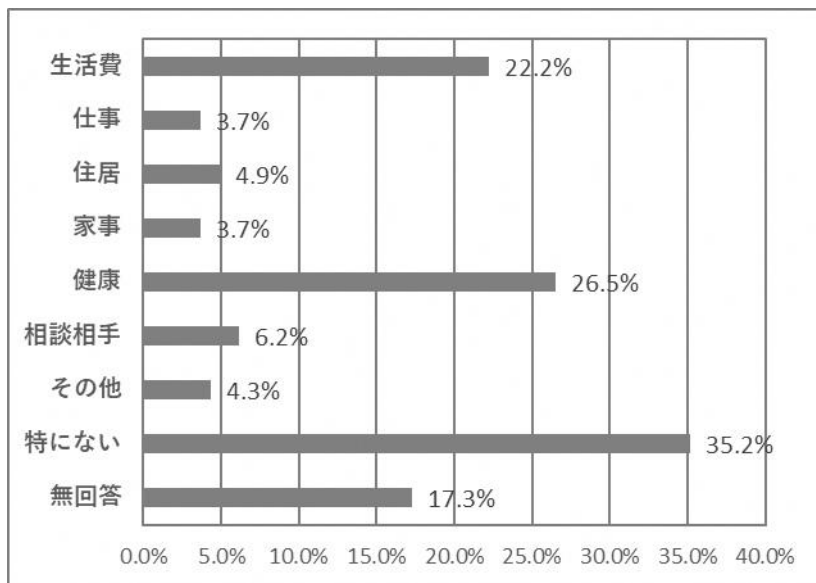
19, 制度を知った方法



									(複数回答)	
	県 の 広 報 誌	市 町 村 の 広 報 誌	市 町 村 の 窓 口 ・ 県 機 関	民 生 ・ 児 童 委 員	友 人 ・ 知 人	各 種 パ ン フ レ ッ ト ・ チ ラ シ 等	新 聞 ・ テ レ ビ 等	そ の 他	無 回 答	総 数
回答数	6	35	20	13	21	15	4	15	74	203
割合	3.7%	21.6%	12.3%	8.0%	13.0%	9.3%	2.5%	9.3%	45.7%	
									回答者数	162
(R 元)	6. 5%	27. 4%	9. 7%	3. 2%	19. 4%	11. 3%	0. 0%	16. 1%	37. 1%	

【生活上の問題、その他】

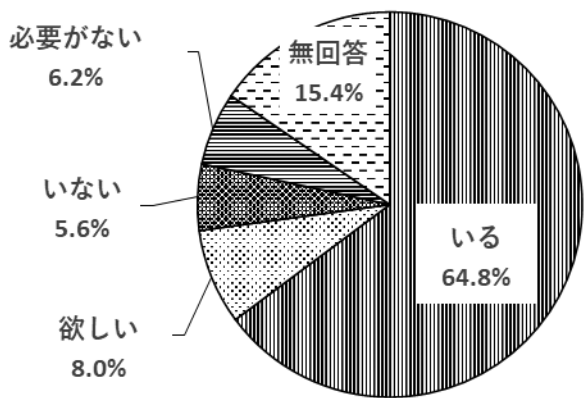
20, 現在困っていること



									(複数回答)	
	生活費	仕事	住居	家事	健康	相談相手	その他	特にない	無回答	総数
回答数	36	6	8	6	43	10	7	57	28	201
割合	22.2%	3.7%	4.9%	3.7%	26.5%	6.2%	4.3%	35.2%	17.3%	
									回答者数	162

(R 元) 19.4% 1.6% 11.3% 1.6% 19.4% 0.0% 4.8% 32.3% 24.2%

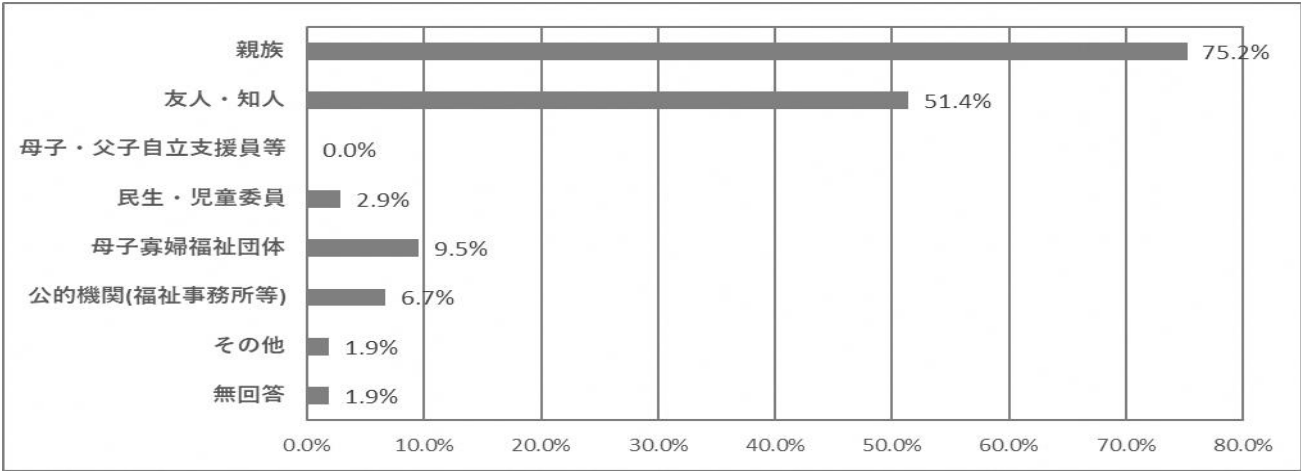
2 1， 相談相手



	いる	欲しい	いらない	必要がない	無回答	総数
回答数	105	13	9	10	25	162
割合	64.8%	8.0%	5.6%	6.2%	15.4%	100.0%

(R 元) 64.5% 4.8% 8.1% 3.2% 19.4%

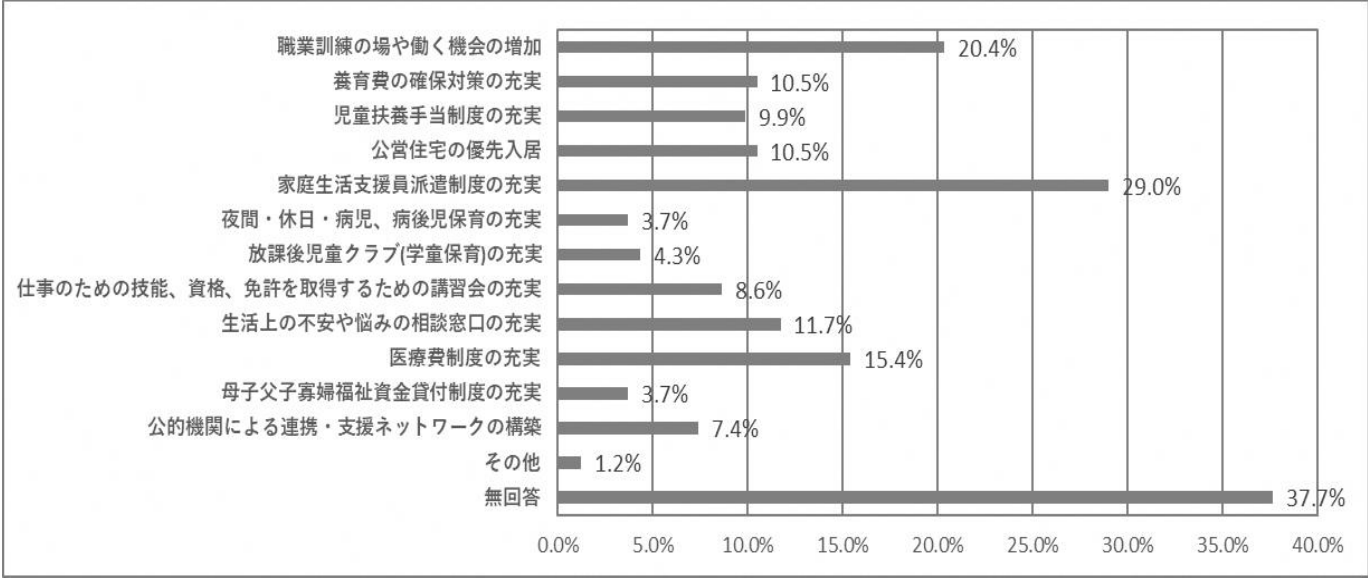
相談相手の内訳



								(複数回答)	
	親族	友人・知人	母子・父子自立支援員等	民生・児童委員	母子寡婦福祉団体	公的機関（福祉事務所等）	その他	無回答	総数
回答数	79	54	0	3	10	7	2	2	157
割合	75.2%	51.4%	0.0%	2.9%	9.5%	6.7%	1.9%	1.9%	
								回答者数	105

(R 元) 67.5% 55.0% 2.5% 0.0% 22.5% 7.5% 0.0% 2.5%

2 2， 希望する施策



(複数回答)															
	職業訓練の場や働く機会の増加	養育費の確保対策の充実	児童扶養手当制度の充実	公営住宅の優先入居	家庭生活支援員派遣制度の充実	夜間・休日・病児、病後児保育の充実	放課後児童クラブ（学童保育）の充実	仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実	生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	医療費制度の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実	公的機関による連携・支援ネットワークの構築	その他	無回答	総数
回答数	33	17	16	17	47	6	7	14	19	25	6	12	2	61	282
割合	20.4%	10.5%	9.9%	10.5%	29.0%	3.7%	4.3%	8.6%	11.7%	15.4%	3.7%	7.4%	1.2%	37.7%	
														回答者数	162
(R 元)	8.1%	4.8%	1.6%	11.3%	11.3%	6.5%	9.7%	11.3%	24.2%	37.1%	6.5%	12.9%	0.0%	25.8%	

秋田県ひとり親家庭実態調査票

秋田県ひとり親家庭実態調査票

ひとり親家庭に関するアンケート調査に御協力をお願いします

1 調査の目的など

県では、ひとり親家庭の皆様の生活の安定を図り、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

このたび、この計画を見直し、新たな支援策の実施等を検討するため、アンケート調査を実施することとなりましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

2 記載上の注意など

○この調査は、秋田県内にお住まいのひとり親家庭の皆様(母子家庭の母、父子家庭の父)に回答をお願いするものです。※回答は無記名でお願いします。

○年齢等については、令和6年8月1日現在の状況を御記入ください。

○回答は、「当てはまる番号に○をつけていただく場合」と、「□の中に当てはまる数字などを記入していただく場合」があります。

○選択肢「その他」を選択した場合には、「()」の中になるべく具体的な内容を御記入ください。

○正確に把握することが難しい場合(収入金額など)については、おおよその内容を御記入ください。

○回答できない(したくない)質問があれば、無理に記入していただく必要はありません。空欄のまま次の質問へお進みください。

○回答いただいた内容は、すべて統計的に処理した上で、県の計画立案や施策の実施のためだけに使用します。回答内容を公表することはありません。

○御記入いただいた調査票は、市町村役場の担当課に直接御提出ください。なお、市町村から返信用の封筒が手渡されている場合については、調査票を封入の上、切手を貼らずにポスト等に投函してください。

○この調査に関する疑問点等があれば、以下まで御連絡ください。

(受付時間:平日8:30~17:15)

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 家庭福祉チーム

所在地:秋田市山王四丁目1番1号 本庁舎2階

電 話:018-860-1344(直通)

【世帯の状況】

問1 あなたの家庭は母子世帯／父子世帯のどちらに該当しますか。いずれかに○をしてください。

また、あなたの令和6年8月1日現在の年齢を記入してください。

母子世帯 ・ 父子世帯 歳

問2 あなたが養育している20歳未満の子どもについて、次の就学・就労状況別に
人数を記入してください。

1. 小学校入学前	人	2. 小学生（1～3年）	人
3. 小学生（4～6年）	人	4. 中学生	人
5. 高校生	人	6. 短大生	人
7. 大学生	人	8. 専門学校生	人
9. 就労	人	10. その他	人

問3 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人

問4 あなたが母子世帯（父子世帯）になられたのは、あなたが何歳の時でしたか。
また、その時末子は何歳でしたか。

あなた	歳	末子	歳
-----	---	----	---

問5 あなたが母子世帯（父子世帯）になった理由について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

[illegible]

【住居の状況】

問6 あなたの現在の住居について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持家(本人・家族) 2. 公営住宅 3. 社宅など
4. 借家・借間(民間アパート) 5. 親族等の家に同居
6. 母子生活支援施設※母の方のみ
7. その他()

問7 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。

今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

問8 あなたが母子世帯（父子世帯）になる前の就業状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 就業していた 2. 就業していなかった

問9 母子世帯（父子世帯）になったことにより、就業状況は変わりましたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 変わらない 2. 同じ職場の中で別の仕事に変わった 3. 転職した
4. 仕事を辞めた 5. 仕事に就いた 6. その他（ ）

問10 あなたの現在の就業形態について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員
5. 家内労働（内職） 6. その他（ ）
7. 就業していない（→就業していない方は問15へ進んでください。）

※「2. 常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「3. 臨時・パート」とは、日々又は1年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。

問11 問10で「2. 常用雇用者」、「3. 臨時・パート」、「4. 派遣社員」又は「6. その他」と答えた方におたずねします。

あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。

ア 厚生年金又は共済年金への加入の有無

1. 加入している 2. 加入していない

イ 雇用保険への加入の有無

1. 加入している 2. 加入していない

問12 現在就業している方におたずねします。（～問14まで同じ）

あなたの仕事について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 専門的・技術的職業（看護師、栄養士、保育士、教員など）
2. 管理的職業（会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など）
3. 事務（一般事務員など）
4. 販売（小売店員、保険外交員など）
5. 農林・漁業（農業、林業、漁業従事者）
6. 運輸・通信（運転手、通信士、郵便外務員など）
7. 技能・製造・労務（各種製造、建設、労務作業員など）
8. 保安職業（自衛官、警察官、警備員など）
9. サービス業（飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど）
10. その他（在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの）

問13 あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 公共職業安定所の紹介 | 2. 就業・自立支援センターの情報 |
| 3. 友人・知人などの紹介 | 4. 家族や親せきの紹介 |
| 5. 学校の紹介 | 6. 求人情報誌 |
| 7. 新聞、チラシなどの求人広告 | 8. 自営等のため探す必要がなかった |
| 9. その他（ | ） |

問14 あなたの普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時間）は何時頃ですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|------------------|---------------|
| 1. 午後5時以前 | 2. 午後5時～6時の間 | 3. 午後6時～7時の間 |
| 4. 午後7時～8時の間 | 5. 午後8時～9時の間 | 6. 午後9時～10時の間 |
| 7. 午後10時以降 | 8. 交代制勤務などで一定しない | |

問15 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。次の中からそれぞれ3つ以内を選び下の□に番号を記入してください。

- | | | | |
|-------------|--------------------------|---------|----------|
| 1. 簿記 | 2. ホームヘルパー | 3. 教員 | 4. 看護師 |
| 5. 調理師 | 6. 理・美容師 | 7. パソコン | 8. 外国語 |
| 9. 栄養士 | 10. 介護福祉士 | 11. 保育士 | 12. 医療事務 |
| 13. 自動車運転免許 | 14. その他（下欄に具体的に記入してください） | | |
| 15. 特になし | | | |

現在持っている資格等			
今後取りたい資格等			

問16 問10で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。

あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 就職したい（→補問へ） | 2. 就職は考えていない |
|----------------|--------------|

（補問）

あなたが就業していない（就業できない）理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 子どもの世話をしてくれる人がいない | 2. 他の家族の介護や世話のため |
| 3. 自分が病気（病弱）で働けない | 4. 求職中である |
| 5. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である | |
| 6. 収入面で条件の合う仕事がない | 7. 時間について条件の合う仕事がない |
| 8. 年齢制限のため適当な仕事がない | 9. 仕事に必要な専門知識や資格がない |
| 10. その他（ | ） |

問 17 あなたが要望する就業支援策について、主なものを3つ以内に○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
3. 求職、通学時などに一時的に子どもを預かってもらえること
4. 就職相談が一カ所で受けられること
5. 就職のための支援策などの情報が得られること
6. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
7. 保育所が整備されること
8. 延長保育、休日保育が充実すること
9. 学童保育が充実すること
10. その他（

【家計の状況】

問 18 あなたの令和5年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。

(※ 年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等）を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。)

	番号（下の番号から選んでください）
令和5年の年間（※） <u>総収入</u>	
令和5年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300～350 万円未満	13. 600～650 万円未満
2. 50～100 万円未満	8. 350～400 万円未満	14. 650～700 万円未満
3. 100～150 万円未満	9. 400～450 万円未満	15. 700～750 万円未満
4. 150～200 万円未満	10. 450～500 万円未満	16. 750～800 万円未満
5. 200～250 万円未満	11. 500～550 万円未満	17. 800 万円以上
6. 250～300 万円未満	12. 550～600 万円未満	

問19 夫(妻)と離別した方(問5で「4. 離婚」と答えた方)におたずねします。

離別した夫（妻）との養育費の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 取り決めている(→補問1へ) 2. 取り決めている(→補問3へ)

(補問1)

養育費の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 文書あり（調停・公正証書・協議書等）（→補問2へ） 2. 文書なし

(補問2)

文書で養育費の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり（調停・審判の場合） 2. 関与なし（公正証書・協議書等の場合）

(補問3)

養育費の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

1. 自分の収入等で経済的に問題がないから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思や能力がないと思ったから
4. 相手に養育費を請求できるとは思わなかったから
5. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
6. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
7. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
8. 相手と関わりたくないから
9. 養育費の請求方法がわからなかったから
10. その他（ ）

問20 夫(妻)と離別した方(問5で「4. 離婚」と答えた方)におたずねします。

離別した夫（妻）からの子どもの養育費の受け取り状況について、当てはまるもの

1つに○をつけてください。

1. 現在も受けている (→補問へ)
2. 受けたことがあるが、現在は受けていない (→補問へ)
3. 受けたことがない

(補問)

「1. 現在も受けている」又は「2. 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方について、養育費の額（複数の子を養育している場合はその合計額）を記入してください。

1. 月額 約 円 2. 決まっていない

問21 あなたの債務について、おたずねします。現在、債務はありますか。

1. ある (→補問へ) 2. ない

(補問)

「1. ある」と答えた方について、債務の総額を記入してください。

約 円

【子どもの状況】

問 2 2 小学校入学前の子どもを養育している方におたずねします。

子どもの保育は主にどなたが行っていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。(ただし、該当する子どもが複数いる場合は複数選択可)

1. あなた自身 2. 同居の家族 3. 親 戚 4. 友人・知人
5. 近所の人 6. 保育所（無認可を含む） 7. 幼稚園
8. ベビーシッター等 9. 世話をする人がいない（子どもだけで家にいる）
10. その他（ ）

(補問)

「6. 保育所（無認可を含む）」又は「7. 幼稚園」と答えた方以外の方におたずねします。保育所等の待機はしていますか。

1. 待機をしている 2. 待機をしていない

問23 小学校低学年（1～3年生）の子どもを養育している方におたずねします。

子どもは、放課後どのように過ごしていますか。主なものを2つ以内に○をつけてください。

1. 自宅に大人と一緒にいる 2. 自宅に子どもだけにいる
3. 親戚の家 4. 友達の家 5. 児童館
6. 放課後児童クラブ（学童保育） 7. 塾・習い事
8. その他（ ）

問24 あなたは子どもをどこまで卒業させたいと考えていますか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 中学校 2. 高校 3. 短大 4. 大学 5. 専門学校
6. その他（ ）

【公的福祉制度（福祉施策）】

問 25 問 17 でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、
主なものを3つ以内に○をつけてください。

1. 病気などの場合に一時的に子どもを預けられる制度の充実
2. 家事・育児に困ったとき家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
3. 子どもの話し相手などを派遣する制度の充実
4. 各種相談事業の充実
5. 各種手当・年金・給付金などの充実
6. 貸付金制度の充実
7. 保育所の優先入所
8. 公営住宅の優先入居
9. その他（ ）

問 2 6 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

	現 状			今 後	
	利 用 し て い る、又 は 利 用 し た こ と が あ る	利 用 し た こ と が な い		利 用 し た い	利 用 す る つ も り は な い
		知 ら な か っ た	知 っ て い る が 利 用 し た こ と が な い		
(ア) 家庭児童相談室 (福祉事務所)	1	2	3	4	5
(イ) 母子・父子自 立支援員	1	2	3	4	5
(ウ) 民生・児童委員	1	2	3	4	5
(エ) 児 童 相 談 所	1	2	3	4	5
(オ) 女性相談支援センター ※母の方のみ回答ください	1	2	3	4	5
(カ) 母子生活支援施設 ※母の方のみ回答ください	1	2	3	4	5
(キ) 公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	4	5
(ク)ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	1	2	3	4	5
(ケ)夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	1	2	3	4	5
(コ)子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1	2	3	4	5
(サ)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	4	5
(シ)ファミリーサポ-トセンター事業 (相互援助活動)	1	2	3	4	5
(ス)自立支援給付金支給事業 (教育訓練、職業訓練)	1	2	3	4	5
(セ)すこやか子育て支援事業 (保育料等の助成)	1	2	3	4	5
(ソ)福祉医療費の補助 (児童の医療費の補助)	1	2	3	4	5
(タ)母子父子寡婦福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	4	5
(チ)住宅整備資金貸付	1	2	3	4	5

(参考)

- (ク) ひとり親家庭就業・自立支援センター：ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、ひとり親家庭の就業に関する相談を行う事業
- (ケ) 夜間養護等事業（トワイライトステイ）：子どもを養育している保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合に、子ども（原則として小学生）の生活指導や食事の提供等を行う事業
- (コ) 子育て短期支援事業（ショートステイ）：子どもを養育している保護者がケガや病気等の理由で子どもの養育が一時的にできなくなった場合に、児童福祉施設等で一定期間子どもを預ける事業
- (サ) 日常生活支援事業：ひとり親家庭の親が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業
- (シ) ファミリーサポートセンター事業：子育てを援助してほしい人と、子育てを援助したい人がお互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったりする子育て援助活動
- (ス) 自立支援給付金支給事業：ひとり親家庭の親が県又は市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給したり、経済的自立のため資格取得を目的に長期間（6か月以上）養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費を支給したりする事業
- (タ) 母子父子寡婦福祉資金貸付：母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的自立と生活の安定、その子どもの福祉を図るため、各種資金の貸付を行う事業
- (チ) 住宅整備資金貸付：母子家庭・父子家庭・寡婦の方の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行う事業

問27 問26の「現状」で「1. 利用している、又は利用したことがある」又は「3. 知っているが利用したことがない」と答えた方におたずねします。

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。主なもの2つ以内に○をつけてください。

- 1. 県の広報誌 2. 市町村の広報誌 3. 市町村・県機関等の窓口
- 4. 民生・児童委員 5. 友人・知人
- 6. 各種パンフレット・チラシ等 7. 新聞・テレビ等
- 8. その他（ ）

【生活上の問題、その他】

問28 夫（妻）と離別した方（問5で「4. 離婚」と答えた方）におたずねします。

離別した夫（妻）との面会交流の取り決め状況について、当てはまるものに○をつけてください。

- 1. 取り決めをしている。（→補問1へ） 2. 取り決めをしていない（→補問3へ）

（補問1）

面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、当てはまるものに○をつけてください。

- 1. 文書あり（調停・公正証書・協議書等）（→補問2へ） 2. 文書なし

(補問 2)

文書で面会交流の取り決めをしている方におたずねします。

家庭裁判所の関与の有無について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 関与あり（調停・審判の場合） 2. 関与なし（公正証書・協議書等の場合）

(補問3)

面会交流の取り決めをしていない方におたずねします。

取り決めをしていない理由のうち、主なもの1つに○をつけてください。

1. 面会交流の制度を知らなかったから
2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手が望まなかったから
4. 子どもが望んでいないから
5. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
6. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
7. 相手と関わりたくないから
8. 養育費等約束が不履行だから
9. その他（

問29 夫(妻)と離別した方(問5で「4. 離婚」と答えた方)におたずねします。

離別した夫（妻）と子どもの面会交流について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 現在も面会交流を行っている
2. 以前行っていたが、現在は行っていない
3. 行っていない

問30 子どもに関する悩みについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. しつけ 2. 教育・進学 3. 就 職 4. 非 行 5. 健 康
6. 食 事 7. 身のまわり 8. 結 婚 9. いじめ・不登校
10. その他（ ） 11. 特にない

問3 1 あなたが母子世帯（父子世帯）になった当時、困ったことについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他 ()
9. 特にない

問32 あなたが現在困っていることについて、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. 子どもの世話 8. その他（ ）
9. 特にない

問33 あなたが困った時の相談相手について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない

(補問)

「1. いる」と答えた方におたずねします。

その相談相手について、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 親 族 2. 友 人・知 人 3. 母子・父子自立支援員等
4. 民生・児童委員 5. 母子寡婦福祉団体 6. 公的機関（福祉事務所等）
7. その他（ ）

問34 今後、どのような施策をして欲しいと思いますか。3つ以内に○をつけてください。

1. 職業訓練の場や働く機会の増加
2. 養育費の確保対策の充実
3. 児童扶養手当制度の充実
4. 公営住宅の優先入居
5. 家庭生活支援員派遣制度の充実
6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
7. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
10. 医療費制度の充実
11. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
13. その他（ ）

問 3 5 母子・父子福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

Case No.	Case Name	Case Address	Case City	Case State	Case Zip	Case Phone	Case Email	Case Date	Case Time	Case Status	Case Notes
1	John Doe	123 Main St	New York	NY	10001	212-555-1234	john.doe@example.com	2023-10-27	14:30	Completed	Initial assessment and data collection.
2	Jane Smith	456 Elm St	Los Angeles	CA	90001	310-555-5678	jane.smith@example.com	2023-10-28	10:00	In Progress	Interview with subject and review of records.
3	Robert Johnson	789 Oak St	Chicago	IL	60601	312-555-9012	robert.johnson@example.com	2023-10-29	09:00	Pending	Awaiting further information from the subject.
4	Emily White	101 Pine St	San Francisco	CA	94101	415-555-3456	emily.white@example.com	2023-10-30	11:00	Completed	Final report and analysis completed.
5	Michael Brown	202 Cedar St	Phoenix	AZ	85001	602-555-7890	michael.brown@example.com	2023-10-31	13:00	In Progress	Interview with subject and review of records.
6	Sarah Green	303 Birch St	Philadelphia	PA	19101	215-555-2345	sarah.green@example.com	2023-11-01	10:00	Pending	Awaiting further information from the subject.
7	David Lee	404 Maple St	San Diego	CA	92101	619-555-6789	david.lee@example.com	2023-11-02	14:00	Completed	Final report and analysis completed.
8	Lisa King	505 Elm St	Seattle	WA	98101	206-555-0123	lisa.king@example.com	2023-11-03	09:00	In Progress	Interview with subject and review of records.
9	James Hall	606 Oak St	Portland	OR	97201	503-555-4567	james.hall@example.com	2023-11-04	11:00	Pending	Awaiting further information from the subject.
10	Amanda Young	707 Pine St	Denver	CO	80201	303-555-8901	amanda.young@example.com	2023-11-05	13:00	Completed	Final report and analysis completed.

◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆

秋田県ひとり親家庭実態調査票

(寡婦世帯用)

ひとり親家庭に関するアンケート調査に御協力をお願いします

1 調査の目的など

県では、ひとり親家庭の皆様の生活の安定を図り、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

このたび、この計画を見直し、新たな支援策の実施等を検討するため、アンケート調査を実施することとなりましたので、御協力くださいますようよろしくお願いします。

2 記載上の注意など

○この調査は、秋田県内にお住まいの寡婦世帯に回答をお願いするものです。※回答は無記名でお願いします。

○年齢等については、令和6年8月1日現在の状況を御記入ください。

○回答は、「当てはまる番号に○をつけていただく場合」と、「□の中に当てはまる数字などを記入していただく場合」があります。

○選択肢「その他」を選択した場合には、「()」の中になるべく具体的な内容を御記入ください。

○正確に把握することが難しい場合(収入金額など)については、おおよその内容を御記入ください。

○回答できない(したくない)質問があれば、無理に記入していただく必要はありません。空欄のまま次の質問へお進みください。

○回答いただいた内容は、すべて統計的に処理した上で、県の計画立案や施策の実施のためだけに使用します。回答内容を公表することはありません。

○御記入いただいた調査票は、返信用の封筒に調査票を封入の上、切手を貼らずに令和6年11月22日までにポスト等に投函してください。

○この調査に関する疑問点等があれば、以下まで御連絡ください。

(受付時間:平日8:30~17:15)

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 家庭福祉チーム

所在地:秋田市山王四丁目1番1号 本庁舎2階

電話:018-860-1344(直通)

【世帯の状況】

問1 あなたの令和6年8月1日現在の年齢を記入してください。

歲

問2 あなたと同居している20歳以上の子ども、家族について、次の区分別に人数を記入してください。

1. 父 母	人	2. 兄弟姉妹	人
3. 祖父母	人	4. 20歳以上の子	人
5. 子の配偶者	人	6. その他	人
7. 同居人無し（1人暮らし）	人		

問3 あなたの扶養関係について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 他の世帯員に扶養されている 2. 他の世帯員を扶養している
3. 扶養関係なし

問4 配偶者がいなくなられた理由について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

- [死別] 1. 病 死 2. 交通事故死 3. その他の死
[生別] 4. 離 婚 5. 未婚の母 6. 遺 棄 7. 行方不明
 8. その他（ ）

【住居の状況】

問5 あなたの現在の住居について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持家（本人・家族） 2. 公営住宅 3. 社宅など
4. 借家・借間（民間アパート） 5. 親族等の家に同居
6. その他（ ）

問6 現在公営住宅に入居していない方におたずねします。

今後の公営住宅の入居希望について、当てはまるものに○をつけてください。

1. 希望する 2. 希望しない

【仕事の状況】

問7 あなたの現在の就業形態について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 自営業 2. 常用雇用者 3. 臨時・パート 4. 派遣社員
5. 家内労働（内職） 6. その他（ ）
7. 就業していない（→就業していない方は問1 2へ進んでください。）

※「２．常用雇用者」とは、雇用期間について別段の定めがないか、あるいは１年を超える期間を定めて雇われている方をいい、「３．臨時・パート」とは、日々又は１年未満の期間を定めて雇われている方をいいます。

問8 問7で「2. 常用雇用者」、「3. 臨時・パート」、「4. 派遣社員」又は「6. その他」と答えた方におたずねします。

あなたの社会保険の加入状況について、当てはまるものに○をつけてください。

ア 厚生年金又は共済年金への加入の有無

1. 加入している 2. 加入していない

イ 雇用保険への加入の有無

1. 加入している 2. 加入していない

問9 現在就業している方におたずねします。(～問11まで同じ)

あなたの仕事について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 専門的・技術的職業（看護師、栄養士、保育士、教員など）
2. 管理的職業（会社・団体等の役員、部課長、管理的公務員など）
3. 事務（一般事務員など）
4. 販売（小売店員、保険外交員など）
5. 農林・漁業（農業、林業、漁業従事者）
6. 運輸・通信（運転手、通信士、郵便外務員など）
7. 技能・製造・労務（各種製造、建設、労務作業員など）
8. 保安職業（自衛官、警察官、警備員など）
9. サービス業（飲食店店員、接客業、理・美容師、ホームヘルパーなど）
10. その他（在宅勤務者、個人事業主、その他上記に該当しないもの）

問10 あなたは今の仕事をどのようにして探しましたか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 公共職業安定所の紹介 | 2. 就業・自立支援センターの情報 |
| 3. 友人・知人などの紹介 | 4. 家族や親せきの紹介 |
| 5. 学校の紹介 | 6. 求人情報誌 |
| 7. 新聞、チラシなどの求人広告 | 8. 自営等のため探す必要がなかった |
| 9. その他（ | ） |

問11 あなたの普段の帰宅時間（自宅で営業している場合は終業時間）は何時頃ですか。
当てはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|------------------|---------------|
| 1. 午後5時以前 | 2. 午後5時～6時の間 | 3. 午後6時～7時の間 |
| 4. 午後7時～8時の間 | 5. 午後8時～9時の間 | 6. 午後9時～10時の間 |
| 7. 午後10時以降 | 8. 交代制勤務などで一定しない | |

問12 あなたは現在資格をお持ちですか。また、今後取りたい資格等は何ですか。
次の中からそれぞれ3つ以内を選び下の□に番号を記入してください。

- | | | | |
|--------|------------|---------|----------|
| 1. 簿記 | 2. ホームヘルパー | 3. 教員 | 4. 看護師 |
| 5. 調理師 | 6. 理・美容師 | 7. パソコン | 8. 外国語 |
| 9. 栄養士 | 10. 介護福祉士 | 11. 保育士 | 12. 医療事務 |

13. 自動車運転免許 14. その他（下欄に具体的に記入してください）
15. 特になし

現在持っている資格等			
今後取りたい資格等			

問 1 3 問 7 で「7. 就業していない」と答えた方におたずねします。

あなたには就職する希望がありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. 就職したい（→補問へ） 2. 就職は考えていない

（補問）

あなたが就業していない（就業できない）理由のうち、主なもの 1 つに○をつけてください。

1. 他の家族の介護や世話のため 2. 自分が病気（病弱）で働けない
3. 求職中である 4. 職業訓練を受けるなど、技術を修得中である
5. 収入面で条件の合う仕事がない 6. 時間について条件の合う仕事がない
7. 年齢制限のため適当な仕事がない 8. 仕事に必要な専門知識や資格がない
9. その他（ ）

問 1 4 あなたが要望する就業支援策について、主なもの 3 つ以内に○をつけてください。

1. 技能訓練、職業訓練などの機会が増えること
2. 技能訓練受講などに経済的援助が受けられること
3. 就職相談が一カ所で受けられること
4. 就職のための支援策などの情報が得られること
5. 自分で事業を起こす場合に相談や援助を得られること
6. その他（ ）

【家計の状況】

問 1 5 あなたの令和 5 年の年間総収入及び年間就労収入について、それぞれ当てはまるものを下欄の中から選択し、番号を記入してください。

（※ 年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃、地代の収入等）を含めてください。なお、同居の家族の収入は除いてください。）

	番号（下の番号から選んでください）
令和 5 年の年間（※）総収入	
令和 5 年の年間就労収入	

1. 50 万円未満	7. 300～350 万円未満	13. 600～650 万円未満
2. 50～100 万円未満	8. 350～400 万円未満	14. 650～700 万円未満
3. 100～150 万円未満	9. 400～450 万円未満	15. 700～750 万円未満
4. 150～200 万円未満	10. 450～500 万円未満	16. 750～800 万円未満
5. 200～250 万円未満	11. 500～550 万円未満	17. 800 万円以上

6. 250～300 万円未満	12. 550～600 万円未満	
-----------------	------------------	--

問 16 あなたの債務について、おたずねします。現在、債務はありますか。

1. ある (→補問へ) 2. ない

(補問)

「1. ある」と答えた方について、債務の総額を記入してください。

約 _____ 円

【公的福祉制度（福祉施策）】

問 17 問 14 でおたずねした就業支援策以外で、あなたが要望する福祉制度について、主なもの 2 つ以内に○をつけてください。

1. 病気などの場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援制度の充実
2. 各種相談事業の充実
3. 各種手当・年金・給付金などの充実
4. 貸付金制度の充実
5. 公営住宅の優先入居
6. その他 ()

問 18 下記の公的福祉制度等の利用について、現状及び今後のそれぞれについて、当てはまるものに○をつけてください。(一部事業を実施していない市町村があります。)

	現 状			今 後	
	利用して いる、又 は利用し たことが ある	利用したことがない		利用した い	利用する つもりは ない
		知らな かった	知ってい るが利用 したことが ない		
(ア)母子・父子自立 支援員	1	2	3	4	5
(イ)民生・児童委員	1	2	3	4	5
(ウ)女性相談支援 センター	1	2	3	4	5
(エ)公共職業安定所 (ハローワーク)	1	2	3	4	5
(オ)ひとり親家庭就業・ 自立支援センター	1	2	3	4	5
(カ)日常生活支援事業 (家庭生活支援員の派遣)	1	2	3	4	5
(キ)母子父子寡婦福祉資金貸付 (修学資金、生活資金等)	1	2	3	4	5
(ク)住宅整備資金貸付	1	2	3	4	5

- (オ) ひとり親家庭就業・自立支援センター：ひとり親家庭の子育てや生活相談、養育費等の法律相談を行うほか、ひとり親家庭の就業に関する相談を行う事業
- (カ) 日常生活支援事業：ひとり親家庭の親が就職活動や病気等で家事・育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣して、日常生活の世話や保育などを行う事業
- (キ) 母子父子寡婦福祉資金貸付：母子家庭・父子家庭・寡婦の方の経済的自立と生活の安定、その子どもの福祉を図るため、各種資金の貸付を行う事業
- (ク) 住宅整備資金貸付：母子家庭・父子家庭・寡婦の方の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行う事業

あなたは、どのようにして制度等を知りましたか。主なもの2つ以内に○をつけてください。

- 【生活上の問題、その他】

1. 生活費 2. 仕 事 3. 住 居 4. 家 事 5. 健 康
6. 相談相手 7. その他（ ）
8. 特にない

1. いる (→補問へ) 2. 欲しい 3. いない 4. 必要がない

その相談相手について、主なもの2つ以内に○をつけてください。

1. 職業訓練の場や働く機会の増加
2. 養育費の確保対策の充実
3. 児童扶養手当制度の充実
4. 公営住宅の優先入居

5. 家庭生活支援員派遣制度の充実
6. 夜間・休日・病児、病後児保育の充実
7. 放課後児童クラブ（学童保育）の充実
8. 仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実
9. 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
10. 医療費制度の充実
11. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の充実
12. 公的機関による連携・支援ネットワークの構築
13. その他（具体的に）

問 2 3 寡婦福祉に関して、意見や要望等がありましたら、自由に記入してください。

[illegible]

◆◆◆ これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 ◆◆◆



秋田県ひとり親家庭等自立促進計画

発行 令和7年3月

印刷・発行

〒010-8570

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課

TEL 018-860-1344

FAX 018-860-3844

美の国あきたHP <https://www.pref.akita.lg.jp/>